

特別寄稿

# Islamic Justice in Indonesia: Family Law Reform and Legal Practice in the Religious Courts<sup>1</sup>

Euis Nurlaelawati<sup>2</sup>

## A. Introduction

Although Indonesia has the largest Muslim population in the world with its more than 90 percent Muslims, as many scholars and politician state, it is a constitutionally secular state. As a consequence of state ambivalence toward religion within the state system, demands to institutionalize Islam in politics, education, the justice system and other fields of public life abound. Tensions between the state and revelation implicit in Islam are thus inevitable and have had a profound impact on the development of Islamic law in Indonesia.

In Indonesia, like in other Muslim countries, the area of Islamic law which is most widely and directly applied by Muslims is Islamic family law. Following the lead of a number of other Muslim countries, in 1991 Indonesia began codification of Islamic family law and issued a *Kompilasi Hukum Islam* to complete the unification of legal references and resolve contemporary familial problems, which developed in 1974 when the Marriage Law was promulgated. The *Kompilasi* is a set of regulations that apply specifically to Indonesian

---

<sup>1</sup> Some of the data and arguments in this paper have been discussed at greater length in earlier publications by the author; see, for example, *Modernization, Tradition and Identity: The Kompilasi Hukum Islam and Legal Practices of the Indonesian Religious Courts*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 2010, (with Abdurahman Rahim), "The Training, Appointment and Supervision of Islamic Judges in Indonesia," *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 21, No. 1, January 2012, and "Shari'a-based Laws: The Legal Position of Women and Children in Indonesia," in *Regime Change, Democracy, and Islam: The Case of Indonesia (A Final Report Islam Research Program)*, 2013, 38-39. at [www.hum.leiden.edu](http://www.hum.leiden.edu).

<sup>2</sup> The author is a senior lecturer in Islamic (family) law of the Faculty of Sharia and Law, State Islamic University, Syarif Hidayatullah, Jakarta.

Muslims, and legal issues related to the *Kompilasi* are dealt with by judges in religious courts. Through these two sets of laws, the state accommodated its varied interests and local practices, and heeded women's interests, paying special attention to the issues of polygamy, divorce, marital property, and post-divorce rights for women. The legal reforms, however, exist on paper only if judges fail to apply them well. It is essential for judges of Islamic courts to comprehend the legal rules and apply them in the best manner and to the greatest extent possible in order to achieve justice for those seeking it.

This paper discusses the application of Islamic family law in Indonesia. It attempts to look at how Islamic family law is being reformed, applied, and adopted into the national system by looking at the development of substantial and procedural legal rules within the Islamic judiciary. It describes how the state-authored Islamic family law has been interpreted, accepted and treated by Muslim judges and society in general. A number of legal rules are presented as examples to better understand legal practices in the religious courts as well as judges' legal interpretations in resolving cases brought before them. Particular attention will be devoted to women's access to justice in order to see the extent to which Islamic family law has addressed gender issues.

## B. Religious Courts: Organization and Profiles

### 1. Organization: management and supervision

Religious courts in Indonesia have been present since well before Independence. Under colonial rule, they began to evolve when the Dutch colonial government decided that there should be a religious court in every district where a civil court existed.

During the colonial period, Islamic legal institutions were under the administrative auspices of the Ministry of Justice. After independence, authority over the Islamic courts was transferred from the Ministry of Justice to the Ministry of Religion at the suggestion of the Ministry of Religion as soon as it was established. It should be noted that the Ministry of Religion had its roots in a colonial era "Office for Religious (Islamic) Affairs"; as soon as the Japanese

surrendered and independence was proclaimed, the Indonesian Government changed it into the Ministry of Religion (effective January 3, 1946).<sup>3</sup>

There were no significant changes to the religious courts in subsequent years, except that the number of courts increased throughout Indonesia. Significant changes in both the institutional and juridical development of the Islamic courts only began to be introduced in the early 1970s. In 1970, the government issued the Basic Law on Judicial Power (Law No. 14/1970). Article 10 of the act defines the structure of the Indonesian judiciary. The article first states that judicial power is to be exercised by four types of courts: general courts, Islamic courts, military courts, and administrative courts. This clearly acknowledges the existence of religious courts in the Indonesian national legal system.<sup>4</sup> This law also dictates that the Supreme Court is the highest judicial authority in the country and, as such, has the power to review decisions from the highest appellate authority within all four systems. While the Supreme Court began to decide appeals from the Islamic courts in the mid-1970s, after a special chamber to hear cases brought from appellate religious courts was established, budgeting and staffing remained under primary control of the Ministry of Religion.<sup>5</sup> This division of responsibility was formalized in the Religious Court Law No. 7/1989 which assigned administrative responsibility for Islamic courts to the Ministry of Religion and responsibility for “technical juridical matters” to the Supreme Court.

The passing of the Religious Court Law No. 7/1989 was welcomed with enthusiasm by different sections of the Indonesian Muslim community, and was seen as the outcome of a long struggle by the Indonesian Muslims who had been demanding the accommodation of Islamic law by the state. In fact, the act puts the religious courts in the same position as the other courts. In terms of substance, the act is also perceived as marking significant progress in the application of Islamic law, as it is one of the legal spheres constituting the

---

<sup>3</sup> See M. B. Hooker, *Islamic Law in South-East Asia*, Oxford: Oxford University Press, 1984, 255.

<sup>4</sup> M. B. Hooker, *Islamic Law in South-East Asia*, 256.

<sup>5</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition, and Identity: The Kompilasi Hukum Islam and Legal Practices of the Indonesian Religious Court*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 2010, 55.

national legal system. By the promulgation of the Religious Court Law No. 7/1989, all the regulations which previously applied in religious courts were abrogated, as stated in article 107.<sup>6</sup>

A significant change in the supervision and administration of religious courts occurred when the Minister of Religious affairs signed a letter transferring full control over the religious courts to the Supreme Court as a final response to the demand for the transfer formalized in a 1999 amendment to the 1970 Basic Law on Judicial Power.<sup>7</sup> Promoting a 'one roof' system of judicial administration, the 1999 Act had mandated the transfer of administrative, structural, and financial authority over the four judiciary domains to the Supreme Court.<sup>8</sup> Having been given a five-year timetable for implementation, in 2004 the Ministry of Religious Affairs transferred administration, structure, and finances of the Islamic courts to the Supreme Court. It is worth noting that the Ministry of Religion initially opposed the proposal to place the Islamic courts under the authority of the Supreme Court when the issue was discussed in the legislature.<sup>9</sup> While some judges and Ministry officials continue to debate the change, many feel that the status of the Islamic courts has been elevated with the implementation of the one-roof system, and that placing the Islamic courts under the Supreme Court has resulted in a more thorough integration of the Islamic courts into the national legal system.<sup>10</sup>

## 2. The number of courts and judges

According to the data released by the Directorate General of Religious Court Body (Badan Peradilan Agama/Badilag) in 2011 there were 359 first instance

---

<sup>6</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 57.

<sup>7</sup> Basic Act on Judicial Power, Act No. 35 of 1999, art. 1 (amending Basic Act on Judicial Power, Act No. 14 of 1970, art. 11).

<sup>8</sup> Mark E. Cammack, 'The Indonesian Islamic Judiciary', in R. Michael Feener and Mark E. Cammack (eds), *Islamic Law in Contemporary Indonesia: Ideas and Institutions*, 146, 2007, 156-57.

<sup>9</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 63.

<sup>10</sup> Euis Nurlaelawati and Abdurahman Rahim, 'The Training, Appointment and Supervision of Islamic Judges in Indonesia', *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 21, No. 1, January 2012, 59.

Islamic courts and 29 appellate Islamic courts throughout the country. This is considered to be adequate, sufficient for the Islamic courts to fulfil their obligations as legal executives within the Islamic judiciary so that Muslim society can find legal justice. Indeed, Islamic courts have the mission to produce just and reliable legal verdicts to ensure peaceful and harmonious life for Muslim society.

The number of judges has increased from time to time. At the end of 2009, the Islamic judiciary had been staffed by 3,408 judges. At that time, first instance Islamic courts employed 3,047 judges and there were 361 judges in the 29 appellate Islamic courts, 342 male judges and 19 female judges.<sup>11</sup> According to a report issued in 2011, available on the Badilag website, there are 3,687 judges in first instance and appellate courts in Indonesia, only 507 being female judges (471 in first instance courts and 36 in appellate courts). There were more than 200 judges appointed from 2009 to 2011.

The judges in the first instance Islamic courts and appellate courts have different educational backgrounds. According to 2009 data, most first instance court judges have bachelor degrees and few have Master or doctoral degrees. Of these, 1,682 male judges held bachelor degrees, 703 held master degrees, and 5 held doctoral degrees. On the other hand, 520 female judges had bachelor degrees, 139 had master degrees, and none had a doctoral degree.<sup>12</sup> Meanwhile, most of the appellate Islamic court judges (195) had obtained master degrees, including 185 men and 10 women. 165 held only bachelor degrees, 56 men and 9 women; only one held a doctoral degree. In 2011, more judges held doctoral degrees.

## C. Islamic Family Laws: Reforms by State

### 1. Substantial Legal Reforms

The existence of the religious courts was strengthened by the enactment of a

---

<sup>11</sup> Euis Nurlaelawati and Rahim, 'Training, Appointment and Supervision', 57.

<sup>12</sup> Derived from data of the Directorate General of Religious Court Body (Badilag), the Supreme Court's Islamic judiciary section, per August 2009.

Marriage Law in 1974, which was designated Marriage Law No. 1/1974. Applicable to all Indonesian citizens regardless of their religion, this Law gave religious courts the formal authority to deal with Muslim family issues. Under this law, religious courts across Indonesia have had the same jurisdiction over matrimonial issues and the substantive grounds for their settlement since 1 October 1975. There are a number of issues which began to be regulated through this law, including polygamy, divorce by repudiation, settlement of joint property, child custody and alimony, legal status of a child, and determination on the validity of marriages concluded before the promulgation of Marriage Law No. I/1974 and which were carried out in accordance with other regulations.<sup>13</sup>

Despite the fact that the authority of religious courts were not fully recognized, as Article 63 requires religious courts to submit their decisions to the civil courts for confirmation, the Marriage Law No. 1/1974 has to be considered a milestone in substantive changes in the application of Islamic law in Indonesia. As mentioned above, under this law, a new set of Islamic rules was established. By referring to this law, Muslim judges could approve or disapprove a petition for divorce and or a request for permission to enter a polygamous marriage made by a husband.

Admittedly, although a number of reforms had been made, this law still did not address various other marital problems. The common practice of marriage during pregnancy was, for example, not regulated in the law. Named the Marriage Law, this law contains no articles regulating inheritance issues. Consequently, when resolving cases of inheritance, judges of the religious courts had to continue to base their judgments on inheritance on legal doctrines laid down by earlier scholars of Islamic law in *fiqh* books.<sup>14</sup>

As illustrated in the aforementioned inheritance issues, the absence of a uniform legal reference to which their judges could refer in resolving all familial

---

<sup>13</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 54-55.

<sup>14</sup> See M. Fadhil Lubis, 1995, *Islamic Justice in Transition: A Socio-Legal Study of The Agama Court Judges in Indonesia*, Ph.D. Dissertation, Los Angeles: UCLA, 1995. See also Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 61.

cases brought before them put judges into an unenviable situation. Therefore, they continued to refer to various classical *fiqh* texts of their choice, a practice which resulted in uncertainties about legal transactions among members of Muslim society who sought justice in religious courts. Judges on different panels might give different rulings on cases of the same nature. Although that could be accepted in a kind of sociological perspective, this would undermine confidence within Muslim society when lack of legal rules was seen to be the reason for different rulings.

An attempt to unify substantive laws of the religious courts had been made in 1958 through a circular letter from the Ministry of Religious Affairs that recommend judges limit their legal references to a small number of *fiqh* texts, i.e. thirteen *fiqh* texts.<sup>15</sup> Although the attempt was a move in the right direction, this limitation had not eliminated discrepancies between decisions in cases which were essentially the same. In fact, although referring to only thirteen *fiqh* books after 1958, religious court judges still decided the same sorts of cases on different grounds, so that there were inevitably divergent decisions handed down on a regular basis. The logical conclusion was accordingly to assume that the Ministry's decisions had failed to remove persistent uncertainties in Muslim society.

Moreover, despite that fact the Marriage Law No. 1/1974 and a few clauses of the Religious Court Law No. 7/1989 resulted in substantial reforms and dealt with material laws, many outstanding matters were not addressed. As I noted in another work, Yahya Harahap believed that inevitably there were problematic cases which resulted in conflict and debate among Muslims.<sup>16</sup> Worse yet, many Muslim citizens, '*ulama*', and even members of elite believe that familial matters are personal matters and should be free of government intervention. In the 1960s there was an attempt to propose the application of a national inheritance system. However, political factors combined with strong

---

<sup>15</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 53.

<sup>16</sup> See Yahya Harahap, "Informasi Materi Kompilasi: Mempositifkan Abstraksi Hukum Islam", in Cik Hasan Bisri, *Kompilasi Hukum Islam dan Peradilan Agama dalam Sistem Hukum Nasional* (Jakarta: Logos, 1999), 149-156.

opposition by traditionalist *ulama*, and ultimately no Islamic legal codes on inheritance in particular or uniform substantive laws on such issues were issued in Indonesia, let alone in the religious courts.

Fortunately, a new day dawned when the Indonesian president, Soeharto, issued a Presidential Instruction identified as the *Inpres (Instruksi Presiden)* No. 1/1991 about the socialization of the *Kompilasi Hukum Islam* (Compilation of Islamic Law). This *kompilasi* was to act as the substantive law compilation to be referred to by religious court judges in making their judgments. By referring to the *kompilasi*, judges have been expected to avoid the problem of disparity in the use of legal references and consequent divergent judgments on similar cases. The *kompilasi* consists of three books covering marriage, inheritance and endowment. It introduces a number of novel rules accommodating *adat*, state interest and women's demands for improvement of their legal position. The inclusion of the rule of joint property that admits the contribution of both spouses to the creation of wealth is one of the examples of how the *kompilasi* accommodates local *adat*. The introduction of the rule of inheritance where daughter could block collaterals is one of proofs that *kompilasi* has reformed the Islamic classical rule where daughter shares estate together with collaterals.

The revision into two separate amended laws on marriage and inheritance which is now under consideration shows that substantial reforms are still being made. While, the draft Marriage Law to be applied within Religious Courts, called *Hukum Materiil Peradilan Agama / HMPA Bidang Perkawinan*), has been already submitted to the Parliament to be discussed at the national level, the draft Inheritance Law (*Hukum Materiil Peradilan Agama / HMPA Bidang Kewarisan*) is still being written and discussed by legal scholars. There are some revisions and additional rules in both two drafts as to address new issues which have arisen within the practice of Islamic family law.

If we look at it from the perspective of legal development, the legal reform or original issuance of this state legislation reflects a long struggle by Muslims for the application of Islamic law in Indonesia, beginning in the 1950s and early 1960s with the proposals of Hazairin and Hasbi al-Shiddieqy for the



formulation of an Indonesian school of Islamic law.<sup>17</sup> The origins of the *Kompilasi* can be found in Hazairin's proposal for the formulating a distinct Indonesian school of Islamic law. A scholar of both Islamic and *adat* law at the University of Indonesia, Hazairin (1905-1975) sought to bridge the gap between the two by advocating the development of a distinctive body of Islamic law. He was convinced that the reform of Islamic law was not an individual matter, but rather a collective task to be completed by representatives of the community, working in close partnership with the state. He wanted to see problems in the Muslim community solved by formal institutions with the authority to act on religious issues.<sup>18</sup> In the 1980s, the same agenda reappeared when Munawir Sjadzali suggested the reactualisation of Islamic law, which developed in the direction of the unification of legal references in the religious courts.<sup>19</sup>

## 2. Procedural Legal Reforms

Besides the development of substantial legal references, there have been also developments in legal procedural matters which have allowed litigants, particularly female litigants, to have better access to justice. Although a number of procedural reforms were made several years ago to ease the process of litigation, my latest research concluded that more significant and influential procedural legal reforms had been made at the end of the 1990s.<sup>20</sup>

Since 2006, the Ministry of Religious Affairs has offered a special course providing instruction in Islamic law for brides and grooms called the 'Kursus Calon Pengantin' (Suscatin) program, held at the Offices of Religious Affairs (Kantor Urusan Agama). The prospective bride and groom are each awarded certificates for the completion of the Suscatin program. The most significant and influential legal aid is provided by legal aid posts (POSBAKUM) inside

---

<sup>17</sup> For a good discussion, see Michael Feener, "Indonesian Movements for the Creation of a National Madhhab", *Islamic Law and Society*, 9:1, 2002. See also Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 76-80.

<sup>18</sup> Hazairin, *Hukum Kekeluargaan Nasional*, Jakarta: Tintamas, 1962, 10.

<sup>19</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 78-79.

<sup>20</sup> See Euis Nurlaelawati, "Shari'a-based Laws in Indonesia."

court buildings, operated extensively since 2011, and by PEKKA (Perempuan Kepala Keluarga, Female Heads of Households), an NGO supporting the empowerment of female-led households in the context of obtaining legal rights.<sup>21</sup> For example, in the first four months of operation following its establishment in 2012, Cianjur's legal aid post provided legal assistance to more than 220 people,<sup>22</sup> the majority of whom were women seeking legal aid. These programs have complemented programs that have already been established by a number of women centres. Funded by and coordinated with national and foreign donors, these women centres organized programs providing advocacy, usually assisting women in dealing with family problems.

Aside from the increase in legal assistance, better court services have been also offered by judges. Supported by the wider international community, including the Australian Family Court, Indonesia's religious courts have been trying to improve their services. The State budget was adjusted in response to research findings on the procedural problems of the judiciary, and the courts received a bigger budget from the State Budget in 2008 and 2009; subsequently, they have run a 'Prodeo' program (courts for the poor/fee waivers) and courts-on-circuit (*sidang keliling*).<sup>23</sup> Although these programs do not target particular litigants, poor women in particular have taken advantage of the programs, allowing them better access to justice.

#### D. Legal Practices at Religious Courts: Between Classical and State Islamic Law

The *Kompilasi Hukum Islam* of 1991, henceforth called *Kompilasi*, constitutes a substantive law of religious courts which systematizes and compiles in one

---

<sup>21</sup> Cate Sumner and Tim Lindsey, *Courting Reform: Justice for the Poor*, Lowy Institute, 2010, 42-44.

<sup>22</sup> 'Laporan Pelaksanaan Sidang Keliling, Prodeo dan Posbakum Tahun 2012 Bulan Januari s/d April 2012', Pengadilan Agama Cianjur, May 8, 2012.

<sup>23</sup> For further discussion on these programs, see Euis Nurlaelawati, 'Shari'a-based Laws: The Legal Position of Women and Children in Indonesia', in *Regime Change, Democracy, and Islam: The Case of Indonesia (A Final Report Islam Research Program)*, 2013, 38-39. at [www.hum.leiden.edu](http://www.hum.leiden.edu).

volume Islamic legal rules, particularly family law derived from various *fiqh* texts. This effort of the Indonesian government is one of the remarkable examples of the trend towards legal codification in the Muslim world. As previously mentioned, it is divided into three books covering marriage, inheritance and endowment. The issuing of the *Kompilasi* by the Indonesian government complemented the reform of the religious judicial system in Indonesia which had previously witnessed the ratification of the Religious Court Law Mo. 7/1989 as the formal law regulating the position of religious courts within the national legal system, plus the composition and jurisdiction of courts and the law on procedure applicable for the courts.

### 1. Judges' Position of the *Kompilasi*

Like the other newly codified legal codes, the *Kompilasi* succeeded in introducing numerous changes, such as rules governing obligatory bequest and the representation of heirs. However, not all recommendations were incorporated, nor have all newly inserted reforms been fully accepted by judges. My doctoral research, conducted during 2003-2005, found that, although the judges have demonstrated their concern with the *kompilasi* since its introduction in 1991 by citing its articles as the legal basis for their judgments, it has reaped criticism as many scholars have challenged the issues raised and posed pertinent questions about the Islamic rationale of the rules.<sup>24</sup> As if to satisfy such scholars, the acceptance of the *Kompilasi* did not lead judges to completely abandon their practice of quoting legal doctrines from *fiqh* books.

Despite judges being trained to develop a deeper commitment to State law, enshrined in the *Kompilasi*, many continue to adhere to the classical legal doctrines in cases in which the *Kompilasi* takes different stance from such texts. In fact, the *Kompilasi* introduced novel rules that challenged the Islamic rules in *fiqh* texts. In such cases judges have been inclined to quote legal doctrines from the *fiqh* books to such an extent that they abandon the provisions in the *Kompilasi* entirely. Many judges feel that the *Kompilasi* has

---

<sup>24</sup> Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 106-129.

on a number of issues exceeded its mandate in adopting such local practices as the representation of heirs and adoption or in heeding the growing demands among feminists for putting males and females in the same position. They have demonstrated their repudiation by enthusiastically returning to the opinions of *ulama* preserved in the *fiqh* books when making judgements on such issues.<sup>25</sup> According to a number of judges, the legal doctrines expressed in the classical texts still have the upper hand as far as they are concerned.

Additionally, confronted with other reforms, many judges also still feel free to interpret when reaching a decision on the cases before them. This does not always mean that they do not agree with the established rules, but rather they do so to follow their legal thought on creating 'public good.' Therefore, citing public utility, they have often deviated from the *Kompilasi* and looked at *fiqh* texts instead. The cases of custody of under-age children are one of the best examples. The *Kompilasi* rules that the right to custody of under-age children devolves on their mothers. The *Kompilasi* makes no mention at all of the qualifications of or limitations on mothers in acquiring this right. However, when judges have known that a mother had become an apostate and hence consider her religiously deviant, they show no reluctance about deviating from the *kompilasi* and depriving her of this right, transferring it to other parties, such as the father.<sup>26</sup> Rules on *isbat nikah* or legalization of marriage and the minimum age of marriage for girls and boys are other examples which demonstrate that public utility has often led judges to deviate from the *Kompilasi* and turned them again in the direction of the *fiqh* texts for the legal basis of their judgments.

Looking at these practices and the attitude of judges, it seems that, as I said in my book, that as a legislated text, the *Kompilasi* is still considered an 'open' text:

Even though, as is also the nature of codes enacted elsewhere, the open character once attributed to the *fiqh* texts is curbed in this form and

---

<sup>25</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 149-160.

<sup>26</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 146.

change is only possible if it is introduced by legislative amendment, interpretative modification by individual scholars and by the official authors of Islamic law, such as judges, is still envisioned. And while, as codes enacted everywhere, the *kompilasi* also carries the implication of replacing the single authorship of the old *fiqh* texts by a plural legislative voice, the authoritative manual opinion ousted by the authoritative code article, the *fiqh* texts and their legal doctrines, have become so institutionalized in the Indonesian Muslim community it is impossible for this new code to replace it entirely.<sup>27</sup>

## 2. Society's Legal Awareness: Extra-Judicial Divorce

The fact that, despite the very existence of the *Kompilasi*, the *fiqh* texts remain central to the judicial practice of judges in Indonesian religious courts seems to constitute a reflection of the ambivalence of Indonesian Muslims about accepting the results of the institutionalization of Islamic law initiated by the State. The ambivalence of Indonesian Muslims towards the outcome of the institutionalization of Islamic law by the State can be seen first and foremost in the issue of divorce. Once, I was told by one of the judges of a religious courts in Indonesia, a woman came to a judge saying that she had been divorced by her husband and showed a small piece of cigarette paper on which there was a statement written by her husband that since a certain (mentioned) date she was no longer his wife. She said that, as she considered herself a divorced wife, she had come to the court merely to obtain a certificate of divorce.

Such cases constitute only one of the abundant legal anomalies occurring within religious courts in Indonesia and reflect of the ambivalence of Indonesian Muslims about the institutionalization of Islamic law initiated by the State. On the one hand, Indonesian Muslims believe that Islamic law is a sacred law whose domain is beyond state control and that the authority of the *ulama* in interpretation of Islamic law is exclusive. *Ulama* are regarded as the guardians of Islamic law, the people who should resolve the actual Islamic legal issues

---

<sup>27</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 223.

facing society. On the other hand, they are aware that the role of the state in legal relations among its citizens cannot be ignored, and thereby its intervention is needed. In this context, the institutionalization of the Islamic law in the framework of the national legal system is frequently perceived to be a necessity. The case described above illustrates this ambiguous attitude of society toward state law.

Since 1974, all petitions for divorce must be brought to a religious court, and the local KUA (*Kantor Urusan Agama*) receive reports of, or documents pertaining to, divorces from the religious court. The divorce procedure was further clearly refined in the 1989 Islamic Judicature Act and the *Kompilasi*. The latter elaborated the rules by providing more details about the divorce procedure. Plaintiffs have to write their claims and submit them to the court. They are invited to attend a court hearing within thirty days after the claims are registered. The court hearing consists of three sittings, each with a different aim. The first sitting attempts to reconcile the couple; at one point, this required counselling by the *Badan Penasihat Perkawinan, Perselisihan dan Perceraian* (Advisory Board for Marriage, Disputes, and Divorce Settlements, BP4) from whom plaintiff received an advisory note. When I did research in 2003-2005, no questions were asked about whether couples had attended BP4. Therefore, while counselling was still recommended, the BP4 advisory note which formerly had to be brought to court was no longer required.<sup>28</sup> This was because, besides also attempting to reconcile the litigants, religious court judges must work independently of other parties or institutions. Since 2009 reconciliation has become the task of judges and only certified judges can become mediators in court.<sup>29</sup> The second session discusses the results of reconciliation efforts. If the petition for divorce is not retracted, a third hearing is arranged to complete the arrangements for divorce.

The *Kompilasi* stipulates that a couple who wants a divorce should go to

---

<sup>28</sup> Hisako Nakamura, *Divorce in Java* (Yogyakarta: Gadjah Mada University Press, 1983). See also Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 186.

<sup>29</sup> See Euis Nurlaelawati, 'Indonesian Muslim Women at Court; Reform, Strategies and Pronouncement of Divorce', *Islamic Law and Society*, Brill, 20: 3. 2013.

court to ask permission to pronounce the divorce formula, to ask the court to dissolve (*fasakh*) their marriages, or to initiate a *khulu'* divorce for which the financial compensation is to be paid by the wife to the husband. However, in reality many people who want to divorce still follow their own path in seeking a divorce, and thus only summon a religious leader or relative to witness their pronouncements of the divorce formula. Some even simply write letters to or shout at their wives, stating that from that time on they are repudiated. Having spoken the formula, many go to the Offices of Religious Affairs at the sub-district level, where divorces petitions could formerly be submitted, but which since 1974 are no longer competent to legalize their divorces.<sup>30</sup>

Many people in the villages in the countryside consider going to court to obtain a divorce is more a burden than a necessity. This is particularly relevant considering the fact that Indonesia has remote villages with limited access to the closest towns. Located in the regency capitals, Islamic courts are places with which some rural people are not familiar. Going to these courts would require expending large amounts of time and money, as they have to walk to reach the main road where normal public transportation like buses are available, and often have to take another form of public transport, such as *ojek* (hired motorcycles).<sup>31</sup> It is still worse, however, as there are three hearing sessions which necessitate time and money. Petitioners have to cover costs of not only their own transportation, but also of that of their witnesses.

The problems facing rural residents and the procedures of procuring a divorce in the courts, however, have not prevented people from divorcing. Instead, these problems have encouraged some to avoid courts and conclude a divorce in a way they regard as religiously lawful (*sah*). They therefore present their cases to *ulama* who maintain that according to Islamic law, the pronouncement of divorce by the husband is the essential legal element to effectuate a divorce and therefore are prepared to approve the divorce. It is interesting that some husbands still go to the KUA to deal with divorce, as

---

<sup>30</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 186.

<sup>31</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 186.

they do not know that the authority over divorce has been removed from the KUA and transferred to the courts.<sup>32</sup> The conflict has intensified as the local KUA have close contact with local society as most of their officials, particularly those serving as *Pembantu Pegawai Pencatat Nikah* (P3N), are recruited from local religious leaders or *ulama* (*tokoh desa* or *tokoh agama*). Most importantly, this institution is established in every district (*kecamatan*), and consequently its officials are firmly rooted in local society. This fact, which enables KUA officials to gain a deeper insight into the marital problems faced by local society, also prompts officials to be more realistic and urge that the authority for resolving divorce cases be returned to the KUA.

This phenomenon has had a great impact on the nature of divorces brought to court and on judges' attitudes. Islamic courts hear not only the cases of divorce that are handled exclusively by courts, but also cases which have already been heard by KUA and local *ulama* or settled by the couple themselves. Many litigants come to the courts merely to obtain letters or certificates of divorce and tell judges that they were divorced before KUA officials or before local *ulama*. They frankly said that that they had come to the court in order to obtain "*kartu kuning*," meaning a yellow certificate, that is, a certificate of divorce (*akte cerai*).

In hearing such cases, judges often face a dilemma. Litigants' statements that they came to courts to merely legalize their actions often leave the judges with only two choices; annul the divorce and re-issue it, or accept it and grant petitioners requests.<sup>33</sup> Some judges are determined to apply state law strictly, and therefore decide such cases by adhering to the regulated divorce procedures and rule that the divorces had not occurred, particularly in cases brought to the courts in recent years, although husbands clearly stated that they had divorced their wives. When a wife still questioned the reason she was divorced or when she did not realize that her husband had actually divorced her, the judges have reheard the cases. Judges have done the same in cases in

---

<sup>32</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 189.

<sup>33</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 192.



which a husband who was understood by his wife to have divorced her, but denied that he had done so. After determining the facts of the case, they ask the husband to pronounce the divorce formula again or declare that the wife's petition is granted and affirm that the divorce will be absolute after the husband's pronouncement of the divorce in court or after the decision has been given executorial force.<sup>34</sup>

The case addressed in one court hearing which I attended illustrates this well. A husband (DM) petitioned for divorce and admitted to having divorced his wife and even to have married another woman. The wife (SH) rejected this and said that she did not want to be divorced and preferred to share him with the (second) woman. The judges explained to them that the husband has now entered into a polygamous marriage to which the wife has agreed but the husband has not. While the husband kept saying that he came to the court merely to formalize the divorce, the judges required them to reconsider what they have done and reconcile and come to the court again the following week. In adopting such a position, the judges often do not care whether or not the litigants adhere to their decisions in terms of their consequences in relation to other legal matters. Besides demonstrating that the judges are often put into a dilemma, this case also illustrates that there is often disagreement between judges and disputants in terms of the religious validity of a given action.

### 3. Judges' Legal Discretion and Women's Issues

In judging cases, Islamic court judges refer to the *Kompilasi*. However, although the *Kompilasi* is officially considered as the relevant legal reference, judges often also refer to other sources. Here I shall discuss two cases related to women's issues where judges formally referred to the *Kompilasi*, but their ruling substantially deviated from the *Kompilasi* and instead substantially relied on Qur'anic verses, resulting in women remaining legally subordinate and weak. These two cases involved polygamy and custody of children after divorce. I shall also discuss other issues in which women have benefitted from and have

---

<sup>34</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity*, 194.

better access to justice. These cases include *iddah* maintenance after divorce under men's petition.

Polygamy constitutes one of the issues that often comes up in legal debates in Indonesia and has gained great deal of attention from legal scholars, researchers and gender activists.<sup>35</sup> Although cases of polygamy do not overload the dockets of Islamic courts, it raises interesting issues in regard to the legal attitude of judges and its relevance to women's fate. In the case of polygamy, most Indonesian Muslim women are not able to negotiate or to influence judges' judicial decisions. Although the issue of polygamy is thoroughly and exclusively regulated in a limited set of laws, mentioned earlier, including the *Kompilasi* and PP No. 10/1983, which was amended in 1990 by PP No. 45/1990 to make the practice of polygamy more difficult, judges in the three courts observed remain gender-biased and unreceptive to women.<sup>36</sup>

Their legal understanding and interpretation is seen clearly in their work. In fact, all the proposals for polygamy brought in 2007-2009 by husbands to Islamic courts of Cianjur, one of the districts in West Java, were accepted. The proposals were based on various reasons, including the inability of existing wives to provide descendants, acute illness of the wives, and a high sexual desire that needs to be fulfilled. It is worth mentioning that, although not explicitly mentioned, high sexual desire is the dominant reason for these petitions. Indeed, four of the nine judgements revealed that the reasons for the polygamy proposals were that their wives could not satisfy their husbands' sexual desires or lust. These judgements clearly indicate that judges in this court remain permissive toward polygamy and not particularly strict about the rules as they often approved non-legal reasons presented by husbands as grounds for polygamy.<sup>37</sup>

My research indicates that proposals on polygamy were mostly met. For example, all twelve proposals on polygamy submitted to courts of Serang and

---

<sup>35</sup> See, for example, the study by Nina Nurmila, *Women, Islam, and Everyday Life: Renegotiating Polygamy in Indonesia*, New York: Routledge, 2009.

<sup>36</sup> Euis Nurlaelawati, 'Shari'a-based Laws', 22.

<sup>37</sup> For the details of the judgments, see Euis Nurlaelawati, 'Shari'a-based Laws', 32-33.

Tangerang in 2007 and 2008 were approved. Although the justifications presented in decisions issued by the Tangerang court include religious observance (*ibadah*)<sup>38</sup> in two cases, wives' failure to satisfy the sexual desire of their husbands in the other two cases, and the husband's high mobility in one case, all twelve petitions were basically approved in order to fulfil the high sexual desire of the petitioners (husbands),<sup>39</sup> which are notably illegal reasons. What judges demonstrated through their legal judgements in polygamy cases is striking. The issue of polygamy in Indonesia, as mentioned previously, is regulated thoroughly. All the relevant laws clearly stress that one or more reasons should be presented first and the qualifications are to be met afterwards.<sup>40</sup> The above cases suggest that judges in these courts do not always adhere strictly to the rules and that, in contrast to the issue of divorce, polygamy is quite difficult to control and 'vernacularize' (interpret according to modern legal discourse). A number of judges clearly believe that polygamy is a legal practice that has clear Islamic legal rationale. Some of them even frankly admitted that if they were to oppose polygamy, they believed they would be deviating from *Sharia*.<sup>41</sup>

Above all, in their judgements, most judges stressed the qualifications to be met by husbands, rather than the reasons why husbands wanted a polygamous marriage. Consequently, they have accepted any reason presented by husbands, even those not included in established laws. Rather than stressing justice, to which judges should be committed, in their legal reasoning, the emphasis here appears to be on the concept of *maslahah* (public good), which is

---

<sup>38</sup> Many Indonesian Muslims consider polygamy as a religious observance (*ibadah*) to be performed by Muslims. The most famous example of this was displayed by Muhammad Insa through his proposal for judicial review on the rule to the Constitutional Court. For further discussion on this issue, see Faye Yik-Wei Chan, 'Religious Freedom vs. Women's Rights in Indonesia: The Case of Muhammad Insa', *Archipel* 83, Paris, 2012, 113-145. See also Simon Butt, 'Islam, The State, and Constitutional Court', *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 19, No. 2, 2010.

<sup>39</sup> Some of these judgements are identified as decisions No. 280/Pdt.G/2009/PA. Srg, No. 526/Pdt. G/2009/PA.Srg, No. 322/Pdt.G/2009/PA.Srg, No. 211/Pdt.G/2008/PA.Tng, and No. 164/Pdt.G/2008/PA.Tng.

<sup>40</sup> Art 2/PP. No. 10/1983 and art 2/PP. No.45/1990.

<sup>41</sup> Based on interviews with six judges of Religious Court of Serang and Tangerang, 2011.

often highly abstract and unclear. In fact, they rarely checked whether or not the husband genuinely has a high sexual desire, nor to determine whether or not the existing wife is really unable to have children, when husbands present such reasons to support their request for polygamy.<sup>42</sup>

Besides polygamy, women have also not benefitted in custody after divorce. In Indonesian religious courts, custody cases can be either resolved in a separated file or integrated into divorce file. Custody cases are mostly brought by women. In custodial cases, women can face two kinds of problems, i.e., losing their right to custody and failing to execute decisions giving them the right to become custodian. In the first case, the problem arises particularly when the man argues that the divorce petitions are motivated by the wife's behaviour.<sup>43</sup> While they have the right to custody over their children of under age of 12, they are often dismissed. In the second case, they are awarded the right but could not have it in practice.

In resolving custody cases, judges generally stress the best interest of children as emphasized in the *Kompilasi*. Although judges agree with this rule and in general follow it, in practice, judges sometimes conclude that as the choice of giving the right of custody to one of the divorced parties aims to ensure the children's welfare, it is not good to give all mothers this responsibility without due consideration; a small number of mothers of bad character, such as those addicted to drugs, or those planning to marry another man, and those who convert to other religions, could be considered inappropriate, and hence could be deprived of the responsibility. I shall here discuss two conditions that lead women to lose their right to custody. First is religious deviance or conversion of the mother, and second is the career of a mother that takes much of her time.

For the sake of best interest for the children, conversion of the mother

---

<sup>42</sup> Interview with judges of Tangerang, July 2011 and based on content analysis of decisions on several petitions for polygamy. For similar findings on this issue, see M.B. Hooker, *Indonesian Syariah: Defining National School of Islamic Law*, Singapore: ISEAS, 2008, 12-13.

<sup>43</sup> Based on content analysis on decisions issued by court' judges and interview with a number of litigants, female in particular in Cianjur, Tangerang and Serang.

to another religion is deemed to be one of reasons that can be used by judges to rob mother of her right to custody. For example, the religious court of Serang gave the right to custody of the children younger than twelve to their father on the grounds that the mother was not pious in her religion and that all the members of her family were non-Muslims. As a basis for its decision, it mentioned a legal doctrine from a *fiqh* text; al-Bajuri's *Hashiya Kifayat al-Akhyar*, Vol. 3, 203, that states that "... there is no right to custody for the mother who is religiously deviant."

With respect to the person having right to custody, the *kompilasi* rules that custody of children should be first passed to women on the mother's side if the mother is deemed incapable. However, in the case of divorce, the first person having rights if the mother is considered inappropriate is the father. This might be due to a consideration that giving it to, for example, an aunt or grandparent on the mother's side can mean in effect still giving it to the mother. Moreover, the fact that familial relationships are so close in Indonesia provides a better justification for giving custody rights directly to the father. It seems that such a decision is taken to ensure that the custody of the children, particularly in cases where the mother and her family have become religiously deviant (*fasiq*) or apostate, lies in the right hands, and that the demands of the best interest have been satisfied.<sup>44</sup> In this respect, it should be noted that the *Kompilasi* indeed rules that to guarantee the safety of the children physically and spiritually, a religious court can transfer the right of custody from one nominee to others. Although it is not clear whether the spiritual aspects to be guaranteed also include (Islamic) religion, religious court judges interpret it in that way, and spiritual safety of the children emphasized in these rules also has a bearing on religious interests of the children.<sup>45</sup>

---

<sup>44</sup> Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition and Identity: The Kompilasi Hukum Islam and Legal Practice in the Indonesian Religious Courts*. Amsterdam: Amsterdam University Press, 2010, 145.

<sup>45</sup> The same holds true in the case of *mumayyiz* children (those who have reached maturity or age twelve or old in accordance with the *Kompilasi*). For further discussion on this issue, see Euis Nurlaelawati, *Modernization, Tradition, and Identity*, 145-146.

The career of the mother or even the mother's working outside the home can become an additional reason for her to lose rights to custody. Many cases from the three courts observed proved this. I collected more than one hundred decisions, including on cases of custody. Of the 13 cases of custody from courts of Tangerang, Serang and Cianjur whose decisions were either integrated in decisions on divorce cases under wives petitions or issued separately, five eliminated wives' custody rights.<sup>46</sup> Although this is a small number given that eight decisions awarded wives custody rights, these cases demonstrated judges' imbalanced or unequal approach to the issue, leaving many wives remain aggrieved. Two of the five wives in cases handled by the courts of Serang and Tangerang were not awarded custody by judges in the first instance courts and they did not negotiate or appeal the rulings to higher courts. The reason for dismissing the wife in the first case was that she works. In her divorce petition, she also petitioned for custody of her 4 years-aged son. Although working mothers could be awarded custody in other cases, their capability to undertake the task of raising their children was often questioned, as this case demonstrates. On these grounds, the mother was robbed of her rights, although the husband worked too.<sup>47</sup> The principle of the best interest of children is not very clear and largely determined by judges' assumptions that the mother had to have more time for her child, although they were also not sure whether the working husband has sufficient time to raise the child.

There are some cases however where women receive better justice. As mentioned above, women are entitled to some rights after divorce. These include custody over their children, financial maintenance during the waiting period (*iddah*), and financial support for children under their custody. Although rules related to these rights have not been well implemented, there have been significant attempts by judges to protect women's right to property after divorce and to *iddah* maintenance in particular. If we look at the decisions on divorce cases petitioned by husbands, we could assume that wives' right to

---

<sup>46</sup> Euis Nurlaelawati, 'Sharia-Based Laws', 27.

<sup>47</sup> Euis Nurlaelawati, 'Sharia-Based Laws', 27.

*iddah* maintenance have been granted. As mentioned above, wives have rights to spousal alimony after divorce initiated by husbands and most wives interviewed are aware of this right. In fact, in all eighteen cases heard in the courts of Tangerang and Serang where I did research for the Islam Research Program, judges required husbands to pay and submit to the clerk the spousal alimony and *mut'ah* (gift of consolation). Even better, judges of this court, as in those of courts in Aceh, Padang, and Makassar<sup>48</sup> demanded husbands make the payments before they are permitted to pronounce the divorce formula in court.<sup>49</sup>

Judges, however, have not always acted in such a strict manner. In fact, judges are very realistic and often adapt to the circumstances faced by husbands. Problems of finance for many husbands have made judges lax, and they therefore would allow the husband to pronounce the divorce formula in court without husbands making payments in advance, and instead warning the husbands to perform their obligations afterward. In so doing, judges avoid leaving wives with an unclear legal status. Judges also often adapt to the financial condition of husbands and therefore ignore the amount demanded by wives, and instead determined a different amount to be paid by husbands.<sup>50</sup> Therefore, although changes in judges' attitudes have to some extent helped improve justice for women, a number of issues, including economic and procedural issues, still result in many husbands not fulfilling their legal obligations.<sup>51</sup>

Moreover, although husbands are aware that the obligations are mentioned in court decisions, they could still avoid the payments, assuming that

---

<sup>48</sup> Arskal Salim, *Demi Keadilan dan Kesetaraan*,

<sup>49</sup> Based on notes on hearings held in courts of Serang and Tangerang and interviews with a number of judges, Serang and Tangerang, September, October and November, 2010.

<sup>50</sup> Based on notes on hearings held in courts of Serang and Tangerang and analysis on a number of judgements issued by these two courts.

<sup>51</sup> Euis Nurlaelawati, 'Sharia-Based laws in Indonesia', 45-46 and Stijn van Huis, 'Akses terhadap Hak-hak Pascaperceraian bagi Perempuan Bercerai di Cianjur', in Ward Berenschot (eds.), *Akses terhadap Keadilan: Perjuangan Masyarakat Miskin dan Kurang Beruntung untuk Menuntut Hak di Indonesia*, Jakarta: HuMA, 233-253.

the payments constitute religious obligations. They are also aware of the punishment, when they fail to make them. Nonetheless, although in many cases the threat of punishment in the hereafter is a much greater motive for complying. In this case, their view that the sanction was religious and would come in the hereafter led them to ignore the payments and excuse themselves as poor people and contributed to the lenient implementation of the rulings by husbands. The absence of any instrument or mechanism to enforce the execution of rulings has encouraged judges' negligence in implementation.

### References

- Butt, Simon, 'Islam, The State, and Constitutional Court', *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 19, No. 2, 2010.
- Cammack, Mark E., 'The Indonesian Islamic Judiciary', in R. Michael Feener and Mark E. Cammack (eds), *Islamic Law in Contemporary Indonesia: Ideas and Institutions*, 146, 2007, 156-57.
- Chan, Faye Yik-Wei, 'Religious Freedom vs. Women's Rights in Indonesia: The Case of Muhammad Insa', *Archipel* 83, Paris, 2012, 113-145.
- Feener, Michael, "Indonesian Movements for the Creation of a National Madhhab", *Islamic Law and Society*, 9:1, 2002.
- Harahap, Yahya, "Informasi Materi Kompilasi: Mempositifkan Abstraksi Hukum Islam", in Cik Basri, Hasan, *Kompilasi Hukum Islam dan Peradilan Agama dalam Sistem Hukum Nasional* (Jakarta: Logos, 1999), 149-156.
- Hazairin, *Hukum Kekeluargaan Nasional*, Jakarta: Tintamas, 1962, 10.
- Hooker, M. B., *Indonesian Syariah: Defining National School of Islamic Law*, Singapore: ISEAS, 2008, 12-13.
- Hooker, M. B., *Islamic Law in South-East Asia*, Oxford: Oxford University Press, 1984, 255.
- Huis, Stijn van, 'Akses terhadap Hak-hak Pascaperceraian bagi Perempuan Bercerai di Cianjur', in Ward Berenschot (eds.), *Akses terhadap Keadilan: Perjuangan Masyarakat Miskin dan Kurang Beruntung untuk Menuntut Hak di Indonesia*, Jakarta: HuMA, 233-253.
- Laporan Pelaksanaan Sidang Keliling, Prodeo dan Posbakum Tahun 2012 Bulan Januari s/d April 2012', Pengadilan Agama Cianjur. May 8, 2012.
- Laporan Pelaksanaan Sidang Keliling, Prodeo dan Posbakum Tahun 2012 Bulan Januari s/d April 2012', Pengadilan Agama Cianjur. May 8, 2012.
- Lubis, M. Fadhil, *Islamic Justice in Transition: A Socio-Legal Study of The Agama Court Judges in Indonesia*, Ph.D. Dissertation, Los Angeles: UCLA, 1995.
- Nakamura, Hisako, *Divorce in Java*, Yogyakarta: Gadjah Mada University Press, 1983.
- Nurlaelawati, Euis, 'Indonesian Muslim Women at Court; Reform, Strategies and Pronouncement of Divorce', *Islamic Law and Society*, 20. 3. 2013.



Islamic Justice in Indonesia: Family Law Reform and Legal Practice in the Religious Courts  
(Euis Nurlaelawati)

- Nurlaelawati, Euis, *Modernization, Tradition, and Identity: The Kompilasi Hukum Islam and Legal Practices of the Indonesian Religious Court*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 2010.
- Nurlaelawati, Euis, 'Shari'a-based Laws: The Legal Position of Women and Children in Indonesia', in *Regime Change, Democracy, and Islam: The Case of Indonesia (A Final Report Islam Research Program)*, 2013, 38-39, at [www.hum.leiden.edu](http://www.hum.leiden.edu).
- Nurlaelawati, Euis, and Abdurahman Rahim, 'The Training, Appointment and Supervision of Islamic Judges in Indonesia', *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 21, No. 1, January 2012.
- Nurmila, Nina, *Women, Islam, and Everyday Life: Renegotiating Polygamy in Indonesia*, New York: Routledge, 2009.
- Sumner, Cate, and Tim Lindsey, *Courting Reform: Justice for the Poor*, Lowy Institute, 2010.

## 客員研究員活動報告

# ルックイースト政策 30 年の功罪と今後の課題

岡本 義輝\*

### 1 はじめに

ルックイースト政策は概念としては理解している人は多いと考える。しかし、マレーシアのどこで、日本留学のための日本語や理数教科の予備的な教育を受け、日本のどの大学や高専に留学し、何を学んでいるのかを知っている人は少ないのでは、と考える。まして、日本の大学や高専を卒業後のマレーシアでの就職先や日系 R & D への貢献度となると、なおさら解りにくい。そこで、具体的な仕組み等を明らかにし、課題を検討して行きたい。また、2002 年に小泉・マハティール両首相が合意した「日馬工科大学」構想が形を変え、マレーシア工業大学 (UTM) の 1 学部として、UTM・KL キャンパス (地下鉄 Ampang Park 駅から北へ車で 5 分) に 2011 年 8 月に開設・開学した。この大学 (M J I I T : Malaysia-Japan International Institute of Technology) は、日本に留学しないで、マレーシアで同じ成果を得ようとするものである。これについても報告する。

### 2 ルックイースト政策とは

マハティール (Mahathir bin Mohamad) は 1981 年 7 月に第 4 代首相に就任した。その後、22 年間首相の座を保ったあと、2003 年 11 月に退任した。マハティール首相は、就任翌年の 1982 年 2 月、クアラ・ Lumpur で開催された第 5 回日本マレーシア経済協議会の挨拶において、日本からの経済協力の更なる拡大を求めるとともに、日本や韓国の経験に学ぶ (Look East) ことが必要であるとして、マレーシア人のために日本での学習機会や研修機会を増大するよう日本に要請した。日本や韓国の経済発展の秘訣が国民の労働倫理や勤労意欲にあるとの観点から、日本の高度な知識や技術の習得のみならず、これらの日本人の労働倫理や勤労意欲を日本への研修や留学を通じて直接学び取る事を目的としたこの政策は、その後「東方政策 (Look East Policy)」と呼ばれるようになり、この政策の下、現在に至るまで 20 数年間にわたり毎年多くのマレーシア人留学生が日本に派遣されている。

\* 本論文は、同氏の当研究センター客員研究員 (2012.9.11 - 2014.3.31) としての活動成果の一部である。なお、本誌 p.58 に記されているように、本論文の内容は、2013 年 11 月 11 日の当センター講演会でも報告された。

表1 ルックイースト留学生数

	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	
学部	39	45	64	79	81	84	81	88	104	114	135	123	128	
高専	24	28	30	29	30	30	29	50	65	78	92	89	88	
大学院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
学部	145	143	127	96	107	147	149	148	172	182	154	168	165	3,068
高専	96	94	84	54	-	47	56	69	79	61	71	76	74	1,523
大学院	-	-	-	19	18	17	16	19	18	18	23	11	11	170

出所:『マレーシアハンドブック2011』(マレーシア日本人商工会議所調査部編、2011年)

ルックイーストの留学生数を表1に示す。1984～2009年の26年間で大学の学部  
に3,068人、高専に1,523人、合わせて4,591人の留学生と2000～2009年の10年間に  
170人の大学院留学生が来日している。

東方政策は、それまでのマレーシアがそうであったように、発展途上国が「欧米  
的」なモデルの先進国家を模範としていた中で、アジアの先進国である日本や韓国から  
経済社会発展のためのノウハウを学ぼうとしたところに大きな特色がある。又、こ  
のことはマレーシアがアジアの一員であるとの認識のもと、独自の伝統的価値観や文  
化を維持しながら近代化を果たした日本や韓国にならい、独自のスタンスで自国の発  
展を目指したマハティール首相の強い信念とリーダーシップの表れでもある。

この東方政策の重要な背景として、多民族国家マレーシアの重要施策の一つである  
「ブミプトラ政策」を挙げる必要がある。ブミプトラ(マレー語で「土地の子」を意  
味し、マレー人や先住民族を指す)政策とは、華人やインド人と比較して経済的に劣  
位にあるマレー人を優遇し、彼らの生活を向上させ、他種族との貧富の格差を除去  
し、それによって政治、社会の安定を目指す政策である。このブミプトラ政策は、マ  
レー人が華人・インド人との競争力を養うことを目的としている。

### 3 日本留学予備教育機関

ルックイーストの予備教育機関の一覧を表2に示す。AAJとKTJは1982年、  
1983年に教育を開始した。AAJは2013年で丁度30年になる。AAJとKTJは  
マレーシア政府が運営している。その費用は一時期、円借款の時代もあったが、今は  
AAJの教員給与を除いて馬政府が費用負担をしている。JADはマラ教育財団が運  
営をしている。その費用は、円借款である。

学生はKTJの20人を除いてマレー人(ブミプトラ)である。この20人の華人学  
生は優秀との評価を受けている。

AAJ、KTJ学生はマレーシアで2年間の日本語と教科(理科・数学)の予備教  
育を受けた後、それぞれ、大学の1年次に入学、高専の3年次に編入する。

JADの学生はマレーシアで予備教育1年間と学部の1～2年次の教育を2年間の計3年間の教育を受けた後、日本の大学の3年次に編入する。いわゆるツインニング・システムの教育である。日本での留学先は、国立3大学、私学12大学である。

表2 ルックイースト予備教育機関

略称	AAJ	KTJ	JAD
正式名	Ambang Asuhan Jepun	Kumpulan Teknikal Jepun	Japanese Associate Degree
教育開始	1982年	1983年	1992年
主管	馬政府	馬政府	マラ教育財団
費用 教員給与	馬政府 日本	馬政府 馬政府	円借款 円借款
馬 で の 教 育 内 容	場所	マラヤ大学内 KL	マラ工科大学 シャーラム
	定員(人)	ブミ180	80(内ブミ60)
	教育期間	2年	2年
	予備教育	日本語 理科・数学	日本語 理科・数学
	専門教育	—	—
日 本	留学先	国立大理工系	高専
	留学年次	学部1年次入学	高専3年次編入
	留学期間	4年間	3年間
			国立3 私学12
			学部3年次編入
			2年

出所:各校の資料、ホームページより筆者作成

#### 4 学部留学プログラム (AAJ)

##### 4.1 AAJの概要

AAJは、マラヤ大学 (University Malaya) 予備教育部内に設置された日本留学特別コースである。日本の国立大学に入学するための2年間の留学プログラムである。

マレーシアの教育システムでは日本の高等学校に相当する教育が終了するまでの期間は小学校6年、下級中等学校3年、上級中等学校2年の計11年で、学生は終了と同時にSPM (Sijil Pelajaran Malaysia) と呼ばれる全国统一試験を受験する。AAJの入学生はこのSPMを受験した学生である。

マレーシアで大学入学資格を得る為には、更に、STPM (Sijil Tinggi Persekolahan Malaysia) と呼ばれる統一試験を受験する必要がある。大学進学を目指す学生は、STPM試験の準備のためにカレッジに進む。

SPM受験生で成績優秀なマレー人学生はSTPM試験の受験をせず直接大学に入学が認められる制度があり Matriculation (大学入学許可) と呼ばれている。そのような学生は正規の大学教育を受ける前に、大学内に設置されたPAS (Pusat Asasi Sains: 基礎科学センター) と呼ばれる予備教育部で自然科学系の教科の教育を1年間受ける。

AAJに入る学生の選抜は、教育省でなく人事院 (PSD: Public Service Department) が募集を行い、PASが優秀なマレー人を選んでいる。

AAJは組織上PASに併設された施設で、AAJに入学した学生は日本語の学習と並行して、数学、物理、化学の自然科学系基礎科目を受講する。

AAJの入学定員数推移を表3に示す。定員は1982年の開学時は75人、ピークの

2003～04 年は 180 人であった。2010 年はマレーシア政府の留学生削減方針に従い 120 人となった。学生は 100 % プミプトラである。

また、帝京マレーシア学院 (I B T : Institute Bahasa Teikyo) が文科省の「日本の大学入学のための準備教育課程コースの機関」の認定を受け、2004 年より学生の受け入れを開始した。I B T は現在、学生定員を 40 人とし、A A J と 2 校でマレーシア政府派遣学部留学生の準備教育を担当している。

日本政府派遣の日本人教員数は次の通りである。文科省派遣は団長 1 名 (日本語事情を担当)、教科教員 19 名 (数学 9・化学 5・物理 5) の 20 名 (定員) である。しかし、2010 年度は数学、物理各 1 名減の 18 名で運営されている。国際交流基金派遣の日本語教員は、12 名である。マレーシア人および現地採用日本人の 16 名含め計 28 名が日本語を教えている。2010 年度は、日本語・教科合わせて、46 名が教鞭を取っている。

表 4 に示すように、2 年間の予備教育課程は、1 年を 2 期に分けられている。第 1 学年前期は、日本人・マレーシア人教員による日本語の授業とマレーシア人の英語による教科の授業が実施される。第 1 学年後期以降は、日本語の授業および日本人教員による日本語での教科 (数学・物理・化学) とマレーシア人教員による英語の授業が行なわれる。

表3 入学定員

年度	定員
1982-84	75
1985-90	100
1991	120
1992-93	140
1994-02	160
2003-04	180
2005-09	160
2010	120

出所: AAJ 資料より作成

表4 予備教育課程

日程	1年		2年	
	前期	後期	前期	後期
	5/3-10/1	10/11-2/25	3/29-8/20	8/30-2/10
	日本語	日本語	日本語	日本語
教育	教科 (in 英語) (マレー人)	教科 (数学・物理・化学) (日本人)		
	—	英語 (マレー人)		

出所: AAJ 発行資料、HP より筆者作成

#### 4.2 A A J の学生たちは、どんな学生？

A A J の学生のほとんどは、イスラム教徒である。彼らにとって金曜日は特別な日で、モスクへお祈りに行く。そのため、A A J の時間割では、金曜日の午後は少なくとも 3 時まで授業を入れることはできない。女性教師は、その習慣に敬意を表して、金曜日には、マレーの民族衣装で、日本の着物に相当するバジユクロンを着て教える。

学生たちは、教室に入ると、自然に男女が別れて座る。イスラム教では男女関係がたいへん厳しく、同じ部屋に男女が二人でいてはいけないことになっている。とはいえ、若い世代では、それほど堅苦しい様子は見せない。

女子学生は、トゥドンと呼ばれるスカーフのようなもので髪を隠し、バジユクロンを着て授業を受ける。男子学生は、襟のついたシャツを着ていれば良いことになっている。

AAJの学生は、先生方の意見を総合すると、素直で記憶力がよく宿題を出せば必ずやってくるので、教えやすいというのが一般的である。しかしその反面、宿題を出さないと何を勉強していいかわからない、自分で考えることができない、教えてもらうのを待っているだけだ、といった意見も聞かれる。一言でいってしまうと、覚えることが勉強だと思っている風に見える。そのおかげで、非漢字系であるにもかかわらず、2年生になると、「葬る」「退く」「隔たり」「被る」や「万国共通」「感触」「黙認」「利己的」などのマレー人にとっては難しい漢字読み書きができるようになる。教科の教員の意見では、公式は覚えるが、どうしてそのような公式になるかには興味を示さないということである。しかし、外国での1年間の教育だけで、日本語の教科の授業をそれなりに理解できるのだから、すごいものだと言語を語る人もいる。

(出所：国際交流基金のHP「現場の声 2002年度：日本語科 主任 植松 清先生」の報告より抜粋・作成)。

#### 4.3 日本留学試験

AAJの学生は、2年間の予備教育を終えた後、日本留学の可否を判定する試験を受ける。第1期生(1982年入学)～第25期生(2006年入学)の学生は、「文部科学省試験」を受けた。この試験は、「日本語」が「文法・読解」「文字・語彙」「聴解」の3科目、教科が「数学」「物理」「化学」「英語」の4科目であり、2年次の1月に実施された。

AAJの学生は、「文科省試験」に合格すると日本の国公立大学へ留学することができた。しかし、マレーシアを除く世界中の学生が、日本の大学に留学するためには、「日本留学試験」(EJU: The Examination for Japanese University Admission for International Students, 日本の大学等で必要とする日本語力および基礎学力の評価を行う試験)を受けなくては留学出来ない。

AAJの学生は、入学した時点で、日本の国公立大学への入学がほとんど決定していると言っても過言ではない。それは、「文科省試験」の問題が、AAJで教えた内容の中から出題されるという「到達度を測る試験」だったからである。「文科省試験」の出題範囲は、「EJU」の出題範囲の半分ほどしかないという問題を抱えていた。そのため、「文科省試験」に合格して日本に留学して来るAAJの学生と、「EJU」に合格して日本に留学して来るAAJ以外の学生との間には、日本の大学に留学してからの学力には、歴然とした差が出ていると言われてきた。

そこで、この問題を解消するため、AAJの第26期生(2007年入学)以降の学生から留学可否の試験は「EJU」に変更された。この「EJU」は「総合力を測る試験」で、年2回6月と11月に行われる。AAJは11月の試験に焦点を絞っている。この変更によりAAJのカリキュラムの大幅な改革が実施され、授業量が1.6～1.8



倍に増えた。

ただ、この改革は 2007 年～2009 年の 3 年間の移行の暫定措置 (E J U : 50 % , 文科省試験 : 50 %) という形で行われたが、その後もこの暫定措置が続いているよう  
 で問題である。

#### 4.4 A A J 学生の日本留学先大学と入学者数

A A J の第 1 期生 (1983 年入学 /1984 年卒業) ～第 27 期生 (2009 年入学 /2010 年卒業) の 3,094 人が、表 5 の 66 国立大学と 3 私立大学に入学した。ただ、私立大学への進学は 11 期生からは中止となった。第 16 期生 (1998 年入学 /1999 年卒業) までは、社会科学系に 386 人が進学した。しかし、第 17 期生より廃止となった。それ以外の 2,708 人は工学部を中心とした自然科学系に進んだ。自然科学系の中に、生物履修が 1992 年入学～1995 年入学の 4 年間のみ開設された。社会科学系の廃止に伴い、マレーシア政府は、日本への留学を工学部に限定していたが、2007 年度から歯学・薬学部への留学が加わった。

一方、帝京マレーシア学院 (I B T : 学部留学プログラム参照) は自然科学系 20 人、社会科学系 20 人を定員とし、A A J と共に政府派遣学部留学生の準備教育を担当している。

表 5 A A J 留学先大学名と入学 学生数

大学	人	大学	人	大学	人	大学	人	大学	人	大学	人
北海道大	55	筑波大	37	新潟大	76	静岡大	65	鳥取大	50	九州大	54
室蘭工大	54	宇都宮大	51	長岡技科大	45	名古屋大	84	島根大	9	九工大	57
北見工大	42	群馬大	92	富山大	103	名工大	68	岡山大	85	佐賀大	59
旭川医大	5	埼玉大	69	富山医薬大	1	豊橋技科大	58	広島大	81	長崎大	45
小樽商大	11	千葉大	71	金沢大	60	三重大	46	山口大	87	熊本大	32
弘前大	24	東京大	6	福井大	65	滋賀大	25	徳島大	52	大分大	64
岩手大	64	東京農工大	38	福井医大	1	京都大	12	愛媛大	54	宮崎大	29
東北大	59	東工大	49	山梨大	79	京都工繊大	46	高知大	3	鹿児島	52
秋田大	79	東京医歯大	10	信州大	43	大阪大	38	香川	11	琉球大	37
山形大	77	電通大	55	岐阜大	60	大阪外語大	1	小計	432		
福島	14	一橋大	22	小計	553	神戸大	64				
茨城大	76	お茶の水女大	1			神戸商船大	3			慶応大	7
小計	560	横浜国大	55			和歌山大	36			明治大	17
		小計	556			小計	546			早稲田大	14
										小計	467

出所 : A A J の資料を筆者が編集作成

自然科学系	2708	+	社会科学系	386	=	合計	3094
-------	------	---	-------	-----	---	----	------

#### 4.5 宇都宮大学のルックイースト

宇都宮大学に学んでいるルックイースト留学生の概要について、工学部電気電子工学科 2 年のナビラ (Nur Nabila Binti Makhtar : K L 出身) にインタビューした。その結果を表 6 に示す。A A J (Ambang Asuhan Jepun) 出身 15 人、I B T (帝京マレーシア学院) 出身 4 人、K T J (高専留学生 : 卒業後、学部に進学) 出身 2 人の合計 21 人である。K T J の 2 人もマレー人であるので、21 人全員マレー人ということになる。

I B T の定員が自然科学系 20 人、社会科学系 20 人であることは、前述したが、こ

のIBT出身4人中の1人が、宇都宮大学の文系である「国際学部」で学んでいる。男女別では、男子12人、女子7人である。

彼女に生活等について質問したところ、ルックイースト留学生は寮に入れてもらえず、全員、民間アパートに住んでいるとのことだった。マレーシア政府は月額約13万円の奨学金を支給しているため、この金額と寮に入れないことは関係している、と筆者は考える。

ハラルの食事について、余り困っていないようである。基本的には自炊をして対応しており、学生食堂ではうどんが問題ないし、美味しいとの事である。好物は回転寿司で、先輩に連れられて時々行くとのことである。

表6 宇都宮大学・ルックイースト学生

1 学部・大学院別学生数 単位:人

学部				大学院(修士)		計
1年	2年	3年	4年	1年	2年	
7	3	5	4	2	0	21

2 出身予備教育機関 単位:人

出身校	学生数	注
AAJ	15	
IBT	4	1)
KTJ	2	2)
計	21	

3 男女別 単位:人

男	女	計
12	7	21

注1) 理系:3人、文系:1人  
注2) 高専よりの進学  
出所:筆者のMs.Nabila(宇都宮大学工学部2年生)への聞き取り調査に基づく

#### 4.6 ルックイーストの帰国後の就職先

表7の日本の大学卒のマレー人65人がルックイーストと推定できる。何故なら30年間の国費留学生約3,000人は全員マレー人であるからである。H社とI社では、65人の約半数の34人が在籍している。そこで、この2社以外のR&D長に聞くと、「以前はルックイーストを多く採用したが、技術部門では役に立たなかったため、生産部門や品質部門に異動した。そこでは、

そこそこ役に立っている。今ではルックイーストはR&Dでは採用していない。」とのことであった。その理由は、「R&Dで製品設計に携わる場合、『Why(何故)』や『How(どのように)』が常に必要である。過去に採用したルックイーストは、この『Why』と『How』に少し欠けるところがあった。ところが、ルーチンワーク的な業

表7 マレーシア日系R&D11社 学歴別・人種別技術者構成

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	計	%	口技比
マレー	9	41	38	5	32	6	21	20	30	4	4	210	39.4%	
華人	55	84	6	15	54	12	22	25	15	4	2	294	55.2%	
インド	1	4	9	4	4	1	0	1	0	3	2	29	5.4%	
小計	65	129	53	24	90	19	43	46	45	11	8	533	100%	54.1%
日本大卒	0	2	5	2	6	5	3	19	15	1	7	65	86.7%	
華人	0	0	0	1	0	0	0	4	2	1	1	9	12.0%	
インド	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.3%	
小計	0	2	5	4	6	5	3	23	17	2	8	75	100%	7.6%
海外大卒	2	6	3	3	0	3	3	2	2	3	4	31	20.3%	
華人	16	5	1	4	6	16	15	25	22	2	2	114	74.5%	
インド	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	4	8	5.2%	
小計	18	11	5	8	7	19	19	27	24	5	10	153	100%	15.5%
高卒	6	17	0	24	5	6	4	30	16	29	0	137	60.9%	
華人	6	2	0	2	2	2	0	8	22	7	0	51	22.7%	
インド	0	7	0	18	1	2	0	1	7	1	0	37	16.4%	
小計	12	26	0	44	8	10	4	39	45	37	0	225	100%	22.8%
小計	17	66	46	34	43	20	31	71	63	34	15	440	44.6%	
華人	77	91	7	22	62	30	37	62	61	15	5	469	47.6%	
インド	1	11	10	24	6	3	1	2	7	6	6	77	7.8%	
小計	95	168	63	80	111	53	69	135	131	55	26	986	100%	100%
日本人	6	32	10	16	5	6	12	24	13	10	5	139		
総計	101	200	73	96	116	59	81	159	144	65	31	1125		

出所: 岡本 義輝(2009)「海外商品開発R&D技術者のローカル化の現状と課題」『アジア経営研究No.15 2009』pp.131-140.唯学書房  
注)口技比:ローカル技術者比率  
<各社アンケートによる。発信日:2003.11.25、回答日:2003.12~2004.7の下記(月/日)>  
A(6/30),B(1/20),C(12/17),D(12/11),E(2/3),G(12/9),H(12/18),I(2/6),J(12/2),K(12/2)



務では、力を発揮できることが解った。そこで、ルックイーストは主に生産・品質部門で採用している。」とのことであった。(2004 年調査)

## 5 高専留学プログラム (PPKTJ・KTJ)

### 5.1 PPKTJ・KTJの歴史

1981年にマハティール元首相が「東方政策」を発表し1982年から学部留学生に対する予備教育がAAJで開始された。そして1年後の1983年には日本の高専への派遣が始まった。当初、高専留学生は東京の国際学友会日本語学校(現:(財)日本学生支援機構,東京日本語教育センター)で1年間の予備教育を受けた後、国立高専の3年に編入した。

1990年からは、ITM(マラ工科大学,現:UiTM)で6ヶ月間の予備教育を受けた後、渡日し、国際学友会日本語学校で1年間の予備教育を受けた後、高専の3年に編入した。

1992年からは、マレーシア工科大学(UTM)のKLキャンパス(Jalan Semarak)に設けられた高専予備教育センター(PPKTJ:Pusat Persediaan Kajian Teknikal Jepun)で、高専留学生に対する2年間の予備教育が始まった。同時に、外務省から日本語教育の教員の派遣も開始された。留学生は、この2年間の予備教育課程を修了してから日本の国立高専に留学する。この2年間の教育プログラムは、以降、予備教育の中断時期前後を除いて定着していった。1993年文科省からの教科(物理,化学,数学)教員の派遣が始まった。

1997年に始まったアジア通貨危機の影響で、マレーシア経済が停滞した。PPKTJもその影響を受け、1999年高専予備教育センターは一時閉校となった。

しかし1年後の2000年、再び高専予備教育が始まった。マレーシアで初級レベルの予備教育を1年受けた後、日本へ留学する。そして、東京の国際学友会日本語学校で中級レベルの予備教育を1年間受けた後、高専の3年に編入する。マレーシア,日本1年ずつの予備教育であった。

マレーシアでの2年間の予備教育が2003年から再び、PPKTJで始まった。以降、マレーシアでの2年間の予備教育が定着した。

2009年、高専予備校育の主管がUTM(マレーシア工科大学)からUiTM(マラ工科大学)に移った。機関としてはUiTMの国際教育カレッジ(International Education College:略称INTEC)に所属している。名称は、マラ工科大学国際

表8 PPKTJ・KTJの歴史

年	沿革
1981	マハティール「東方政策」発表
1983	国立高専への派遣開始
1990	予備教育:馬6ヶ月、日本1年
1992	予備教育:馬2年 PPKTJ
1993	日本から教科教員派遣
1999	通貨危機で高専予備教育中断
2000	予備教育再開、馬1年、日本1年
2003	馬2年の予備校育再開 PPKTJ
2009	主管変更UTM→UiTM KTJ

出所:INTEC概要2011

教育センター東方政策プログラム高専予備教育コース（Kumpulan Teknikal Jepun：略称KTJ）である。教育場所もUTM KLキャンパスからUiTMシャーラムキャンパスに移動し、現在に至っている。

## 5.2 KTJの教育プログラム

KTJの高専留学プログラムは、AAJの学部留学プログラム（前述を参照）と良く似ている。従ってAAJとは少し角度を変えながら説明する。JPA（マレーシア人事院）は、中等教育修了者が受験したSPM（中等教育修了試験）の成績から入学者を選抜する。学生は、2年間の予備教育（日本語、数学、物理、化学、英語）を受けた後、マレーシア政府の奨学金を受けて、日本の国立工業専門学校（高専）3年次に編入学する。

KTJの教員は日本人13人（日本語7人、教科6人）とローカル12人（日本語5人、教科3人、英語4人）の合計25人である。（2011年7月現在）

2011年度の年間授業時間数を表9に示す。1コマの授業時間は50分である。日本の中等教育までの年限は633制の12年に対し、マレーシアは632制の計11年で1年短い。一方で日本の高専では2年次までに高校3年次までの理数科目の履修を終えている。その対策として1年次にマレー人教師による英語での理数科目の授業を行い、日本の高校3年次に相当する内容が一部盛り込まれるようにしている。

2年次では日本人教師による日本語での「数学」「物理」「化学」が始まる。そして、理数科目の履修は高専2年次までのシラバスの完全履修と専門用語の習得を目的としている。

## 6 マレーシア高等教育基金事業（HELP）

### 6.1 HELPとJADの教育プログラム

マレーシア高等教育基金事業（HELP：Higher Education Loan Project）は、日本の円借款にとってマレーシア政府が実施する留学生派遣事業である（表10参照）。

表9 授業科目と時間

単位：時間(1コマ50分)			
年次	1年	2年	計
日本語	682	434	1116
英語	32	62	94
数学	135	186	321
物理	54	155	209
化学	52	155	207
倫理	22	0	22
Ko-PLN	20	0	20
科学技術 日本語	0	93	93
計	997	1085	2082

出所：INTEC概要2011

表10 HELPの教育システム

第1期事業		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
HELP1	コース 年次	予備1年	予備2年	大学1年	大学2年	大学3年	大学4年
1992-2002	場所	マレーシア			日本		
第2期事業		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	ツイ ニング
HELP2	コース 年次	予備1年	大学1年	大学2年	大学3年	大学4年	
1999-2007	場所	マレーシア			日本		2+3
第3期事業		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	ツイ ニング
HELP3	コース 年次	予備1年	大学1年	大学2年	大学3年	大学4年	
2005-2014	場所	マレーシア			日本		3+2

出所：日本国際教育大学連合のHPより

この事業の第 1 期 (HEL P1) は 1992 年 4 月～2003 年 3 月に実施された。マレーシアで 2 年間の予備教育を受けた後、日本の大学 1 年に入学した。学生数は 5 バッチ計 310 名であった (入学～卒業の 6 年間で 1 バッチという)。

第 2 期事業 (HEL P2: 52 億 8,500 万円の円借款) は、1999 年 4 月～2008 年 3 月まで行われた。学生数は 5 バッチ計 299 名である。この 2 期事業の特色は、現地で大学教育の一部を実施しその後日本の大学に編入留学する「ツイニング・プログラム」の導入である。これによって、日本の留学に掛かるコストの削減と現地高等教育の拡充が実現された。外国人留学生に対する「ツイニング・プログラム」は日本の大学史上初の試みであるため、私学を中心とした 13 大学のコンソーシアムが、「単位の認定」「共通シラバスの作成」「現地の大学教育の方法」等を多岐にわたり検討した。このツイニングの現地教育を JAD プログラム (Japanese Associate Degree, 日本名: 日本マレーシア高等教育連合大学プログラム) と呼んでいる。

第 3 期事業 (HEL P3) は、2005 年 4 月に始まり 2015 年 3 月に終わる予定である。この HEL P3 は、HEL P2 の 2 + 3 「ツイニング・プログラム」をマレーシア側の学部教育を 1 年から 2 年に増やし、日本の大学の 3 年次に編入留学するものである。

## 6.2 HEL P とツイニング・プログラム

HEL P は進化しつづけ、HEL P2 では 2 + 3 ツイニング (マレーシアの教育 2 年。日本の教育 3 年) を導入した。HEL P3 では 3 + 2 ツイニング (マレーシアの教育 3 年。日本の教育 2 年) により、日本での滞在期間を短くすることで留学コストを削減した。

また、HEL P3 では、学部留学の AAJ や高専留学の KTJ の予備教育のみと違い、マレーシアで工学部機械工学科、電気工学科の専門科目の教育が行われている点も大きな特徴である。

少し JAD の説明から外れるがこのツイニングについて述べてみたい。マレーシアではこのツイニング・プログラムは、一般的に普及している高等教育プログラムである。特にフランチャイズ (Franchise) ・プログラムは、国外での修業年限を縮小し、マレーシアで 2 年間、相手国で 1 年間の履修を行うだけで学位 (Degree) が取得できる「2 + 1」や、あるいは海外に行かなくともマレーシア国内における 3 年間の履修だけで相手国の学位が取れる「3 + 0」といったプログラムもある。

筆者は 2000 年～2003 年にマレーシアに駐在し、3 年間で約 150 人の技術者の採用面接を行った。その内の数人が、KTAR (Tunku Abdul Rahman College: 華人系の短大、取得出来る卒業証書は Diploma) 出身の技術者であった。彼らは「3 + 0」ツイニングを利用し、海外に留学せずに KTAR で大卒の学位 (Degree) を取得し

た。国内の大学は Quata 制（入学定員が人種別人口比率となっており，成績優秀でも華人は枠内での入学しかできない）で門が狭く費用の関係で海外留学したくても出来ない華人学生の努力の結果であった。

### 6.3 JADの一般教育カリキュラム

JADでの一般教育の科目数と授業時間は表11の通りである。予備教育：10科目 1,110時間，大学1年次：17科目 1,043時間，大学2年次：7科目 240時間で，計34科目 2,393時間である。なお，授業の1コマは予備教育60分，大学教育90分である。また，表11の科目で一番上にある「英語1・2」とは，「英語1（30時間）」，「英語2（30時間）」の2科目のことである。表13を簡略にするために，このような表記とした。以下の「数学1・2」等も同じである。

英語，数学，物理，化学，情報処理，等の基礎科目に加え，創成科目，制御工学，インターネット基礎，情報通信基礎の工学系基礎科目，さらには日本の経済と経営，地球と環境，の工学を取り巻く課題の科目もある。そして，基礎日本語，工学日本語，科学技術日本語，文章表現法，日本研究，等の科目が，1～2年次のマレーシアでの学部教育と3～4年次の日本留学に向けての日本語習得と理解を深める科目である。

もちろん日本の大学と同じように，体育関係の科目も体育実技，健康・体育理論の2つがある。

大学1～2年次の一般教育科目と機械専門科目の合計は2143時間である。そのうち一般教育科目は1283時間で一般教育の比率は59.9%であり，3～4年次の日本留学での専門教育に備えるカリキュラムとなっている。

### 6.4 JADの専門教育カリキュラムと教員数

表12に機械コース，表13に電気電子コースの専門科目を示す。表12の科目の5行目にある「材料力学2・3」は2科目を表の簡略化のために1つにまとめた。以下も同様である。各専門科目は日本留学で学ぶ3～4年次の専門教育に向けた基礎的な科目である。

2009年度の教員数を表14に示す。常勤34人，非常勤14人の計48人である。常勤34人のうち70.5%の24人が日本人である。また，常勤24人の日本人のうち14

表11 一般教育科目

	科目	時間
予備教育	英語1・2	60
	基礎日本語	300
	工学日本語	285
	工学入門・コンピュータ	60
	創成科目1・図学	60
	Islamic Studies	45
	数学基礎	120
	物理基礎	120
	化学基礎	60
	小計	1110
大学1年次	英語3	45
	科学技術日本語	269
	文章表現法	45
	創成科目2	22.5
	数学1・2	135
	物理学1・2	135
	化学1・2	135
	情報処理1・2	90
	インターネット基礎	22.5
	情報通信基礎	22.5
	体育実技	45
健康・体育理論	31.5	
Malaysian Studies	45	
小計	1043	
大学2年次	日本研究	45
	数学3・4	90
	工学倫理	30
	日本の経済と経営	31.5
	地球と環境	22.5
	工学特別セミナー	21
小計	240	
計	2393	

出所：JAD資料より筆者作成

人 58.3 % が日本語の教員である。専門科目の常勤教員は、機械、電気電子の各 3 人の合計 6 人と少なく、非常勤の教員による集中講義や遠隔授業でカバーしている。理数と電気電子の科目は主に芝浦工業大学、日本語は主に拓殖大学の教員が担当している。

表12 機械コース専門科目

	科目	時間
1 年次	機械工学概論	31.5
	工業力学	45
	材料力学1	45
	小計	122
2 年次	材料力学2・3	90
	機械設計1・2	90
	熱力学1・2	76.5
	機械計測	45
	機構学・機械要素	45
	機械材料	31.5
	加工学	45
	機械力学	45
	流体工学	45
	機械工学実験1・2	90
	機械工作実習1	90
	制御工学	45
	小計	738
計	860	

出所: JAD 資料より筆者作成

表13 電気電子コース専門科目

	科目	時間
1 年次	電気電子工学概論	31.5
	電気電子数学	31.5
	電気回路理論1	45
	小計	108
2 年次	電磁気学1	90
	電気回路理論2	90
	電子回路1・2	90
	高度情報処理1・2	90
	物性工学	45
	電気電子計測	31.5
	電気機器	31.5
	電力工学	31.5
	電気工学実験1・2	90
	電子工学実験1・2	90
	制御工学	45
小計	725	
計	833	

出所: JAD 資料より筆者作成

表14 教員数(2009年度実績)

常勤	非常勤(夏期集中, 遠隔授業含む)		
	分野	日	馬 計
日本語	14	2	16
英語	—	1	1
体育	—	1	1
数学	1	1	2
物理	1	1	2
化学	1	1	2
情報	1	—	1
機械	3	2	5
電気電子	3	1	4
計	24	10	34

日: 日本人、馬: ローカル 出所: JAD 資料より筆者作成

## 6.5 M J H E P (Malaysia-Japan Higher Education Program)

HEL P 3 の次のステップである M J H E P は、マラ教育財団 (Yayasan Pelajaran M A R A) が事業主となり、100 % マレーシアの予算で運営されている。校舎はスランゴール州バンギの少し南東の Beranang にある専門学校 M J I I (M A R A-Japan Industrial Institute) 内に設置された。

Universiti Kuala Lumpur の Institute of Product of Design and Manufacturing の学科として申請中である。

学生数は、定員 150 人で H E L P 時代の 80 人の 2 倍弱である。しかし、定員には達していない。実際の在籍学生数を表 15 に示す。

教員構成を表 16 に示す。2014 年度で、総数 52 名である。ローカル化のために教員の給与水準が、H E L P 3 に比べ大幅に落ちた。教員確保に向けての今後の課題である。

2014 年 4 月に 3 年次に編入を受け入れる大学は、表 17 に示す 20 大学である。H E L P からの継続受入れが 13 大学、M J H E P から新規に受け入れに加わったのが 7 大学である。



表15 MJHEP学生数

Batch	学年	人員
Batch1	学部2年	90
Batch2	学部1年	107
Batch3	予備教育	125
計		322

注)2014年度 単位:人  
出所: MJHEP資料より筆者作成

表16 MJHEP教員構成

	理工系・ 一般科目	日本語	イスラム・ 体育・英語
日本人	11	17	0
マレー人	14	6	4
計	25	23	4

注)2014年度、単位:人  
出所: MJHEP資料より筆者作成

表17 日本側受け入れ大学

継 統	芝浦工大	拓殖大
	岡山理科大	近畿大
	東海大	東京工科大
	東京電機大	東京理科大
	明治大	立命大
新 規	埼玉大	豊橋技科大
	山口大	
	愛媛大	九州工大
	熊本大	長岡技科大
	兵庫県立大	福井大
	室蘭工大	

注)2014年4月、3年次編入  
出所: MJHEP資料より筆者作成

## 7 マレーシア日本国際工学院 (Malaysia-Japan International Institute of Technology : M J I I T)

### 7.1 M J I I Tの開校

2011年9月6日(火)、KL市内において、マレーシア日本国際工科院(MJIIIT)のオリエンテーションが実施され、初年度の学部生約60名および大学院生30名が参加した。MJIIITでの授業は、9/12(月)から開始した。

MJIIITは、マレーシアにおいて日本型の工学系教育を行う学術機関であり、日・馬首脳間の合意を踏まえ、2010年5月にマレーシア政府により設立が決定された大学である。日本は、日本国内の大学を中心としたコンソーシアムから、日本人教員の派遣、カリキュラムの策定等の協力を行っていく。現在のコンソーシアム参加大学は、24大学である(表18)。

MJIIITは、日本とマレーシアとの間の人的交流促進に寄与することはもとより、日本式工学教育を受けた優秀な人材を育成する場として、ASEANの工学教育のハブとなり、アジアをリードする高等教育機関に発展していくことが期待されている。

### 7.2 開校までの経緯

MJIIITは、マハティール元首相の提唱により1982年から開始された「東方政策」の集大成として、マレーシアに日本型の工学系教育を行う大学を設立する構想から出発した。2001年に馬政府から国際工科大学設置の提案を受け、日・マレーシア首脳会談にて構想を推進することで一致。校舎は、Ampang Park 駅より車で5分のJalan SemarakにあるUTM国際キャンパス内に建設された。

日本側では、協力大学の他、外務省、文部科学省、経済産業省、日本商工会議所及び国際協力機構(JICA)から成るコンソーシアムを形成し協力を行っている。

表18 コンソーシアム参加大学

	大学
1	九州
2	慶応義塾
3	埼玉
4	芝浦工業
5	拓殖
6	東海
7	東京農工
8	長岡技術科学
9	名古屋工業
10	北陸先端科学技術大学院
11	明治
12	立命館
13	立命館アジア太平洋
14	大阪
15	山口
16	近畿
17	東京工科大
18	東京電機
19	東京理科
20	岡山理科
21	九州工業
22	金沢
23	豊橋技術科学
24	山形

出所: MJIIIT資料

M J I I T は、表 18 に示す日本の大学 24 校の協力を得ている。

2001 年に馬政府が提案した日馬国際工科大学構想は、2002 年 1 月の小泉・マハティール会談で合意した。しかし、M J I I T が 2011 年 9 月に仮開校するまで、約 10 年掛かっている。その間の日馬首脳会談の経緯を表 19 に示す。玉虫色の会談のまとめである。長引いた理由を関係者に聞くと次の通りである。事務方の打合せで、日本からの資金を、日本側は円借款で、馬側は無償資金協力で、と互いに主張し折り合いが付かなかった。ところが、2010 年のナジブ首相来日時にマレーシア側が「円借款」を受け入れることで事態は急展開し、日馬工科大学構想の実現に向かって行った。

表 19 首脳会談における MJIT に関する内容抜粋

	首脳	日時	場所	会談内容
1	小泉/マハティール	20020110	馬	小泉)マハティール首相提案の教育面での協力: 大学をマレーシアに設立することについて検討して貰いたい。
2	マハティール/小泉	20021212	日	技術大学構想については、永続するものとなるよう周到に準備し、しっかりしたものを作っていくことで意見が一致。
3	アブドゥラ/小泉	20050525	日	アブドゥラ)マレーシア日本国際工科大学設立構想は前進している。両首脳は二国間のみならず ASEAN にとっても重要な構想であるという認識で一致した。
4	小泉/アブドゥラ	20051213	馬	マレーシア日本国際工科大学準備センター開所式
5	安倍/アブドゥラ	20070824	馬	アブドゥラ)MJIT 設立構想、現在両国で準備を進めているが、早期の実現を希望する。安倍)本件は、両国の協力案件として非常に重要なものである。
6	アブドゥラ/福田	20080523	日	福田)早期開設を実現すべく、馬側具体案の早期提示に向けた一層の努力を希望。アブドゥラ)本件はとても重要なプロジェクトであり、その実現に向け努力したい。
7	ナジブ/鳩山	20100419	日	両首脳は、高等教育分野における既存の交流を歓迎し、工学分野での日本の経験を可能なところでマレーシアの高等教育に取り入れるための協議を双方が継続していくことで一致。

出所: 外務省 HP から筆者作成

### 7.3 M J I I T の設立とその背景

- 1) M J I I T は 2001 年以來議題に上がってきた日馬政府間のプロジェクトである。2010 年 8 月 1 日に創立。2011 年 9 月に最初の入学者を受け入れた。
- 2) マレーシアの高等教育省の支援を受けている。(ローカル学部生の 60 % は政府によって奨学金を与えられる。表 20 の 5 奨学金、参照) 現在、その奨学金については、J P A (人事院: Public Service Department (英語表記 P S D)) が 100, M A R A (M A R A 教育財団: 馬政府企業家開発省傘下) が 100 の支出を約束している。
- 3) 円借款 (66 億 9,700 万円, 8,700 万米ドル) と 15 ~ 20 % の日本の大学の協力、による日本政府の支援がある。
- 4) 校舎はクアラ・ルンプール Jalan Semarak にある U T M (University Technology Malaysia: 本部は Sukudai Johor 州) の国際キャンパスに置かれる (10 階建ての新築校舎)

表 20 に M J I I T の開学に関わる 2011 ~ 2017 年の予算を示す。総額 793,326 千

リング (211.8 億円) である。そのうち円借款は、252,567 千リングで全予算の 31.8 % を占めている。

表20 予算(2011~2017年)

	項目	分担	費用(単位:千リング)	比率	備考
1	経費	高等教育省	355,038	44.75%	
2	実験設備	円借款	243,500	30.69%	円借款計253百万リング 31.8%
3	建物	高等教育省	58,721	7.40%	
4	コンサル費	円借款	9,067	1.14%	↑(2の備考に含む)
5	奨学金	高等教育省	57,000	7.18%	ローカル学部生の60%のみ
6	インフラ費用	高等教育省	70,000	8.82%	
7	計		793,326	100.00%	211.8億円

出所: MJIT 資料より筆者作成

(RM1=¥26.699)

#### 7.4 MJIT を UTM 傘下とする高等教育省の決定

高等教育省は次の6項目を基本に MJIT を運営してゆくことを決めた。

①部分的に自律性を持った UTM の私的なウイングである。②私学と同じ授業料を徴収できる。③7年間マレーシア政府から支援を受ける(円借款含む)。④マレーシア政府による7年間の支援の後には1,000人のローカル学部生に奨学金を与える。⑤授業言語は英語である。また基本日本語コースは必須である。⑥海外から入学する学生は40%とする。

筆者は次のように考える。予算の制約から当初構想された独立した「日馬工科大学」にならなかったのではと推測する。ただし形は学部であるが、ある程度の自律性がある大学と考えて良い。また、授業言語が日本語でなく英語になったのは大変喜ばしい。グローバル時代において、米国語や英国語ではない世界共通語である「英語」であるのは必然の流れである。

#### 7.5 MJIT のビジョン

ビジョンは次の通りである。日本の最先端技術の教育を行い、これに産業と社会の持続可能な成長に対するマレーシアの特殊性をブレンドしたリーダーを育てる。

表21に2011年度の在籍学生数、表22に今後5年間の入学募集学生数を示す。

表21 在籍学生数

2012年2月28日現在

	学部		大学院		計
	電子工学	機械工学	修士	博士	
マレー人	32	32	19	16	99
留学生	1	0	1	11	13
計	33	32	20	27	112

出所: MJIT 資料から作成

表22 5年間の入学募集者数

年度	学部		大学院		計(留学生比率)
	マレー	留学生	マレー	留学生	
1 2012/13	180	90 (33%)	135	135 (50%)	540 (42%)
2 2013/14	340	170 (33%)	345	345 (50%)	1,200 (43%)
3 2014/15	500	250 (33%)	475	475 (50%)	1,700 (43%)
4 2015/16	600	300 (33%)	600	600 (50%)	2,100 (43%)
5 2016/17	640	320 (33%)	725	725 (50%)	2,410 (43%)

出所: MJIT 資料から作成

#### 7.6 MJIT のミッションと目標

ミッションは次の通り。①電子・精密・環境工学の分野でイノベーションと創造性



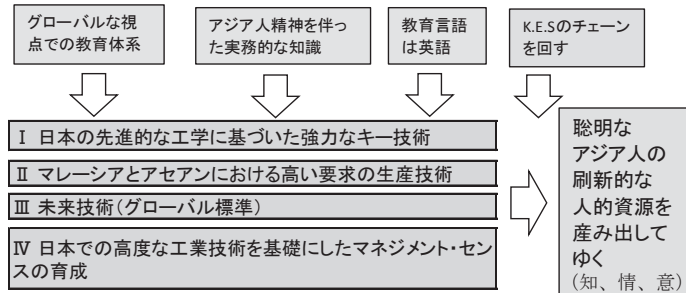
を通じて、学術・研究面での卓越したリーディングセンターとなる。②日本の労働文化の良い面に焦点を集め、その知識と技能を学生に与える。

目標は、高いレベルの技術・研究能力を持った人的資源を育成する。そして、すぐれた労働文化を植え付ける。その結果、アセアン地域における地域協力の促進はもちろん、マレーシアの国際競争力の強化にも貢献する。

### 7.7 技術的な教育と研究への準備に対するMJIIITの考え方

技術的な教育と研究に対するMJIIITの考え方を表23に示す。グローバルな視点での教育等を通して、日本の先進的な高度中核技術とアセアンに必要な高レベルに生産技術等を授業言語「英語」で教育する。そ

表23 技術的な教育と研究への準備



注) K.E.S : Knowledge, Experience, Self-directed learning  
出所: MJIIIT資料から作成

してK. E. S. (表23の注を参照)のサイクルを回す。その結果として聡明なアジア人の革新的な人材を産み出すのが狙いである。

### 7.8 MJIIITの教員

表24 年次別教員拡大計画

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
マレー人	14(6)	15(25)	64(26)	119	183	218	250	259
日本人	0(0)	6(4)	16(6)	32	38	41	25	20
計	14(6)	21(37)	80(40)	151	221	259	275	279

出所: MJIIIT資料から筆者作成 注: ( )内は実数、但し2012/13年の計は合わない

そのうち、日本人教員数が

2015年にはピークの41人と計画されている。2012年の教員の国籍、職位別の人員を表25に示す。表24の2012年の括弧内の計40人がベースとなっている。

MJIIITでの日本人教員採用は、色々と課題があると推測する。若手の優秀な教員(研究者)は欧米の大学なら喜んで行く。それは、そのことが研究者の業績になり、帰国後に学者としてのステップアップにつながるからである。逆に、博士号を取得したばかりのポストドク研究者は、採用は容易であるが、研究歴や経験も浅いのでマレーシア側も必要としないだろう。

表25 2012年度教員

国籍	人	職位	人
マレーシア	27	教授	9
馬(研究休暇)	4	准教授	5
日本	6	講師	19
バングラデシュ	1	助教	3
英国	2	研究休暇	4
計	40	計	40

出所: MJIIIT資料から筆者作成

また、日本の大学では数年間休職したあと、元の大学に戻るとようなシステムがないので、MJIIITの教員は定年になった人や、期限付きの教員が対象とならざるを得ない。前者は、定年まで勤め上げたこともあり、何か面白くないことがあると

辞めてしまうことになる。後者は、日本で良い仕事があるとそちらに行ってしまう。M J I I Tの特色である英語での教育も、日本の大学で授業を英語で行った経験がある教員は少ないと考える。特に高年齢の教員にはそれがまた負担になる。

今回のM J I I Tの使命は、日本人教員が「日本の先進的な工学」を「高いレベルの技術・研究能力を持った人的資源」に教育・育成するのであり、日本として初めての経験でもある。日本の文科省は、優秀な教員をマレーシアに派遣出来るような仕組みづくりを考えるべきである。

## 8 まとめ

### 8.1 ルックイースト政策の評価すべき点

今後の歩むべき道について論じてみたい。表26に2011年の日本への留学生数を示す。中国は87,533人(63.4%)、韓国は17,640人(12.8%)と、この2カ国だけで全体の76.2%を占めている。マレーシアは2,417人(2.5%)で第5位である。

表27に日本への留学生数とマレーシアからの留学生数の推移を示す。留学生数の1~3位は、1984年から一貫して中国、韓国、台湾の順である。マレーシアは2006年までずっと4位であったが2007年にベトナムが4位に上がりマレーシアは5位となった。

マレーシアからの留学生の比率は1988年~1999年は4%前後で推移している。これは正にルックイースト政策の結果だと言える。日本へのマレーシア人留学生は最近のベトナムを除きアセアン諸国に比べて多い。このことはプラザ合意以降の日本企業のマレーシア進出に際しても、マレーシア人の日本的な労働倫理や勤労意欲の学習に好影響を与えると共に、親日感情の醸成にも大きな力となった。

2013年はルックイースト30周年で、記念式典も行われた。しかし、このままAAJ, KTJ, 次期JAD, M J I I Tを継続してやっていくには課題も多いと考える。次の8.2では筆者が考える改善課題を提起したい。

表26 2011年留学生数

	国	留学生数
1	中国	87,533
2	韓国	17,640
3	台湾	4,571
4	ベトナム	4,033
5	マレーシア	2,417
6	タイ	2,396
7	インドネシア	2,162
8	ネパール	2,016
9	その他	15,307
	計	138,075

出所:日本学生支援機構

表27 留学生数推移

年	日本への留学生数	内マレーシアから		
		人	比率	順位
1984	12,410	402	3.24%	4位
1988	25,643	1,201	4.68%	4位
1989	31,251	1,310	4.19%	4位
1990	41,347	1,544	3.73%	4位
1991	45,666	1,721	3.77%	4位
1992	48,561	1,934	3.98%	4位
1993	52,405	2,105	4.02%	4位
1994	53,787	2,276	4.23%	4位
1995	53,847	2,230	4.14%	4位
1996	52,921	2,189	4.14%	4位
1997	51,047	2,128	4.17%	4位
1998	51,298	2,040	3.98%	4位
1999	55,755	2,005	3.60%	4位
2000	64,011	1,856	2.90%	4位
2001	78,812	1,803	2.29%	4位
2002	95,550	1,885	1.97%	4位
2003	109,508	2,114	1.93%	4位
2004	117,302	2,010	1.71%	4位
2005	121,812	2,156	1.77%	4位
2006	117,927	2,156	1.83%	4位
2007	118,498	2,146	1.81%	5位
2008	123,829	2,271	1.83%	6位
2009	132,720	2,395	1.80%	5位
2010	141,774	2,465	2.50%	5位
2011	138,075	2,417	2.50%	5位

出所:日本学生支援機構

## 8.2 ルックイースト政策の今後の課題

### 1) ルックイースト理念の終焉

学部留学AAJ, 高専留学KTJ, ツイニング留学JAD, 日本国際工学院MJIIITのルックイースト4教育機関を表28に示す。

マハティール元首相は、就任直後に日本の経済発展の秘訣が国民の労働倫理や勤労意欲にあるとの観点から、それらに加え、日本の高度な知識や技術を日本への留学や研修を通じて学ぶという東方政策

(Look East Policy) を打ち出した。

この考え方は2000年頃までは正しかったと言える。しかし近年の日本、特にマレーシアの輸出入の1/3を占める電機電子産業は失われた10～15年

と言われるように精彩を欠いている。労働倫理や勤労意欲も低下している。もはや、日本がマレーシアの先達を務めるには面映ゆい状況である。技術立国日本が光輝く状態に回復するまで、ルックイースト政策の一旦中断も検討すべきである。

### 2) 教育(授業)言語を英語に

グローバル化の時代にそぐわない「日本語」での教育は理念の終焉と共に役割を終えるべきである。その点ではMJIIITは英語で日本技術の良さを教育しようとしている点は評価できる。AAJ等が日本留学を続けるにしても、日本での英語による工学教育が必要である。

### 3) 生産や品質部門のみでなくR&Dでも役に立つルックイーストへ

WhyやHowのないルックイーストが多いと4.2で述べた。日本の大学には、マレーシアからの留学生に暗記教育から脱皮させ「何故?」を考えさせる教育を望みたい。また、MJIIITには「考える学生(技術者)」の指導育成にあたって頂きたいと切望する。

表28 ルックイースト4教育機関

		AAJ	KTJ	JAD	MJIIIT
日本留学	入学年次	学部1年次	高専3年次	学部3年次	
	履修期間	4年間	3年間	2年間	なし
	授業言語	日本語	日本語	日本語	
馬での教育	予備教育	2年	2年	1年	なし
	学部教育	なし	なし	2年	4年
	授業言語	日本語	日本語	日本語	英語

出所:筆者作成

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2013年6月13日（木）

場 所：名古屋キャンパス R棟1階 会議室

テーマ：Comprehensive Security and Sustainability——Interdependent security in global Asia——（総合安全保障と持続可能性：グローバルなアジアにおける相互依存的な安全保障）

報告者：Barbara M. Weiss, Ph.D. (SolBridge International School of Business, South Korea 准教授)



総合安全保障 (comprehensive security) とは、第一次石油危機の発生とデタントの兆候が見られた1970年代に欧州で登場した概念であり、1975年の欧州安全保障協力会議 (C S C E, 現在のO S C E (欧州安全保障協力機構)) における「ヘルシンキ合意」の基本原則として最初に明示された。この概念は、国家を基本単位として軍事的側面を中心に安全保障をとらえる立場とは異なり、経済や環境などの社会的な側面までを含めた包括的なものである。その後、日本でさらに発展し、それ以来、言うなれば「概念的普及 (conceptual currency)」が見られるようになった。この講演では、今日までに見られる安全保障 (security) 概念の拡大を、総合安全保障との連続性という観点から明示することで、今日の広範な安全保障をめぐる関心事や目標に対処する際の、総合安全保障概念の有用性とそうした有用性の拡大について提示していきたい。

「対話の文化 (Culture of dialogue)」を持つO S C Eでは、東西両陣営の欧州諸国間の親善やデタントを中心とする「ヘルシンキ・プロセス」が1975年以来おこなわれてきた。O S C Eは、政治・軍事面、経済・環境面、そして人間の3つの側面から

安全保障問題に取り組んでおり、2013年現在では日本を含めた57か国が参加する「世界最大の地域的安全保障機構」となっている。日本では、野村総合研究所による1977年の『国際環境の変化と日本の対応』や大平内閣の総合安全保障研究グループが1980年にまとめた『猪木レポート』に「総合安全保障」概念が現れている。

国家レベルから安全保障を論じる従来のアプローチとは異なる分析視角は、KeohaneとNyeによる「相互依存論」(1977)やHoffmanの“Degrees of uncertainty”(1990)にも見られる。国際政治経済学研究では、国家レベルで政治的に安全保障を捉えるだけでなく、企業や市場に注目した経済的側面や、人間や環境に焦点を当てた社会的側面からも安全保障を捉えている点に特徴がある。例えば、経済面での安全保障に関しては、リスク軽減の他に、企業の有意義な存続のための保険や総合安全保障のコスト、政策と利潤のトレード・オフなどをめぐる官民協調がその基礎として挙げられる。

環境との関連では、「持続可能な開発」概念が1987年のブルントラント委員会(WCED)で提示され、1992年の地球サミットでも中心的な概念となった。その後、「人間の安全保障」という概念がUNDP(国連開発計画)によって提示されたことで、安全保障は国家(領土)よりも人々を単位として捉えられるようになり、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」が重視されるようになった。「人間の安全保障」との関連から環境の悪化や欠乏、不確実性、さらには脆弱性といった広範囲に及ぶ影響を説明するためには、総合安全保障の経済的、環境的側面が重要となるだろう。

また、「持続可能な開発」やより人間に焦点を当てたアプローチは企業経営にも反映されるようになり、Sustainability社のJohn Elkington(1994)による「人々、地球、利潤」というトリプル・ボトム・ライン(Triple Bottom Line)にも示されているように、企業の社会的責任(CSR)が重視されるようになっている。サムスンやトヨタなどほとんどの多国籍企業のウェブサイトではCSRや持続可能性についての取り組みや理念が明示されている。また、2000年に発表された「国連ミレニアム開発目標」も総合安全保障に向けた取り組みといえる。

概念としての「安全保障」の考察にあたって、「安全(security)」の程度に応じて、「安全(security) - 不確実(uncertainty) - 不安定(insecurity) - 危険(peril)」と分類することができる。「危険」な状態では「生存への切迫した物理的脅威、蹂躞」が見られるが、安全保障の程度が高まるにつれて、「抑圧(強制された安全)、(政治・経済ともに)参加なし」、「(政治・経済への)限定的参加、高い不確実性」、「脆弱性、政治参加、経済的参加(市場参入)の欠如」、「恐怖からの自由、政治参加と経済への部分的参加」、「若干の不確実性、ある程度リスク、一般的な自由(otherwise freedom)、政治参加、市場参入への低い障壁」という状況になり、「安全」な状態では、「政治・経済への参加、欠乏からの自由、確実性と自由、心の平穏」が見られる

ようになる。

東・東南アジアにおける人口、経済活動、エネルギー使用量、CO<sub>2</sub>排出量などの面での世界シェアは増加傾向にあり、アメリカも、2010年のTPP参加や2002年のシャングリラ対話に見られるように、アジアに向けて軸足を置くようになっている。そうしたアジアにおける総合安全保障に関しては、海外直接投資など経済や環境なども含めた国際相互依存の観点から考察することが重要であり、その際には北東アジアにおける「デタント」やOSCEのような「対話の文化」などの点が注目される。

(文責：小尾 美千代)



## アジア・太平洋研究センター主催講演会

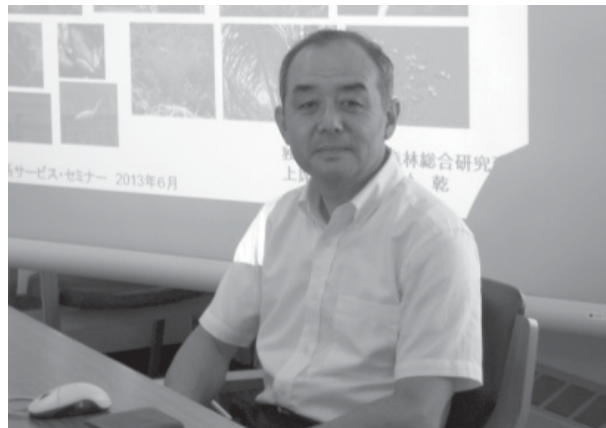
日 時：2013年6月24日（月）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所 会議室

テーマ：生物多様性がもたらす生態系サービス

——東・東南アジアに見られる持続的活用——

報告者：杉村 乾（森林総合研究所企画部上席研究員）



### “生物多様性”と“生態系サービス”との関係とは？

近年、たとえば2010年には名古屋でCOP10が開催されるなど、生物多様性の問題に対する国際的な関心が高まっているが、「生物多様性」の測り方については、未だに様々な議論に分かれているのが現状である。

従来、「種」が多様であれば「生物多様性」は高い」という前提のもと、「代表的と想定される“グループ”（樹木、甲虫類、鳥類、両生類 etc.）を選び、各グループで確認される“種数”を数える」という方法がしばしば取られてきたが、この方法にも、(ア)グループ間で多様性が異なる、(イ)指標となる特定のグループを定めることが困難である等々、多くの問題点が指摘されてきた。

その一方、2005年に国連から報告書が出されたように、生物多様性を測定するにあたり、近年、「生態系サービス」という概念が広く用いられるようになってきた。すなわち、「相互に影響し合う多様な生態系（農地、森林、河川・湿地・湖沼等）から構成される一まとまりの区域」を示す“ランドスケープ”（景観）という単位に注目した上で、「ある“ランドスケープ”が、どの程度多様な“生態系”から成り立ち、またその結果、どの程度多様な“生態系サービス”を受けられるのか」とい

う視点から、“生物多様性”をとらえようとする動きが広がっている。

なお、「生態系サービス」は、「社会が生態系から受ける各種のサービス」のことで、(1)供給サービス（木材，燃料，山菜・きのこ，溪流魚，薬用植物，遺伝的資源などの供給），(2)調整サービス（気候調整，昆虫等による花粉媒介，害虫制御など），(3)文化的サービス（教育，美的・文化遺産的価値などの供給），(4)基盤サービス（光合成による有機的生産，栄養循環，水循環など，上記(1)～(3)のサービスを支える働き）の4つに分類することができる。

報告者は，“生物多様性”に関するこのような理解のもと，森林総合研究所において，奄美大島，福島・北茨城，つくば，ジャワ島（インドネシア）などで各種のプロジェクト調査に関わり，生物多様性の現状とその保全のあり方について研究を重ねてきた。

#### 日本における森林での調査から

たとえば，北茨城の里地・里山景観で行われた“ハナバチ”などによる花粉媒介に関する調査では，(ア)天然林の方が，人工林よりも多くのハチが訪れる傾向がある，(イ)適度な伐採により，ハナバチの種数が増える，(ウ)林齢の増加とともにハナバチの種数は減少した後，増加または平衡状態に転ずる等の結果が確認された。また，福島県（南会津，阿武隈）で行われた“山菜・きのこ”や“溪流魚”に関する調査では，(エ)人工林と天然林との間で，山菜・きのこの種類や採集時期，溪流魚および餌となる水生昆虫の生息状況や釣り人の利用頻度などにおいて，各々の特徴がみられる，(オ)これらに関する“レクリエーション価値”を推計すると，人工林よりも天然林の方がその価値が大きい，等の結果が確認された。

そして，これらの調査から，(1)天然林，人工林のいずれにおいても，この中に生息する“多様な種”が，“供給サービス”“調整サービス”等の各面で，我々に大きな恩恵をもたらしている，(2)天然林と人工林とを比較すると，前者の貢献度の方が高い，(3)今後ともこれらの生態系サービスを受けるにあたっては，“様々な林齢”の森林を保持するとともに，適度な伐採を行うなど“人為的攪乱”を続けることが求められる，等の結論が得られた。

#### インドネシア・ジャワ島での調査から

また，インドネシアのジャワ島では，近年注目されているICDP（“保全と開発”の統合プログラム）に関連して調査を行った。

すなわち，従来の米国・アフリカ型の“国立公園”では，“生物多様性の保全”と



“住民の生活”の両立」という点に関する考慮が不十分であり、保護区と生活圏との境界線の確定が困難であったり、保護区の管理が不徹底であり、法体制も非効率であるなどの問題点が指摘されてきた。これに対し、近年ユネスコを中心に、両者の両立に向けICDPという取り組みのもとで住民の生活が重視される傾向にあったが、実際には生物多様性のモニタリングが難しく、現在、「しかるべき“ICDP”のあり方」をさぐる事が重要な課題となっている。このような問題意識のもと、報告者は、インドネシア政府がGunung Halimun Salak 国立公園で進めてきたICDPの現状に関して調査を行った。

この事例では、住民が付近の森林から、食料や燃料など様々な“供給サービス”を利用する一方、ヒョウ、タカ、テナガザルの三者を頂点とする生態系があり、「ゾーニング管理」（森林の中心部へは住民の立ち入り・利用を禁止する一方、森林の外縁部や居住区では適度な利用を図る）により“両者の共存”が図られていた。ただし、森林資源に関する各種の相互依存関係や生態系サービスの利用状況などについて詳細に調査を行うと、「ゾーニング管理」の具体的なあり方については、多くの“改善余地”のある点が併せて確認された。

報告者としては、今後ともこのような研究調査を重ねながら、“生態系サービス”という視点に注目し、“生物多様性”の保全に関して考察を深めていきたいと考えている。

（文責：林 尚志）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2013年6月26日（水）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所 会議室

テーマ：中国における台湾史研究の回顧と展望

報告者：王 鍵（中国社会科学院台湾史研究センター秘書長，研究員）



中国・社会科学院台湾史研究センター秘書長，研究員の王鍵氏をお招きし，中国における台湾史研究の回顧と展望についてご講演いただいた。

講演は，次の4つに焦点をあてて報告がなされた。

- 一、中国における台湾史研究の発展段階
- 二、中国における台湾史研究機構の現状
- 三、中国における台湾史に関する研究成果の現状
- 四、中国における台湾史研究に存在する問題と今後の趨勢

王鍵氏によれば，中国における台湾史研究の発展には3つの段階があり，1949年から1966年までが第一段階，文化大革命後の1976年から2000年までが第二段階，2001年から現在までを第三段階に位置づけることができるという。

第一段階は「解放台湾」のスローガンが政治的に掲げられたこともあって，中国では台湾を「解放」するための政治的な意味を持った研究が多くみられ，実証研究が弱かった。そのため兩岸間での学術交流もほとんどない状況にあったという。また台湾が中国の一部であるとの観点が一層強くうちだされていたこともあり，中国と台湾の歴史認識の共有化をはかるべく，第二次世界大戦までにオランダや日本によって「侵

略された」台湾の歴史に対する研究に焦点が当てられていたと指摘する。

文化大革命後の第二段階では、中国側から「台湾同胞に告げる書」などが発表されたこともあり中国と台湾のあいだで少しずつ学术交流が始められるようになっていったという。たとえば、1980年代前半には、アメリカのシカゴで辛亥革命に関する国際シンポジウムが開催され、そこに中国と台湾の研究者が参加するなどして中台間の学术交流がスタートしたほか、1990年代初頭にはすでに中国と台湾の双方で两岸の研究者が議論のテーブルに着く状況にまで学术交流が発展していたと指摘した。

第三段階に入ると、台湾に民進党政権が誕生したことにより台湾側での台湾史研究が急速に進んでいった。民進党政権のときには中国との政治的対立は厳しいものがあったが、台湾での台湾史研究の進展を追い風としながら、中台間の学术交流はさらに盛んになっていったという。

王鍵氏は、こうした中国における台湾史研究の歴史的趨勢を説明しながら、中国と台湾の学术交流が深まっていくにつれて、兩岸双方の研究機構が充実していった経緯や、それに伴って学術的研究成果が充実していった背景を説明した。

中国における台湾史研究の今後の問題として王鍵氏は、高度な日本語運用力を持った中国人研究者が不足している点を指摘した。王鍵氏によれば、台湾史の研究は日本統治時代の分析を避けて通ることは出来ず、日本統治時代の分析には日本語資料の読解が必要になるという。また中国で台湾史研究者のすそ野を広げていくためには、大陸とは切り離された20世紀以降の台湾史を高等教育の時点から教育していく必要があるとも指摘した。いずれの指摘も今後の中国における台湾史研究の趨勢を検討するうえで、大変示唆に富むものだった。

（文責：星野 昌裕）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2013年7月15日（月）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所 会議室

テーマ：唐山から汶川へ——中国の災害文化について

報告者：王 曉葵（中国華東師範大学教授）



度重なる災害の経験から生まれた知恵を住民の多くが共有し、後世に伝える際に、災害に対する新しい考え方が生まれる。災害についての知識や伝承、あるいはそれに対応する方法や技術的産物のことを災害文化という。

災害文化の重要な一部分として、災害に関するマスコミの報道・被災者の証言・政府の公文書・専門家の記録・記念館・遺跡など、様々なジャンルで散在している資料を収集・整理・分析し、「災害の記録と記憶の伝承」として整理する必要がある。

この「災害の記録と記憶の伝承」の収集と分析によって、災害時の人々の心理や行動パターン・被災者の救済・行政の対策・情報の流れ・死者の追悼など、災害に対するさまざまな社会的対応の様相を知ることができる。こうした資料群を災害に関する「集合的記憶装置」として捉え、その総合的な調査分析を通じて、災害に対する社会の防災能力を高める活動につなげていくべきだろう。

また、災害は「もの」だけではなく、社会システムをも破壊する。災害文化の研究を通して、ある社会の政治体制・社会構造・文化的伝統などを明らかにすることもできる。

本発表では、1976年7月28日に発生した唐山大震災、2008年5月12日に発生した汶川大震災の記憶空間の構築と、1976年から2010年代までの30年間における中国の災害文化の変遷を探る。

1976年7月28日3時42分54秒、中国河北省唐山・豊南付近（東経118.0度、北緯39.4度）で、マグニチュード7.8の直下型地震が発生した。被害範囲は約21万平方メートル、重傷者は16.4万人、死亡者は24.2万人に達した。

地震後、国家権力が公共記念空間の構築や公的追悼と記念行事の開催及び一部の個人体験談の「徴用」によって、この大規模な被害の記録と記憶を固定化させた。その特徴は、災害による被害及び苦痛の記録と記憶を弱め、救済や復旧復興の成果を強調することにある。これを通して、特定の政党及び社会制度の「優越性」が証明される。このような「処理」の方法は一定の効果があるが、人々にとっては個別的な追悼の必要もあるので、民間では依然として「焼紙」のような伝統的な追悼方式を守っている。1949年以来、共産党政権は民間組織に対してこれを弱体化させ取り締る政策を取り、特に都市において、すべての人がある「単位」（所属する会社や政府機関など）に所属することになった。この「単位」は仕事の間であり、医療・出産・住宅・教育・葬式などのサービスの提供者でもある。これによって、伝統的な地縁と血縁に基づいて成り立つ地域社会は破壊され、人々の横のつながりは縦の社会関係となった。さらに、もともと民間葬送習俗を伝承してきた主体が社会的な基盤を失った。唐山においては、日本の阪神淡路大震災のように、多くの民間組織が記念行事を行うことは、見られない。

こうした民間組織の欠如は、商業資本の進出に機会を与えた。民間会社が料金を徴収して地震記念壁を建造する、ということは現代中国の市場化による資本が公益の領域へ進出している現象として理解できる。ここで生じた対立は、商業資本が地域社会・民間組織の役割を替代できないことを物語っている。追悼習俗は、国家権力と商業資本の二重の影響によって変化している。

唐山大震災の記憶化の過程を追っていくと、1970年代から21世紀初期までの中国の政治体制・社会構造・人々の意識などの災害記憶に対する影響が理解できる。そして、2008年5月に発生した汶川大震災の記憶化の状況と比較することによって、中国社会における災害意識の変遷がわかる。

汶川大震災は、2008年5月12日14時28分に四川省汶川を中心に発生した大地震で、地震の規模は中国地震局が公表した数字ではマグニチュード8.0に達している。この地震による被害は極めて大きく、2008年7月22日の中国民政部の公表によると、死者は6万9197人、負傷者は37万4176人に達した。

唐山大震災の時と違って、地震発生直後、新聞・テレビ・ネットなどでは、一日中被害状況や、救援の進展などを報道した。その内容は「美談」・「感動的」な報道を中心とする。具体的には、1. 支援の輪の全国・全世界的な拡大、2. 政府・人民解放軍・ボランティアなどの献身的救助、3. 家族の愛、4. 被災者の生きようとする強い意志、である。

こうした報道の仕方は、受け手に衝撃を与え、被災者への同情や哀悼を呼び覚まし、また支援活動や支援の輪を広げるには、非常に有効だといわねばならない。しかし、このような報道は外岡英俊氏が言うように、「ある時点で『記録』と質を転換しない限り、被災地の外部の目は、「同情」と「憐れみ」という上滑りの感傷として、いずれ忘れ去られているに違いない」（外岡秀俊：『地震と社会 下』みすず書房 1998年7月、716頁）。

また、記憶表象の構築もいち早く行われた。1. 汶川地震記念館、記念碑の建立、2. 地震遺跡の保存、3. 公墓の建設、などはすでに行われ、政府・地域・民間は連携して、災害の記憶化を進めている。これは唐山大震災の時代と大きく異なる。

また、他の変化も見られる。例えば、1. 記録の一元化→多元化、2. 地域社会の欠如→ボランティアの存在、3. 自然と対峙する災害観→自然と共存する認識、4. 救援における孤立主義→国際的連携などである。

理想的な災害記憶には、外岡秀俊氏がいうように、客観的な資料に基づいて作り上げた「事件の全体像」と、臨場感のある「実景」の再現が「記録」としての不可欠の要件だと思われる。

（文責：王 曉葵，蔡 毅）



## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2013年10月11日（金）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：戦後日本＝インドネシア関係史——賠償交渉から反日暴動まで——

報告者：倉沢 愛子（慶應義塾大学名誉教授）



3年半の日本による軍事占領終了直後にインドネシアは独立したが、戦後の日本はこの新生インドネシアとどのように関係を再構築したのか。人的交流に重点を置いて、4つの時期に分けて考察する。

まず、ポツダム宣言によりすべての日本人は日伊混血児も含めて引き上げを命じられた。インドネシアへの帰還をオランダ軍事使節団に陳情して認められた日伊混血児や、帰国を拒否して収容所を脱走する日本人約1千人がいた。しかし、戦前6,7千人いたと言われるインドネシア（当時は蘭領東インド）の日本人社会はほぼ消滅した。

国交が樹立する大きなきっかけは、サンフランシスコ講和会議であった。対日平和条約第14条では、戦争で被害を与えた国々に対する日本の賠償支払い義務が明記されており、交渉は賠償請求権を放棄しなかった国と個別に開始された。日本国内では「戦争した相手国でない国々になぜ賠償を払うのか」という世論もあったが、政府は賠償支払いによって経済関係の緊密化を図ることに重点を置くべきだとする方針を押し通した。このような日本側での議論はインドネシアに報道されて反発を呼んだが、独立後のインドネシア経済の困難もあり、1958年に賠償協定は調印され、国交も樹立された。賠償は、インフラ建設を中心にプロジェクト方式で行われたが、それにまつわる汚職が問題となった。また、個人補償は行われずに被害者側が補償された実感



を持たないこと、実際の被害に比べて金額が低いこと、経済効果の少ないプロジェクトが多かったことなどの問題があった。とは言え、スカルノが反植民地主義路線を貫いて西側諸国との関係が悪化する中、日本はインドネシアとのパイプを保持した。

60年代に入ると、インドネシアは、中国との接近を強める共産党の勢力拡大で国内政治が緊張したのに加えて、西側諸国の援助が減少して経済は極度に悪化し、国際社会で孤立しつつあった。このインドネシアの内政外交の転換になったのが、「9・30事件」である。1965年9月30日夜半に陸軍の将軍6人が大統領親衛隊に暗殺された。事件の真相は今なお不明であるが、陸軍はこれを共産党による仕業と規定して宣伝した。群衆が暴徒化したり、あるいは国軍に後押しされて、共産党関係者が大量に虐殺される事態が発生した。スカルノは失脚し、事件の収拾にあっていたスハルトに大統領権限が「委譲」され、新政権が樹立された。日本はこのスハルト政権を支援してインドネシア援助国（IGGI）準備会議を開催し、その後もODAでの経済協力を強力に推進した。

この時期が日本の高度成長とも重なり、日本企業のインドネシアへの資本投資が相次いだ。しかし、進出した日本企業は現地社会と摩擦を起こしたのに加え、インドネシアで製作した映画「ロームシャ」が日本大使館からの圧力で上映中止になったと見なされ、激しい反日メディア・キャンペーンが行われた。この最中の1974年に当時の田中首相がジャカルタを訪問し、激しい反日暴動が発生した。インドネシアのメディアが批判したのは、日本がなりふり構わない日本企業の攻撃的な経済活動を行って現地社会の発展を侵害していることであり、賄賂に弱い政府高官の弱点を利用したことであった。この事件は日本側に大きな反省を引き起こし、現地社会への理解を深めるための学術文化交流が重視されたり、東南アジアを日本のアジア外交のひとつの軸に据える「福田ドクトリン」が発表されたりした。

このように、独立後のインドネシアは、激しい政治変動を何度か経験し、そのすべての局面に日本は深く関わってきた。しかし、日本国内ではそれほど知られていないどころか、日本が戦争中にインドネシアに与えた被害に対する認識は相変わらず低い。現在インドネシアの人々の日本に対する印象が好転しているからと言って、おろそかにされてはならない問題である。

（文責：小林 寧子）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2013年11月8日（金）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所 会議室

テーマ：Islamic Justice in Indonesia: Family Law Reform and Legal Practice in  
the Religious Courts ——ムスリム家族法の現場——

報告者：Dr. Euis Nurlaelawati（シャリフ・ヒダヤトゥッラー・ジャカルタ国立イ  
スラーム大学）



本講演の主な内容は、特別寄稿論文“Islamic Justice in Indonesia: Family Law Reform and Legal Practice in the Religious Courts”として、本書 pp.1-25 に掲載されています。

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2013年11月11日（月）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所 会議室

テーマ：ルックイースト政策30年の功罪と今後の課題

報告者：岡本 義輝（南山大学アジア・太平洋研究センター客員研究員）



本講演の主な内容は、客員研究員活動報告“ルックイースト政策30年の功罪と今後の課題”として、本書 pp.26-43 に掲載されています。

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

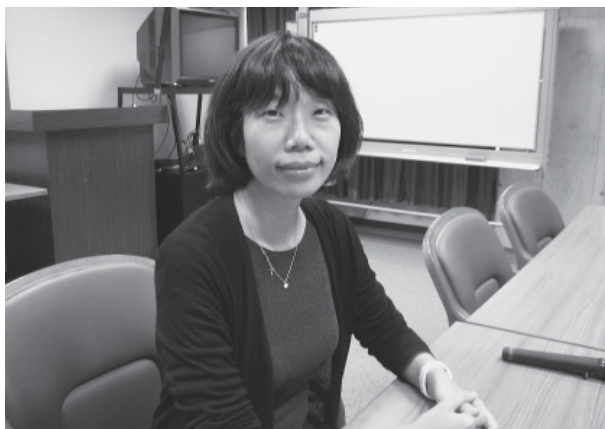
日 時：2013年11月18日（月）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：植民地台湾の断髪運動とその限界

——公文書・新聞記事・日記史料を手がかりとして——

報告者：許 時嘉（山形大学人文学部人間文化学科講師）



許 時嘉 氏

### 発表の構成

#### 一、問題提起

1. 1910年代の断髪運動とその意義
2. 権力の争い場としての「断髪運動」とその限界
3. 植民地研究資料の相互参照の可能性

#### 二、植民地初期の断髪政策（1895～1910年）

1. 具体的な政策面
2. 日本人知識人の断髪可否への議論（1900年）

#### 三、新聞メディア言説空間の二極化（1911～1914年）

1. 肯定論：民族論回避，機能性重視
2. 否定論の位相

#### 四、断髪活動における自発性の終焉—公的規範の傘下に収まるまで

1. 1910年代台湾社会における断髪実態
2. 断髪運動における公権力の登場とその背景

#### 五、結び

本発表では、日本による植民地支配下の台湾、特に植民地統治前半期（1895～1915年前後）に焦点をあて、そこで繰り広げられた植民地政策と台湾民衆の対応について、具体的には断髪運動を手がかりとして論じられた。

まず「一、問題提起」では、本発表の目的と主な資料が紹介され、「二、植民地初期の断髪政策」では、1903年に後藤新平民政長官から出された通牒の分析などから、植民地政府が植民地住民の断髪については、強制しない方針を掲げていたことが説得的に論じられるとともに、主に1900年前後の『台湾経済雑誌』上で繰り広げられた、日本人知識人の断髪をめぐる論争についても紹介された。

次に「三、新聞メディア言説空間の二極化」では、『漢文台湾日日新聞』などを主な資料として、断髪をめぐる台湾人知識人内部の肯定論と否定論の対立について論じられ、さらに「四、断髪活動における自発性の終焉」では、被植民者である台湾人の自発的な活動として主に1910年代前半に展開した断髪運動が、1910年代中頃に公権力の介入によって急展開する様子が具体的に論じられた。そして最後に「五、結び」において、ここまで論じてきた台湾人の自発的断髪運動とその限界から、植民地内部における被植民者の自由とその限界をどのように考えるべきかという大変興味深い問題提起が行われ、本発表は締めくくられた。

（文責：松田 京子）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2013年12月5日（木）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所 会議室

テーマ：Cosmopolitan Bataks in Tarutung, North Sumatera

報告者：Dr. A. Budi Susanto S.J. (サナタデルマ学園財団理事長)



インドネシアでは、約200の地方語がそれぞれのエスニック集団によって話されているが、その多様な民族集団をつないでいるのは共通語（Lingua Franca）のインドネシア語である。北スマトラ州を中心に居住しているバタック人は、インドネシアではジャワ人、スダ人仅次于人口規模（約880万人：2010年統計）を有する。バタック人内部では、Batak Angkola（州南部）、Batak Karo（トバ湖北方）、Batak Mandailing（州南部）、Batak Pakpak Dairi（トバ湖西方）、Batak Simalungun（トバ湖東方）、Batak Tapanuli/Sibolga（インド洋側）、Batak Toba（トバ湖南方：最大集団）と分類されるが、近年バタック人自身はこのような区別した呼び方をしなくなっている。

トバ・バタックが他者および他のバタックとの経済交渉で銘記すべき格言に「Dalihan Na Tolu（三つの囲炉裏石）」がある。これは、妻与側の親族、妻受側の親族、同族集団の親族に対して互恵関係を保つことの重要性を説いたものであるが、現在でもバタックの人々の知恵として生きている。

19世紀後半この地域では、オランダ植民地支配が強化され、多国籍形態の企業（タバコプランテーション）が活動するようになり、さらに、プロテスタント宣教がバタック社会に導入された。グローバルな世界とのつながりができたのである。現在では北スマトラ州ではムスリムとプロテスタントがそれぞれ約半数を占める。インドネシ

アでは国民の大多数がムスリムで、他の宗教的少数派は地域的に偏在しているが、ふたつの宗教がこのように拮抗する地域はきわめて限られている。コスモポリタンとはこのように異なる文化に接している人のことを指すのであり、世界を旅行した人を指すのではない。

タパヌリ県の中心都市タルトゥンには1864年に最初のプロテスタント教会が建てられたが、この町は現在では「宗教ツアー」で知られている。宗教的史跡はタルトゥンの人々が異なる文化に接してきたことを示すと同時に、それにどう対処してきたか、つまり他者との交渉のあり方をシンボルで記号化して提示している。これは実生活ではどのように実践されているだろうか。

例えば、街中の食堂は国際的な中華料理店、土地の食べ物が食べられる食堂に分類されるが、前者はChinese Foodと明示されるか、「Bahagia (幸せな)」という抽象的な名称で示される。一方、ムスリムが食することができるメニューの食堂には、「イスラーム」がわかる表示をしてある。またバタック独特の料理とされる豚肉や犬肉を出す食堂は、「キリスト教」ではなく、「Khas Tapanuli (タパヌリ・スペシャル)」「Batak」のように郷土料理として示したり、独特の文字記号 B1 (犬 <Biang>), B2 (豚 <Babi> を指す) で示されたり、あるいは犬の絵でもバタックにはいない種類の洋犬で表されたりする。また、クリスマスに際しては、ムスリムも「クリスマスおめでとう」の横幕を掲げてともに祝うことが習慣化している。

こうして、外部からの異文化に接してきた経験はその異文化をこの地に同化させると同時に、他者をいたずらに刺激しないで共存をはかる、相互尊重の精神をはぐくんできた。これこそが、タルトゥンの人々をコスモポリタンにしている。

(文責：小林 寧子)



## アジア・太平洋研究センター主催、 南山大学「国連アカデミック・インパクト」関連講演会

日 時：2013年12月9日（月）

場 所：瀬戸キャンパス B305 教室

テーマ：アジア太平洋地域における自然災害・武力紛争後のILO（国際労働機関）の対応

報告者：小山 淑子（ILOアジア太平洋地域総局 危機対応専門官，雇用労働教訓発信プロジェクト・チーフテクニカルアドバイザー）



ILOは1919年に設立された国連の専門機関であり，武力紛争や自然災害からの復興における雇用の維持や創出に関する技術協力も主要な任務となっている。小山淑子氏は英国ブラッドフォード大学にて紛争解決学の修士号（MA in Conflict Resolution）を取得し，ボン国際軍民転換センター（Bonn International Center for Conversion）や国連軍縮研究所（UNIDIR）にてカンボジアやアルバニアでの小型武器回収の調査，コンゴ民主共和国のPKOでの武装解除などの実務を経て，バンコクにあるILOのアジア太平洋地域総局において危機対応専門官として勤務し，2011年4月から「雇用労働教訓発信プロジェクト」の総責任者（チーフ・テクニカルアドバイザー）としての任務にあっている。

「雇用労働教訓発信プロジェクト」は，2011年3月11日に発生した東日本大震災を受けてILOと日本政府の間で締結された協力合意に基づいて実施されているものであり，震災以降に日本で行われた雇用に関する様々な取り組みについて情報を収集し，自然災害が多発する国々と共有することで災害後の復興に貢献することを目的とするものである。小山氏はこのプロジェクトの総責任者としてたびたび被災地を視察

している他、講演会開催の前月にあたる2013年11月に台風30号によって甚大な被害を受けたフィリピンでも現地入りして復興支援業務に従事しており、今回も現地のフィリピンから直接、日本に移動された。そこで今回の講演会ではまず、フィリピンの被災地での現状が写真で紹介され、東日本大震災後の復興支援での日本の事例との比較も交えつつ、講演が行われた。講演の概要は以下の通りである。

日本を含めたアジア太平洋地域は1980年から2009年に生じた自然災害による死者の実に85%以上を占める、自然災害の多発地域である。そうした自然災害や武力紛争後の支援としては人道支援を思い浮かべる人が多く、「労働」を活動分野とするILOが活動していることに意外な印象を持つ人は少なくないであろう。実際に、武力紛争や自然災害に関しては、まず人道支援が行われるが、そうした人道的な支援は災害後30日あまりで急速に縮小することが多く、また、雇用対策は後回しにされることが多いために、復興支援との間にギャップが生じてしまうことがしばしば問題となる。

被災者の生活を立て直すという復興において、雇用確保は非常に重要である。それにもかかわらず、雇用に対するこうした認識や問題意識、さらには雇用をめぐる社会制度が脆弱であることが復興に関する一般的な課題としてまず指摘される。こうしたことから、「雇用労働教訓発信プロジェクト」によって日本での雇用を中心とする復興支援から得られた知見を国際社会で広く共有することには非常に大きな意義がある。

武力紛争であれ自然災害であれ、復興にあたって、まずは現状および住民のニーズを正確に把握することが必要不可欠である。そのためには統計データの収集や集計も重要となるが、そもそもそうした社会統計データの収集が制度化されていないような国に対しては、統計データの収集や管理を担う「統計局」の設置も支援対象となる。

雇用との関連でより重要な点は、健康保険や雇用保険などの社会保障制度である。日本の事例において特徴的な点として、第一に災害発生以前から健康保険や雇用保険などの社会保障制度が機能していたことが挙げられる。つまり、復興の過程においてそうした制度を構築するのではなく、被災以前から社会保障制度が機能していた点が日本では非常に重要な役割をはたしてきたと言える。また、日本では、当時は民主党政権であったが、震災直後から人道支援に加えて雇用政策も重視され、失業給付要件の緩和など、制度が柔軟に援用されたことも非常に有用であった。現実には、自然災害のリスクが高いにもかかわらず、最低限の社会保障制度すらない国も少なくない。そうした中で、社会保障制度が有益に機能したという日本の経験から、社会保障制度の構築は「防災」という観点からも重要であることが示される結果となった。

第二に、雇用創出の取り組みや被災事業者への小口融資プロジェクト、中小企業支援など、民間セクターが大きな役割を果たしてきたことも日本の特徴として指摘でき

アジア太平洋地域における自然災害・武力紛争後のILO（国際労働機関）の対応（小山 淑子）

る。このように復興にとって重要な役割を果たしうる民間セクターが発展しているということは、別のいい方をすればそれだけ経済が発展している先進国ならではの特徴と言うこともできよう。

他方で、復興過程における住民参加については改善の余地があるだろう。震災発生から11週間後に「海外視察団」の一員として被災地を視察して以来、たびたび現地を訪問してきたが、そうした中で気付かされるのは、復興計画に関する意思決定の場をはじめとする現場において女性の参加がかなり少ないということである。すでに述べたように、復興支援において現地のニーズを把握することは非常に重要である。この点において、首長だけではなく女性、若者、高齢者、障がいを持つ方々などからも話を聞くことは必要不可欠であり、復興計画の意思決定過程への参加を確保していくことが重要である。

今回の講演会はアジア・太平洋研究センターが主催したが、南山大学の「国連アカデミック・インパクト」関連の講演会としても開かれ、40名ほどの学生が参加して行われた。学生からは、小山氏のILOでの危機対応専門官としての任務に加えて、小型武器回収に関する調査や武装解除などこれまでのPKO活動の体験や国際公務員へのキャリア・パス、さらには「多国籍」な職場環境など、非常に多くの質問がなされ、学生の関心の高さがうかがえた。

（文責：小尾 美千代）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2014年1月10日（金）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：明治前期の日本人と上海の文人達——北条鷗所を中心に——

報告者：王 宝平（中国浙江工商大学日本語言文化学院長，京都大学人文科学研究  
所招聘教授）



### 一、鷗所はどんな人だったか

北条鷗所（1866～1905）は明治時代の漢詩人，官吏。名は直方，号は鷗所。江戸に生まれ，幼にして漢学を島田篁村に，詩文を森春濤に学ぶ。長じて東京外国語学校（現，東京外大）で颯川重寛に中国語を教わる。

1886年，在中国日本公使塩田三郎の知己を得て，20歳の際に一年余り上海へ来遊し，在地の文化人と積極的な交流を行った。帰国後，宮城控訴院書記，仙台高等裁判所書記長，大審院（のちの最高裁判所）書記課長を務めたが，1905年に肺病に罹り突然死去。40歳の人生の盛りであった。

鷗所は中国留学の前に漢詩を発表して，有名な漢詩人であったが，留学後は裁判所で働きながら，ますますその名を馳せるようになり，北京駐在外交官井上陳政（1862～1900）や上海総領事館総領事小田切万寿之助（1868～1934）と肩を並べて，中国通の三才と称えられるほどであった。

しかし，今日，北条鷗所といえば，知っている人はあまりいるまい。文学界でも彼に関する研究が皆無に近い現状で，鷗所は「忘却」される存在となっているようである。幸いに神田喜一郎氏が『日本填詞史話』（二玄社，1965）や『明治漢詩文集』（筑

摩書房，1983）に北条鷗所の項目を設けているおかげで，彼の事蹟をいくばくか知ることができる。

## 二、鷗所はなぜ中国に来遊したか

1871年に締結された中日修好条規に基づき，1872年に在上海日本領事館が開設され，そして，1875年に三菱汽船が上海・横浜間の定期便を開設した。それにより，竹添進一郎（明治9年），山本憲（明治12年），岡千仞（明治17年）等の文化人が中国に来遊したほか，莊田胆齋，佐瀬得所のような書家や村田香谷，長井雲坪，大倉謹吾のような画家も続々来航するようになった。いずれも20代，30代の書画家で，腕を磨き見聞を広げるために憧れの中国へ来遊した文化人である。鷗所もその中の一人である。

## 三、鷗所は上海で何をしたか

まず、『毎日新聞』兼任特別通信員として現地の情報を国内に提供したこと，そして，江馬聖欽，神山鳳陽，頼支峯，谷鉄臣等の漢文学者を中国に紹介したこと，が挙げられる。

鷗所が上海で行った活動は何と言っても現地の文化人との詩文交流であろう。（詳細は後述。）

## 四、鷗所が『申報』に残した漢詩

鷗所は1886年（明治19年）9月7日から1887年（明治20年）7月1日にかけて，『申報』に発表した漢詩は55点に上り，そのうち，詩47点，詞8点である。漢詩の多数は日本に存しない。神田喜一郎氏は上海に赴いた鷗所が填詞の筆を絶っているというが，実際「一絡索」，「一痕沙」（4首），「酒泉子」，「南歌子」，「漁家傲」，「醉落魄」，「相見飲」と計10首の詞を発表していることがわかった。

## 五、鷗所は如何なる人と交わったか

鷗所が交際をした人は43人に上り，1. 王韜や葉慶頤のような訪日体験者，2. 何桂笙，黄式権のようなマスコミ関係者，3. 新興山農等の他の知識人，4. 陸斐卿，陸小青，王佩蘭等の花柳界の人，5. 岸田吟香，井上陳政のような中国滞在中の日本人，と5つのグループに分けられる。要するに有名な人もいれば，名を知らない人も多

い。

中国人の中で、特に『申報』3代目の総主筆（総編集長）を務める何桂笙（1841～1894）との親交が厚い。鷗所が25歳年上の彼に22首の漢詩を『申報』に発表している。一方、何桂笙は「海天三友図記」（『申報』1887年4月1日）で1600余字の長文を撰し、鷗所、岸田吟香との友情、そして、当時として珍しい記念写真を撮影した経緯を詳述している。それが一時の美談となって、1887年4月から8月にかけて、祝賀の詩17首が贈られてきて、5ヶ月に亘って『申報』の紙面を賑わせていた。

また、鷗所が帰国の際に何桂笙が送別の文章（『申報』1887年7月1日）を書いているが、これもまた1500字に達する長文で、鷗所との交誼を振返って、鷗所に対するよき印象、赴任後の希望を述べている。最後に中日が連携してロシアの進入に備えるべく、と一体感を訴えている。

## 六、まとめ

鷗所が中国で発表した詩の大半は日本に存在していないため、鷗所のみならず、明治文壇や明治前期の中日学術交流を知るうえで、貴重な資料となるであろう。

そして、鷗所は1年余りの滞在中、計96回、月平均8回ほど『申報』に登場している。そのおかげで、上海の文人に広く知られ、中国人の日本人観の形成に影響を与えたのであろう。

鷗所は当時まだ若かったが、その学問にしても、人となりにしても在地の文化人に高く評価されている。その鷗所に対する好印象は日本人に対する好印象につながり、唐代に來訪した阿倍仲麻呂や宋代に來訪した裔然と同じように、明治前期の中国の日本人観の形成にプラスの役割を果たしたのであろう。

鷗所が訪中したころは、ちょうど明治前期の中日関係の過渡期に当たり、中日の文化人が相互に往来し、中国伝統文化を中心にした文化交流が盛んに行われた。鷗所は偶然にもその空前絶後とも言える文化交流の掉尾を飾る役割を果たした。

（文責：王 宝平，蔡 毅）



## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2014年1月20日（月）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：台湾日治時期的原住民族，習慣與國家法

報告者：曾 文亮（中央研究院台湾史研究所 助研究員）

通訳者：趙 晴（南山大学非常勤講師）



曾 文亮氏

### 発表の構成

- 一、前言
- 二、熟蕃的習慣與國家法
  1. 原住民與國家關係的建立
  2. 熟蕃依用舊慣問題與國家法
- 三、平地蕃人的習慣與國家法
  1. 平地蕃人的出現與普通行政
  2. 保護行政下的民事關係與習慣
  3. 保護行政下刑事法律關係：習慣的萎縮
- 四、蕃地蕃人的習慣與國家法
  1. 蕃地蕃人與國家關係的建立
  2. 蕃地蕃人特殊行政下的習慣與國家法
- 五、結語



本発表では、植民地支配下の台湾において、圧倒的なマイノリティであった先住民族（「台湾原住民」）に焦点をあてて、彼ら・彼女らを植民地法（「國家法」）がどのように規定し、また彼ら・彼女らの「習慣」がそこにどのように関連していったのかが論じられた。

まず「一、前言」では、本発表の目的が述べられるとともに、植民地統治期において「台湾原住民」をめぐる基本的な分類である「熟蕃」「化蕃」「生蕃」という概念が、植民地官僚・持地六三郎の見解に依拠しながら紹介された。次に「二、熟蕃的習慣與國家法」では、「漢民族系住民と同程度に進化しており、普通行政区域内に居住し帝国臣民」とみなされた「熟蕃」に対して、植民地における民法および刑法が、ほぼ漢民族系住民と同様に施行されていく様相が具体的に述べられた。

次に「三、平地蕃人的習慣與國家法」では、「少し進化した「蕃人」で、ある程度、国家に服従しているが、普通行政区域の外に居住しており、帝国臣民とみなすことはまだできない者」とされた「化蕃」に焦点をあて、彼ら・彼女らの居住地が普通行政区域（「平地」）に組み込まれていくなかで、植民地における法がどのように彼ら・彼女らに適用されていくようになり、またその際どのような問題が生じたかが、詳細に論じられた。

さらに「四、蕃地蕃人的習慣與國家法」では、「進化が遅れており、普通行政区域の外に居住し、帝国主権に服従していない者」とみなされた「生蕃」が取り上げられ、彼ら・彼女らを法的主体として認めない政策が、植民地統治開始直後から、1915年、1930年という台湾先住民政策史上の二つの大きな画期を経て、どのように変容していくのかが、豊富な資料に基づいて説得的に論じられた。そして最後に「五、結語」において、被植民者のなかでも圧倒的なマイノリティであった「台湾原住民」と植民地法の複雑な関係について総括的な整理が行われるとともに、植民地法制の問題点について多角的な指摘がなされた。

（文責：松田 京子）

藤井新『北朝鮮の法秩序～その成立と変容』からみる北朝鮮の政治体制（鐸木 昌之）（平岩 俊司）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2014年2月21日（金）

場 所：名古屋キャンパス R棟7階 会議室

テーマ：藤井新『北朝鮮の法秩序～その成立と変容』からみる北朝鮮の政治体制

報告者：鐸木 昌之（尚美学園大学教授）「北朝鮮の法と政治」

平岩 俊司（関西学院大学教授）「現実政治とアカデミズムの接点」

司 会：星野 昌裕（南山大学アジア・太平洋研究センター研究員）

コメンテーター：奥蘭 秀樹（静岡県立大学准教授）



鐸木 昌之氏



平岩 俊司氏



奥蘭 秀樹氏

本講演会は、藤井新著、平岩俊司・鐸木昌之・坂井隆・磯崎敦仁編『北朝鮮の法秩序～その成立と変容』（世織書房、2014年）の出版を記念し、同書の編者2名の報告をもとに、藤井新氏の功績を振り返ることを目的に開催された。

著者の藤井新氏は、1959年に愛知県で生まれ、岡崎高校、東京大学法学部卒業後、外務省に入省した。経済局、アジア局に勤務後、韓国・ソウル市にある延世大学・ソウル大学に留学し、その後ハーバード大学ロースクールで修士号を取得した。その後、経済協力局、条約局などを経て、アジア局北東アジア課課長補佐、同首席事務官

として日朝国交正常化交渉に参加している。さらに北米局北米一課首席事務官、在フィリピン大使館一等書記官、同参事官、国連代表部参事官、中東アフリカ局中東一課長を歴任後、アジア大洋州局北東アジア課長として2003年8月に開催された第1回六者会合を担当したキャリア官僚であった。ここで「あった」と過去形をつかったのは、第1回六者会合後に病に倒れ、2004年1月27日に享年44歳の若さで他界されてしまったからである。

『北朝鮮の法秩序～その成立と変容』は、愛知県出身のキャリア外交官であった藤井新氏が研究者として残した研究業績を、彼の研究仲間であった平岩俊司、鐸木昌之、坂井隆の3名に磯崎敦仁が協力して一冊の本にまとめあげたものである。

同書の構成は次のとおりである。

I 北朝鮮をめぐる国際関係

第1章 北朝鮮の国際法

第2章 朝鮮半島と国際連合－南北朝鮮の国連加盟問題

II 法務生活と契約法

第3章 北朝鮮における「遵法」の問題－「社会主義法務生活」を中心に

第4章 一九四八年の北朝鮮契約法

III 北朝鮮における法・経済制度

第5章 法制度および統治機構の形成

第6章 計画経済の基礎－初期北朝鮮における経済に関する法の制定過程

鐸木昌之氏からは主に藤井新氏の研究業績の意義が報告され、その最大の功績が北朝鮮の法律を徹頭徹尾客観的に分析したことにあったと述べた。鐸木氏によれば、それ以前の北朝鮮法研究は、北朝鮮の発表をそのままの形で語り継ぐか、あるいはイデオロギーの相違から徹底的に非難をするかのいずれかであったという。さらに鐸木氏によれば、ちょうど藤井氏が北朝鮮の法制度への関心を持ち始めた1980年代の後半に、北朝鮮政府の内部文書が公開されたことが、藤井氏の研究に大きな意義を与えたという。この資料は1950年代の朝鮮戦争でアメリカ軍がピョンヤンを占領したときに押収した北朝鮮政府の内部文書で、藤井氏は北朝鮮建国当時における法の制定と執行の過程を一次資料から読み解いていったという。

平岩俊司氏は報告のなかで、外交官である藤井新氏がキャリア官僚としての激務をこなしながら、膨大な研究業績を残した研究者であったことから、藤井氏のキャリアを振り返りながら、現実政治とアカデミズムの接点を再考した。平岩氏によれば、藤井氏の論考に共通する問題意識は、純粋な学術的な関心というよりも、外交官としての職業的関心を深化させたものがあったとして、数多くの研究業績を残しつつもやは

藤井新『北朝鮮の法秩序～その成立と変容』からみる北朝鮮の政治体制（鐸木 昌之）（平岩 俊司）

り藤井氏は一貫して真の外交官であり続けたと指摘した。言いかえれば、外交官としてのスタンスからアカデミズムに接近したことが、藤井氏の研究がアカデミズムに属する研究者の業績と一線を画する決定的な意味を持ったという。

鐸木氏と平岩氏の報告に対して、コメンテーターの奥藺氏さらにはフロアから多くの質問が提起され活発な議論が展開された。このように愛知県出身である藤井新氏の業績を南山大学から地域社会に発信できたことそれ自体が、本講演会にとって大きな意義をもつものであった。

（文責：星野 昌裕）

## アジア・太平洋研究センター主催シンポジウム

日 時：2014年2月27日（木）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：日中戦争・対日協力政権研究の最前線

報告者：広中 一成（三重大学非常勤講師）

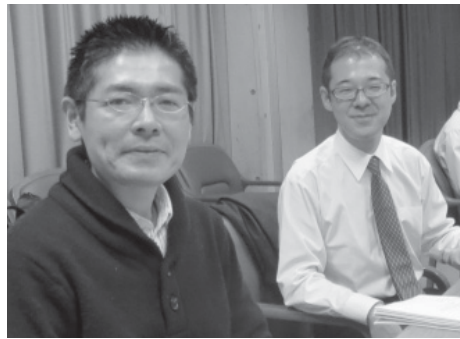
関 智英（明治大学兼任講師）

今井 就稔（群馬大学准教授）

司 会：宮原 佳昭（南山大学アジア・太平洋研究センター研究員）



広中 一成氏



関 智英氏（左）今井 就稔氏（右）

政治・軍事をめぐる日中関係が緊迫している現在において、日中戦争を主題とするシンポジウムを開催する意図は、過去における日本の中国侵略を正当化するためでないことは言うまでもない。本シンポジウムの意図は、日中戦争期における中国人の主体性や多様性を理解することにある。

満洲事変から日中戦争の時期にかけて成立した冀東防共自治政府・中華民国維新政府・汪兆銘政権などのいわゆる「対日協力政権」は、傀儡政権（操り人形）として、とくに中国の現政権にとっては「漢奸」（漢民族の裏切者）として、すなわち主体性を持たぬ存在として従来扱われてきた。これに対し、近年、日本における中国近現代史研究の分野では、対日協力政権に対する再評価が進んでいる。すなわち、文献史学の手法に基く実証的研究により、上述のような既存のイメージを超えた、日中戦争期における中国人の主体性や多様性が明らかになりつつある。このような研究成果は、研究者の世界だけではなく、広く社会に伝えるべきものであると言えよう。

以上の問題意識に基づき、このたびは、日中戦争・対日協力政権研究の最前線で研究をすすめる3名の若手研究者に、各専門分野における最新の研究成果をコンパクトな形で講演していただく運びとなった。また、各分野に対する理解をより深められ

るよう、3名の講演後は総合討論の時間を設け、フロアからの質問に回答していただいた。

## 日中和平工作研究の新展開——「今井武夫関係文書」の可能性

広中 一成

本報告では、近年の対日協力政権研究の動向を踏まえたうえで、同研究と関連性を持つ、日中和平工作研究について、新史料「今井武夫関係文書」を紹介しながら、今後解明が期待される課題について検討した。

日中和平工作とは、1937年7月7日の盧溝橋事件に端を発する日中戦争の早期解決を目指して進められた日中間の和平交渉で、開始当初は日中両国の政府レベルで話し合いが続けられた。しかし、1938年1月16日、日本政府が「第一次近衛声明」を発表して、交渉相手であった中国国民政府（重慶政府）の存在を否定したことから、それ以後の交渉は日中両政府が表立ってかかわらない非公式レベルで展開された。

この日中和平工作で、日本側は1940年3月30日に南京に対日協力政権を成立させた汪兆銘をおもな交渉相手とした。そのため、日中和平工作は日中外交史や日中関係史はもとより、対日協力政権研究の一分野としても論じられた。

これまでの日中和平工作研究は、交渉の二大メインルートであった、汪兆銘工作と重慶工作（重慶政府直接和平工作）についての検討が中心であった。しかし、近年、日中和平工作の中心人物であった今井武夫少将（階級は終戦時）の三男・今井貞夫氏による評伝『幻の日中和平工作—軍人今井武夫の生涯』（中央公論事業出版、2007年）や、日中和平工作に関する日本側の外交史料を収録した、外務省編『日本外交文書 日中戦争』（全四冊、六一書房、2011年）などが刊行され、日中和平工作研究が史料面から補強されつつある。

さらに、本報告で取り上げた「今井武夫関係文書」を利用することで、日中和平工作研究は、いままで未解明だった和平ルートに考察が加えられるなど、これまで以上の成果が期待されるようになった。

「今井武夫関係文書」とは、今井武夫少将が生前に遺した約5000点にのぼる史料群で、現在、所有者の意向で国立国会図書館憲政資料室に委託保管されている。

「今井武夫関係文書」に収録されている史料は、大きく分けて、日記類・書簡類・写真・絵はがき・地図・名刺・書籍・暗号表（略語表）・そのほか雑史料の9種類ある。この中でもっとも重要なのが日記類である。これは今井が陸軍大学在学時の1928年1月1日から、死去からおよそ2年前の1980年3月18日まで断続的に綴られた日々の生活の記録で、文中から今井が日中和平工作を進めるにあたり、いつどこ



で、どのような人物と接触したのかを知る手がかりを見出すことができる。

また、暗号表は今井が汪兆銘工作や重慶工作のひとつであった桐工作（宋子良工作）に使われたもので、工作が秘密裏に進められたことがうかがわれる。そして、雑史料の中には、今井が参謀本部支那班長を務めていたときの汪兆銘工作に関する書類が27枚あるほか、汪兆銘工作の概要を記した「渡辺工作の現況」計4冊、汪兆銘工作関連の新聞記事、桐工作関連史料、今井自身が戦時中に日中和平工作の実相をまとめた「皇紀二千六百一年紀元節 日中和平交渉ノ真相」、日中和平工作の諸ルートであった、吉田姜豪工作（小野寺工作）・呉佩孚工作・余漢謀工作・スチュアート工作などにまつわる史料なども収められている。

日中和平工作以外にも、「今井武夫関連文書」には日中戦争にまつわる史料が収録されていて、日中和平工作だけでなく、日中戦争史を研究していくうえでも欠くことのできない史料群といえる。

この「今井武夫関係文書」を利用することによって、今後、日中和平工作研究に関する次のような課題の解明が期待される。一点目は、汪兆銘工作や重慶工作の未解明な部分、また対日協力政権研究にも係わる汪兆銘政権成立までの具体的経過や背後関係である。

二点目は、これまで史料的制約で十分に検討しきれていなかった、汪兆銘工作や重慶工作以外の日中和平工作の諸ルートの解明である。以上、二点は日記類や雑史料を詳細に検討することによって明らかにできる。

さらに、今井は北京武官として盧溝橋事件の解決に努めたり、支那派遣軍総参謀副長として国民政府との終戦協議に加わったことから、「今井武夫関係文書」を使って、それら歴史事実の検討も可能となる。

「今井武夫関係文書」の日記類は来春刊行を目指し、現在、愛知大学と早稲田大学のグループによって翻刻作業が進められている。また、雑史料の一部も報告者によって史料集として出版が予定されている。また、それ以外の史料も、今後、憲政資料室で順次閲覧が許されることになっている。これら史料が多くの研究者の目に触れることで、日中和平工作研究はこれまで以上に具体的な成果が生み出されよう。

## 汪精衛政権の憲政実施構想

関 智英

本シンポジウムは「対日協力政権研究の最前線」と題するが、では何をもって最前線とするのか。私はこれを、「中国史の文脈」の中に対日協力政権研究を位置づけていくことだと考えている。もちろん、「対日協力政権」が中国史の中に位置づけられ



てこなかった訳ではない。ただ、その位置づけ方に問題があったのである。

これまで日中戦争期、日本占領地に樹立された政権については、大きく3つの見方があった。1つはこれを傀儡政権と見なすもので、この視角は当時から存在した。この文脈では政府関係者は「漢奸」（漢民族の裏切者）と扱われた。2つめは、欧米の研究を中心に提起されるようになった「協力者」／コラボレーターという分析視角である。これは漢奸・傀儡のような前提を排除し、より彼等の事情によりそったもので、中国大陸の研究を除いては、現在では一般的に受け入れられている。これに加えて3つめとして、日本植民地研究からも分析が進められてきた。

このそれぞれが問題を抱えているに思われる。1は、「善悪二元論」の枠を前提としており、学問的分析概念には馴染まない点で問題がある。2は、1に比べれば中立的な視点を提供できるものの、当該政権（及び関係者）と日本との関係に力点が置かれてしまう問題がある。そして3は、当該政権（及び関係者）が植民者（＝日本）の客体に置かれてしまう、という点で問題がある。

そこで、私が試みたのが、2の協力者という分析視角を継承しながらも、そこに当該政権の当事者の眼差しを寄り添わせることである。これを意識的に行うために、私は「和平陣営」という視角を意識的に盛り込んだ。これは、「日本との戦争よりも、日本との即時停戦に意義を見出だし、それを前提に行動した人々」ということである。彼らは必ずしも日本との協力を第一に考えていた訳ではない。「陣営」という言葉を暫定的に用いたが、相互に強固な連繋がったわけでも必ずしもない。

この「和平陣営」という分析視角を設けることで、日本の占領という制限下にありながらも、当事者達が当該社会の展望・将来を如何に描いていたのか、という点をより積極的に浮き上がらせることができると考えるのである。またこうした作業を通じて、彼等の動きを「中国史の文脈」に位置づけることができると思われるのである。

上述の問題意識に基づき、本報告では汪精衛が1940年に樹立した国民政府（汪政権）の憲政実施への動きを検討した。従来、汪政権の憲政実施については、ほとんど研究されてこなかった。しかし、実際には、汪政権下でも1936年に国民政府が公表した憲法草案を引き継ぐ形で、日本の占領地でも憲政実施へ向けた動きがあったのである。

1939年8月に上海で開催された汪派の国民党五期六中全会は、「国民大会の召集、憲法の制定・実施」を規定し、これは汪政権の政綱にも引き継がれた。こうして和平陣営では憲政に関して活発に議論が始まったのである。ほぼ同時期、重慶でも憲法制定・実施が大きくクローズアップされた。こうして図らずも重慶と南京二つの国民政府は憲政実施を巡って競合する形となったのである。

和平陣営で主に問題となったのは、民主政治の形と国民大会召集の方法であった。汪派国民党は建前では臨時政府・維新政府等諸派連合の政府を標榜していた。しか

し、実質的には三民主義の理念及び国民党の指導を前提とした政権樹立を目指していた。こうした政権構想に対しては、中国青年党等から反論が唱えられた。

重慶でも憲政実施を巡る議論の中で、蒋介石の独裁に対する批判が高まっており、憲政を実施することは、共産党の政治介入にも繋がりがねなかった。結局、1940年9月に重慶国民政府は国民大会召集延期を宣言し、同年12月には汪政権も予定していた国民大会召集を延期することになった。

この憲政実施を巡る諸事情は、少なくとも1940年前後の時期は日本の占領地域でも、中国の将来を展望する議論が盛んに行われたこと、すなわち和平陣営もまた当時中国が直面した問題に取り組んでいたことを示している。

## 日中戦争下の上海と対日協力問題——経済史の視点から

今井 就稔

これまで、私は日中戦争期の上海経済の実態や企業家の活動に関心をもってきたが、対日協力政権そのものを素材として論文を書いたことはない。しかし、日本や親日政権にとって、中国一の商工業都市であった上海の経済は非常に重要な存在であったのはもちろんのこと、上海経済の担い手であった企業家たちが戦時中にどのような行動をとったのかを知ること、中国民衆と日本側・親日政権側の関係を知るためには有用であろう。

一般的に中国側から「抗日戦争史」を書く場合、武装闘争によって「不屈に、果敢に戦う中国民衆」が日本帝国主義を倒したことが強調され、民衆を適切に主導したときの政治勢力が評価される。その一方で、日本占領地で厳しい生活を強いられた人々に対する視線は冷淡であった。占領地では、自らの生活のために対日協力活動に手を染める人々も実際には少なくなかったが、彼らは、戦争当時から現在に至るまで、対日抗戦に逆行する存在とみなされ、否定的な評価を受け続けてきた。しかし、政治的な評価から対日協力者を告発するのではなく、日本の軍政下の民衆による「生存」の模索過程にも目を向け、再検証する必要がある。

そうした日本占領地下の中国人のなかでも、企業家にどのようなアプローチが考えられるだろうか。企業家は経済活動を行って利益を得ることが本分である。ある産業の企業家の経済活動を分析することは、その産業の構造や業界のおかれた経済環境を十分把握することが前提である。そこから明らかになる彼らの活動についても、政治的な要素を無視してよいわけではないとはいえ、基本的には「経済の論理」に基づいた分析をする必要がある。一方で、前近代の郷紳層に起源を持つ中国の資本家は、単なる経済合理主義的な存在とみなすのも適切ではない。とくに上海の場合、外国人の

ための租界を中心に都市が発展する一方、中国側の地方行政機構は歴史が浅く、中国人は「行政の不在」のなかにあった。そのなかで上海の中国人社会を統括するリーダーとなったのが、企業家たちである。彼らは外国の諸勢力と関わりをもつなかで、上海人意識や中国人意識を身につけ、やがては抗日ナショナリズムの主体ともなった。このように、「経済の論理」と「国家の論理」の双方を併せ持った存在として戦時期の企業家をとらえることで、経済決定論・政治的評価の双方から距離を置き、双方のバランス感覚のなかで日中戦争史や対日協力問題を考え直すことを目指したい。

実際に彼らの戦時中の行動は複雑であった。

日中戦争が始まってもときの国民政府の要請を拒んで内陸部には移転せず、企業家の大部分が上海に残った。そしていくつかの条件が重なって戦時特需が到来した租界を拠点として、戦前を上回る利益を挙げていた。列強の利権が錯綜する租界は日本も占領することができず、租界の一部は日本の権力が及ばない地域として残っていたのである。

太平洋戦争の開始によって日本軍が租界に進駐すると、そうした租界の経済的繁栄は終わりを告げる。企業家たちは、日本企業との合弁組織の設立や日本占領地当局・親日政権へと接近をはかるようになった。しかし、そうした「対日協力」は、日本側の支配を全面的に受容したというよりは、自ら経営する企業を生存させるためになるべく有利な条件を引き出そうとする性格の濃いものであった。

内陸部の人々や重慶国民政府は、戦時中から上海企業家のこのような活動を批判してきた。しかし、重慶など国民政府が依拠した地域は経済的に遅れた地域だったため、戦略物資の調達などで上海経済に依存せざるを得なかった。戦後になっても、上海の企業家は、その政治的な正統性はともかく、経済力を背景として戦後上海経済の再編に対する発言権を維持していた。

このように、経済史の視点からは、「経済の論理」と「国家の論理」の複雑なからみあいのなかで発生・展開した問題として、対日協力問題を考えることができるように思われる。

（文責：宮原 佳昭）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2014年3月18日（火）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：日米首脳会談と「外圧」

報告者：浅野 一弘（札幌大学法学部教授）



講師の浅野一弘氏はこれまでに日米関係について研究されて来た中で、特に日米首脳会談に焦点を当てた研究については数多くの著書にまとめられている。今回の講演会では、日米首脳会談に関する詳細な資料とともに、戦後日米関係の変容およびその特色について概観した上で、なぜ日米間で「外圧」が発生するのか、という問題に焦点を当て、米国から日本への「外圧」のパターンや日本の政策決定過程、日本および米国の政策決定者の認識、などの観点から講演が行われた。その概要は以下の通りである。

日米首脳会談は1951年9月4日に、サンフランシスコ講和会議に出席するために訪米していた吉田茂とトルーマンとの間で初めての「会談」が行われて以来、2014年3月18日現在までに117回開催されている。日米首脳会談を行った日本の首相は27人であるのに対して、アメリカ大統領は12人である。このうち、もっとも多くの日米首脳会談を行った日本の首相は小泉純一郎（13回）であり、次いで中曽根康弘（12回）となっている。アメリカ大統領については、ビル・クリントンの26回が最多であり、クリントンは任期中に6名の首相と会談を行っている。これに対して小泉首相が日米首脳会談を行った相手はジョージ・W・ブッシュ大統領のみである。

また、日米首脳会談の開催場所を見ると、約57%にあたる67回がアメリカで行われたのに対して日本で行われたのは18回（15%）であり、日米両国以外で開催され

た32回(27%)よりも遙かに少なくなっている。さらに、日本で開催された18回のうち、首脳会談そのものを目的としてアメリカ大統領が訪日した回数は5回のみであり、多くはサミットやAPEC関連での来日の折に首脳会談が開かれている。こうした日米首脳会談の開催場所や回数をG8諸国と比較すると、さらに興味深い特徴を見て取ることができる。

1951年9月4日の第1回日米首脳会談の直後、9月8日に日本はサンフランシスコ平和条約および日米安全保障条約に調印し、西側陣営の一員として再出発をするに至った。そして、1952年にIMF、1955年にGATTという戦後の国際経済体制であるブレトンウッズ体制の中核を担う国際機関にそれぞれ加盟した。1954年11月の吉田・アイゼンハワー会談では、戦後日米関係の基本的枠組みの形成が協議され、反共を基調とする初の日米共同声明が発表された。1960年1月の岸・アイゼンハワー会談では日米新安全保障条約が調印され、米国による日本防衛義務が明記され、条約の内容が「片務的」なものから「双務的」なものへと変化した。これを受けて岸内閣は日本国内で強い批判を受けることとなり、その後、退陣することとなったが、「イコール・パートナーシップ」がテーマとなった1961年6月の池田・ケネディ会談の頃から議題が安全保障問題から経済問題に移行するなどの変化が日米関係に見られるようになった。

1960年代後期には沖縄返還問題と繊維産業に関する貿易摩擦が日米間の主要な議題となり、1967年11月の佐藤・ジョンソン会談では、「両3年内(within a few years)」での沖縄返還が合意され、1969年11月の佐藤・ニクソン会談では1972年中に沖縄が返還されることが合意された。この時にいわゆる核を巡る「密約」がなされたと言われ、近年、検証が行われたことは記憶に新しい。さらに、沖縄返還と同時に繊維産業を巡る日米貿易摩擦についても対米輸出自主規制という形での政治的調整が行われることで合意されたことから、「縄と糸の取引」と言われたりもしたが、このときにその後、日米間で展開されることとなった一連の経済摩擦の原型が形成されたとも言えよう。

その後、1980年代に入り、1981年5月の鈴木・レーガン会談で日米間で初めて「同盟」という表現が用いられたが、これを受けて日本では国会が空転し、外相が辞任するなど、大きな政治的混乱の要因となった。また、1983年1月の中曽根・レーガン会談に関しては「運命共同体」、「不沈空母」といった言葉が注目された。日米間の経済摩擦は上述のように1960年代からすでに政治問題化していたが、特に1980年代後期になると日米首脳会談での議題として取り上げられるようになった。それまでの繊維、鉄鋼、カラーTV、自動車、牛肉・オレンジなど、個別の産業をめぐる経済摩擦に加えて、産業構造や社会構造そのものが政治問題化されるようになり、1989年7月の宇野・ブッシュ会談において、こうした広い意味での国内社会構造の問題を



議題とする「日米構造協議」の開催が決定された。さらに、1990年7月の海部・ブッシュ会談ではコメ問題が初めて言及され、1992年1月の宮沢・ブッシュ会談では日本側が米国製自動車部品の輸入額をおよそ190億ドルに増加させるとの約束がなされ、「自主的輸入拡大」という新たな形での経済摩擦に対する政治的調整が行われた。経済・社会構造を議題とする方針はその後も継続され、宮沢・クリントン会談では、日米構造協議に代わって「日米包括経済協議」が開催されることで合意された。また、安全保障に関しては、1996年4月の橋本・クリントン会談で21世紀に向けた同盟に関する「日米安全保障宣言」が発表され、これを受けて翌年の97年にいわゆる「新ガイドライン」が形成されることとなった。さらに、「バードン・シェアリング」という概念から「思いやり予算」が組まれるようになった。

これまでの日米首脳会談を振り返ってみると、特に経済摩擦の調整にあたっていわゆる「外圧」が作用したケースが少なからず見られる。なぜ「外圧」は発生するのであろうか、また、なぜ「外圧」は消滅しないのであろうか。アメリカから日本への「外圧」には、(1)日本の対米輸出自主規制を求めるもの、(2)日本の市場開放を求めるもの、(3)日本の貿易黒字縮小を求めるもの、(4)日本社会の構造変革を求めるもの、の4つのパターンがある。こうした様々な外圧が絶えない理由として指摘されるのは選挙の重要性である。政治家にとって最大の目標は次回の選挙で当選（再選）することであるから、日本であれアメリカであれ選挙区の利益集団の意向をくみ取った行動をとることになる。特に、1名での法案提出が可能なアメリカでは選挙区向けのパフォーマンス的行動として議員立法がなされることも珍しくはない。ちなみに、日本では、1955年の国会法改正により、法案提出には衆議院では20名あるいは50名、参議院では10名あるいは20名以上の賛成者が必要とされる。

「外圧」が発生する要因としては、こうしたアメリカの政治制度に加えて日本側にも見出すことができる。実は、「外圧」にはアメリカ発のものに加えて、日本発アメリカ経由の「外圧」も存在する。日本では官僚機構が強く、政治家がリーダーシップを発揮しづらい環境にあることがあり、特に「55年体制」下における「外圧」は実質的に野党の役割をはたしたとも言える。また、日本の一部の国会議員は安全保障問題をハイ・ポリティクス（高次元の政治）、経済問題をロー・ポリティクス（低次元の政治）との認識に基づき、日米安全保障条約を重視する発想から、経済問題ではアメリカの「外圧」を容認するという側面も指摘される。

アメリカ側の要因としては、USTR（アメリカ通商代表部）や商務省といった貿易担当官庁の台頭やスポイルズ・システム（猟官制）、さらには「マニフェスト・デスティニー（明白なる運命）」という「アメリカは常に正しい」との思い込みからもたらされる、「日本は不公正（unfair）である」との認識も挙げられる。こうした認識は、日本では資本主義経済が導入されていないという、リビジョニスト（日本異質論

者)の台頭および彼らによるジャパン・バッシング(日本たたき)にも深く関連している。また、アメリカのヘゲモニー(覇権)の衰退や、日米間の「危機」をあおるような報道といった日本側マスコミの対応も「外圧」が発生する、あるいは消滅しない要因として挙げられる。

経済問題を扱う枠組みとしてこんにちでは、T P P(環太平洋パートナーシップ協定)をめぐる日米交渉が注目されている。日米間では、経済問題への対応策として日米構造協議以来、「年次改革要望書」や「日米経済調和対話」を通じて、双方向性の相手国内の課題に対する要望書が作成されてきた。日米構造協議も含めて日本側からの対米要求はほとんど実現されなかったのに対して、日本では大店法の改正をはじめ、N T T分離分割、金融監督庁の設置、建築基準法の改正、公正取引委員会の改変、郵政民営化など、様々な国内制度の改革にアメリカ側からの要求が作用している。上述のT P Pをめぐる日米交渉では軽自動車税や医薬品などが議題となっているが、こうした日米交渉は、これまでの国内制度を対象とする日米対話をより包括的にしたものと位置づけることができるだろう。

(文責：小尾 美千代)



## 大学史料室主催, アジア・太平洋研究センター共催講演会

日 時：2013年6月26日（水）

場 所：名古屋キャンパス R棟 R31教室

テーマ：アジア歴史資料センターの事業と公開資料の概要

報告者：大野 太幹（アジア歴史資料センター研究員）

コメンテーター：松田 京子（南山大学アジア・太平洋研究センター研究員）



大野 太幹氏

本講演の主な内容は、「アジア歴史資料センターの事業と公開資料の内容」として南山大学史料室運営委員会編『アルケイア』8号（2014年3月18日刊行）に掲載されています。

## 外国語学部主催, アジア・太平洋研究センター/ 東南アジア学会中部例会共催セミナー

日 時：2014年3月27日(木)・28日(金)

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：世界史の中のインドネシアを考える

### 【1日目】

趣旨説明：小林 寧子(南山大学)

第1セッション「東南アジア刻文史料から見るインドネシア古代史の再検討  
(8～10世紀)」

司会・趣旨説明：青山 亨(東京外国語大学)

発表1：山崎 美保(東京外国語大学大学院生)

発表2：川上 桂(佛教大学大学院生)

コメント：松浦 史明(日本学術振興会特別研究員)

第2セッション「近世から近代へ(1750～1870年)」

司 会：弘末 雅士(立教大学)

趣旨説明：太田 淳(広島大学)

発表1：小林 篤史(京都大学大学院生)

発表2：太田 淳

コメント：鈴木 英明(東京外国語大学研究員)

### 【2日目】

第3セッション「ムスリムと近代(1920～30年代)」

司 会：森山 幹弘(南山大学)

趣旨説明：小林 寧子

発表1：小林 寧子

発表2：山口 元樹(東洋文庫研究員)

発表3：服部 美奈(名古屋大学)

コメント：池田 美佐子(名古屋商科大学)

第4セッション「1965年9月30日事件——その衝撃と対外関係」

司会・趣旨説明：後藤 乾一(早稲田大学名誉教授)

発表1：高地 薫(愛知県立大学研究員)

発表2：山崎 功(佐賀大学)

発表3：松村 智雄(東京大学研究員)

発表4：馬場 公彦(岩波書店編集局)

コメント：宮城 大蔵（上智大学）

総合コメント1：弘末 雅士

総合コメント2：青山 亨

記録：赤崎 雄一（和歌山工業高等専門学校）

## 第1 セッション

「東南アジア刻文史料から見るインドネシア古代史の再検討（8～10世紀）」

### 発表1

「中部ジャワ時代の刻文から見る王の系譜と王権」

山崎 美保（東京外国語大学大学院生）

ジャワの古代史は権力と文化の中心の所在によって、大きく中部ジャワ時代と東部ジャワ時代とに分けられる。中部ジャワ時代は7世紀頃から929年（あるいは928年）まで、東部ジャワ時代は929年からイスラーム勢力が伸張し東部ジャワのマジャパヒト王国が消滅した16世紀初め頃までを指す。本報告では中部ジャワ時代の刻文を史料とし、中部ジャワ時代における王の系譜と王権をテーマに考察を行う。

本報告では、初めにジャワ刻文の特徴を簡単に説明し、次に現在までの王朝に関する研究を概観する。刻文では王の血縁関係や出自はほとんど記されず、王の系譜は述べられない。しかし、バリトゥン Balitung 王（在位 898～910年頃）はマンティヤシ Mantyasih I 刻文において「ムダンで神格化された者 *rahyangta rumuhun rimdang*」としてサンジャヤ Sañjaya を始祖とした王統譜を出している。バリトゥン王以前の王たちは、系譜はもちろん、バリトゥン王が記したような王統譜も語らない。なぜバリトゥン王は907年の刻文にこの王統譜を記述したのか、その理由について検討を行う。

結論としては、少なくとも9世紀前半までにはいくつかの政体が存在していたが、カユワンギ Kayuwangi 王（在位 855～885年）の在位中にはこれらの政体は確認できなくなる。カユワンギ王の統治間に王権が強化されたと考えられる。そしてカユワンギ王時代の刻文で初めて「マタラムの地 *bhūmi i mataram*」という語が出てくる。マタラムの地はカユワンギ王が統治していた領域つまり国であると考えられる。しかし、908年の紀年をもつワヌア・トゥンガ Wanua Tengah III 刻文では、カユワンギ王の退位後に混乱があり王位の空白期があったことが記される。バリトゥン王は王位の空白期の後、2番目に王位に就いた王である。バリトゥン王が王位に就いた時には、未だ政治的に不安定な状態にあり、依然として王権の強化が必要であったと考えられ

る。バリトゥン王がサンジャヤに連なる王統譜を記したのは、彼あるいは彼の王家（「マタラム」王統）が統治を行う正統性をこの王統譜によって示したかったからではないか。

## 発表2

「プレ・アンコール時代の刻文に見られる系譜：

ジャワ刻文との比較を中心に（6～8世紀）」

川上 桂（佛教大学大学院生）

東南アジアでは近世以降のベトナムを除く低地住民には、父系の出自集団が存在せず、双系制もしくは、そもそも系譜概念のない無系制の社会が多いと指摘されている。中部ジャワ時代では血縁を示す系譜は刻文に刻まれていない。しかし、プレ・アンコール時代のカンボジアでは血縁関係を伝える系譜が刻文に刻まれている。プレ・アンコール時代の史料は漢籍史料と刻文史料が存在するが、この報告では刻文にみられる系譜をまとめ、考察をくわえることを目的とする。

プレ・アンコール時代の王の系譜を、刻文の系譜の断絶をもって扶南時代後期・真臘前期・真臘後期の3つに区分し、各時期の古い刻文から順に紹介していく。全体としては、カウンディンヤヴァンシャやソーマヴァンシャという語がみられ、特別な一族、王族が存在し、王の系譜が存在していたようにもみえる。しかし、王の系譜は個々の刻文で、父子関係か長くとも祖父までの血縁関係を伝えるのみで、それ以前の祖先については言及されておらず、系譜とまでは言い難い。ただ、プレ・アンコール時代の終わりに刻まれた刻文では、この刻文の建立者までの4世代の系譜が記されると同時に、ソーマヴァンシャの一族であるチャンドラヴァルマンとイーシャーナヴァルマン1世の家系を結びつける様子がみられ、系譜を用いて自らの出自をより誇示する試みが始められたと考えられる。しかし、この刻文よりも早くに4世代の系譜を伝える刻文が存在する。その系譜は王の系譜ではなくプラの長の系譜である。後代のアンコール時代の王の系譜からは、プレ・アンコール時代末のプラの長へと遡ることができ、プラの長が重要な地位にあったことがわかる。また、プレ・アンコール時代の刻文からはその地位は慣習的に世襲によって受け継がれていたことが伝えられている。ここから、世襲によって代々受け継がれる様子を示すために系譜が刻まれたのではないかと指摘する。最後に、プレ・アンコール時代では、社会的地位や財貨を血縁によって継承する世襲制が存在する社会であった事を刻文から確認する。

血縁による系譜がみられない中部ジャワ時代に対して、カンボジアでは古くから血縁による系譜を刻文に刻んできた。当初、刻文に刻まれる系譜は、短く断片的で個々

の刻文を繋ぎ合わせる必要があったが、ジャヤヴァルマン1世の時代を境に、一つの刻文で4代以上に渡る系譜を刻み始めた。そして、系譜を刻文に刻む要因として、ブラの長などの社会的地位や財貨が慣習的に世襲で継承された社会の存在が挙げられることを指摘する。

## 第2セッション「近世から近代へ（1750～1870年）」

### 発表1

#### 「シンガポールを中心とした東南アジア域内交易の発展，1820年代～1870年」

小林 篤史（京都大学大学院生）

本報告の目的は、1820年代から1870年にかけて新たな西洋勢力の拡張の下、アジア人商人ネットワークによって担われたシンガポールをハブとする域内交易の成長があったことを示し、その意義を論じることである。

近年、19世紀末以降の西洋植民地化による、東南アジアの一次産品輸出の拡大という従来の認識に修正を迫る新たな研究がみられる。それら研究は、18世紀末から19世紀前半の東南アジア貿易の拡大を示し、その原動力は貿易の自由化に反応したアジア人商人の活動であったことを論じた。この19世紀における東南アジア貿易の自律的な発展を検証する上で、西洋植民地体制が確立する1870年代以前の実証研究が求められる。本報告はこの課題に取り組みたい。

第一に、1820年代から1870年にかけての「東南アジア域内交易」という分析枠組みを設定し、貿易統計による検証を行う。1820年代から1870年までの貿易統計の吟味からイギリスとオランダの植民地を中心とした域内交易の概念を設定し、その規模と趨勢を捕捉した結果、域内交易は東南アジア貿易全体に重要な比率を占めながら成長したことが判明した。その成長の中で、シンガポールが蘭領ジャワとの競合を制し域内交易の中心的位置を占めるようになった。

この域内交易の成長をもたらした第一の要因として、イギリス自由貿易の拡張が挙げられる。1824年の英蘭協定は東南アジアにおけるイギリスとオランダの勢力圏の境界を設定した。英領海峡植民地では自由貿易が採られた一方で、蘭領植民地では自国綿産業の市場確保を狙いシンガポールからのイギリス綿製品の輸入に高関税が課されたため、域内交易を阻む地域内の境界は強まった。しかし、オランダの高関税は英蘭協定の条項に違反したため、イギリスの外交抗議によって1840年代初頭にそのレートは適正水準に引き下げられた。こうして、オランダの保護主義的関税政策による域内の境界は弱まり、自由貿易を基調としたシンガポールの域内交易は拡大を遂げ

た。

そして、イギリス自由貿易の拡張による新たな商業機会を利用し、シンガポールをハブとする域内交易の成長を担ったのは、仲介華人商人を中心に再編されたアジア人商人ネットワークであった。シンガポールにおいて西欧商人たちは、英語を話し、現地の商慣習にも通じた華人商人を仲介して綿製品を売り捌いた。一方、東南アジア各地からシンガポールを訪れた現地商人たちは、多様な東南アジア産物を輸入し、それを仲介商人との取引によって綿製品やアヘンと交換した。ここで仲介商人たちは西欧商人と現地商人の仲介業に留まったのではなく、各地域の需要を満たす多彩な商品を取り扱い、スポット取引から信用販売まで異なる取引の方法にも対応したことで、現地商人間の取引をも仲介した。こうして仲介商人を結節点として、多角的に東南アジア各地の市場をつなぐ商人ネットワークが形成された。

1820年代以降、シンガポールを中心としてイギリス自由貿易の拡張という新たな動向と、それ以前から醸成されてきたアジア人商人ネットワークの再編とが融合したことで域内交易を基盤とした東南アジア貿易の成長が実現した。

## 発表2

### 「インドネシア諸島における貿易構造の変容と西カリマンタン社会（1750～1870年）」

太田 淳（広島大学）

東南アジアにおける貿易活動が18世紀後半から拡大傾向にあったこと、ならびに華人商人・移民がそれに貢献したことは、近年研究者の間で広く受け入れられるようになった。ところがその貿易拡大の時代（「華人の世紀」）がどのように終了し、19世紀後半から現れる植民地貿易構造とどのように接続したのかについては意見の一致がない。一部の研究者は世界市場向け植民地産品の輸出拡大とともに華人の貿易は相対的に僅かになったと述べる一方で、別の研究者は華人の貿易活動がその後も活発であったと主張する。しかしいずれの主張も統計的に明確にされたとは言い難い。

本報告の前半では、ジャワ・マドゥラを除くインドネシア諸島でオランダ統制下にあった港（外島オランダ港）で作成された、1846～69年の貿易統計を検討する。この統計から明らかになることは、(1)1869年に至っても外島オランダ港から輸出された品の約半分（金額ベース）は中国・東南アジア向けの非植民地産品であったこと、(2)輸入品ではヨーロッパ産の綿製品が大きな比率を占めるようになったこと、(3)中国南岸との直接取引はほぼ途絶し、シンガポール並びにジャワ北岸が重要な貿易相手となったことである。ここから19世紀半ばの外島オランダ港では、非植民地産品の輸出という点で「華人の世紀」からの連続が見られるが、輸入産品がヨーロッパ綿布に



シフトし、貿易が植民地都市に集中するようになったという点で植民地貿易構造と結びついてきたことが確かめられる。

このような見取り図を得た上で、報告の後半では西カリマンタン・ポンティアナックに焦点を当てる。アラブ人の父とダヤック人の母を持つシャリフ・アブドゥルラフマンがカリマンタン各地の海賊集団を率いて1771年に建国したポンティアナックでは、1780年頃はダイヤモンドと金を主な輸出品とし、華人とオランダ人が貿易支配をめぐる競争した。1791年にオランダ東インド会社が撤退して以降は、イギリスのカントリートレーダーがアヘンおよび染織品を持ち込むようになり、輸出品は中国向け森林産物、海産物が中心となった。これらの輸出品の集荷には、ブギス人などインドネシア諸島各地から訪れる海洋移民が重要な役割を果たした。1818年にオランダ植民地政府が支配を確立した頃は、中国向け産品が輸出される一方で、主な輸入品はジャワの染織品となっていた。ところが1823年からは、シンガポールからの染織品輸入が急増した。これらのことから、当該時代の西カリマンタン地方社会は、主に海洋移民の働きによって中国向け貿易に参入していく一方で、ヨーロッパ勢力に対しては容易に一方の勢力下に収まらず、近隣のライバルとの抗争や商業的機會への参入といった状況にあわせて、オランダ人ともイギリス人とも接触を保ちながら貿易を活発化させていたことが確かめられる。

### 第3セッション「ムスリムと近代（1920～30年代）」

#### 発表1

#### 「イスラーム定期刊行物から見る1930年代の世界

——資料としての *Pedomas Masjarakat* と *Adil*——」

小林 寧子（南山大学）

インドネシア近代史の中で再検討が必要される問題のひとつはイスラームの動向である。従来の研究では、民族主義運動に焦点が当てられ、民族運動指導者が相次いで逮捕・流刑された1930年代は政治的停滞期と捉えられていた。また、イスラーム運動やその指導者については、民族独立にそれほど寄与しなかったと考えられ、あまり関心が向けられなかった。しかし、植民地期に結成されたイスラーム組織は独立後も発展を続けて、インドネシア市民社会の土台となった。社会に根付いた勢力であることを考えると、植民地期のイスラーム運動の動向や影響力を再度検討する必要がある。それを知る手掛かりとしてイスラーム系定期刊行物を取り上げる。

1930年代のインドネシア（オランダ領東インド）では、新聞雑誌等の定期刊行物



が大幅に増加し、中でもイスラーム系のそれは飛躍的に増加した。それまで発刊されていた定期刊行物は組織運動の機関誌的性格が強かったのに比べ、一般読者をターゲットとする新しいタイプが登場した。情報量が増えるだけでなく、内容も多様化した。読者の関心を引き付ける必要があった。このような出版物では、激動する世界情勢はどのように伝えられていたのだろうか、またインドネシアを取り巻く国際環境はどのように認識されていたのだろうか。そのような視点から、二つの代表的なイスラーム定期刊行物を概観してみた。

メダン（北スマトラ）の週刊誌 *Pedoman Masyarakat* (PM: 社会の指針) は西スマトラ出身の著名なジャーナリスト・作家であるハムカ (1908-1981) が 1936 年から編集責任者を務め、1942 年 1 月まで発行された。一方、スラカルタ (中部ジャワ) の *Adil* (公正) は、1932 年 10 月から同じく、日本占領直前 (1942 年 2 月) まで発行され、編集者 (複数) については情報が得られなかった。両者ともムハマディヤ (イスラーム改革派) 系である。PM は、中東関係、なかでも、パレスチナ問題が多くとりあげられているが、ヨーロッパ情勢や日中戦についても多くの情報を掲載している。Adil についてはまだ作業の途上であり、33 年末までしか検討できなかったが、東アジア関係の情報が多く、ヨーロッパについてもドイツやソ連の動向が多く報じられているのに対して、中東については情報が少ない。この違いは単に年代が若干ずれたためとは考えられず、編集者の指向性によるものか、または発行地の地理的位置によるものなのかは、今後の検証が必要である。

しかし、確実に言えるのは、1930 年代のインドネシアでは、イスラーム定期刊行物には世界情勢に関する記事は比較的大きな割合 (2 割弱から 3 割) を占めており、しかも世界情勢を把握するのにバランスの取れた情報が提供されていたということである。戦前に日本からのイスラーム・プロパガンダを冷静に受け止めたことや、イスラーム指導者が占領期にも日本の政策を逆手にとって、自らの政治的活動の土台を築いた背景には、このような海外情報を入手していたことも関係があるものと思われる。

## 発表 2

### 「インドネシアのムスリム社会とアラブ地域の定期刊行物

——エジプトの『ファトフ』誌を事例として——」

山口 元樹 (東洋文庫研究員)

アラブ地域で発行された定期刊行物のいくつかは、19 世紀末以降インドネシア (当時のオランダ領東インド) でも流通しており、両地域のムスリム社会の関係を考察す

る上で重要な史料だと言える。ただし、これまでの研究で注目されてきたのは、イスラーム改革主義を掲げた著名なエジプトの雑誌『マナール』（1898-1936）に限られてきた。実際には、他にも多くのアラブ地域の定期刊行物がインドネシアのムスリムの間で読まれていたが、ほとんど検討されていないままである。そのようなもののひとつとして、イスラーム改革主義・アラブ主義の思想家ムヒブッディーン・アル＝ハティーブがエジプトのカイロで編集・発行した『ファトフ』（1926-1947）があげられる。本報告では、予備的な考察として、この定期刊行物の最初の5年間に掲載されたインドネシア関係の記事・論説を概観し、アラブ地域の定期刊行物を介した両地域間の結びつきを検討する。さらに、1920年代から30年代のインドネシアのムスリム社会の動向を明らかにしていく中で、『ファトフ』が史料としていかなる重要性を持っているのかを提示する。

この期間の『ファトフ』に掲載されたインドネシア関係の記事・論説の量は、『マナール』と比べても少なくなく、この定期刊行物も両地域のムスリム社会間の媒介として大きな役割を果たしていたことがうかがえる。ただし、『ファトフ』の場合はインドネシアでの出来事に関する短い情報が大半を占めており、『マナール』に多数掲載されたファトワー（法学上の質問に対する意見）は僅かしか見られない。その一方で、インドネシアに住むアラブ人やアラブ地域（マッカやカイロ）への留学生（及び帰国者）が主要な寄稿者であった点で両誌は共通している。また、インドネシアで発行されたアラビア語の定期刊行物が、『ファトフ』の情報源となっていたことが確認できる。インドネシア関係の記事・論説に関して特に興味深いのは、イスラーム主義とナショナリズムの関係が大きな話題となっていることである。この問題は『マナール』ではほとんど取り上げられていないが、『ファトフ』ではハティーブやシャキーブ・アルスラーンら「イスラーム世界」の著名な思想家が積極的な議論を展開している。この議論をインドネシア側の史料と併せて検討していくことで、インドネシア内のイスラーム運動の展開と外部の「イスラーム世界」との関係の一端を明らかにすることが可能になると考えられる。

### 発表3

#### 「イスラームと健康をめぐる議論」

服部 美奈（名古屋大学）

本報告では、1920年代から30年代にかけて刊行されていた雑誌を分析対象とし、この時期に、蘭領東インドでどのように健康や保健に関する議論がなされていたのかを明らかにする。そしてこの考察を通して、20世紀前半の蘭領東インドにおける西

洋医学・保健学の浸透とそれに対するムスリムの対応を明らかにすることが目的である。

同時期の雑誌を分析対象とする先行研究において、民族主義運動やイスラーム改革運動をテーマとする研究には十分な蓄積があるものの、上記の観点に焦点を当てた研究は管見の限り非常に少ない。蘭領東インドにおける1920年代から1930年代は、西洋医学や衛生学に関する知識が社会の一定の層に浸透しはじめた時期である。西洋医学・衛生学の普及は、オランダ植民地政府が予防接種や公衆衛生などの西欧医学の手法を積極的に同地に導入するようになったことが背景にあり、従来の伝統医療では治療が困難な伝染病などの病を治し、予防するものとして人々に次第に受容されていた。

分析にあたり、本報告では4つの雑誌 *Keoetamaan Isteri* (Medan:1937-39)、*Doenia Istri* (Surabaya:1928-30)、*Bintang-Hindia* (1925)、*Soeara Aisjijah* (Yogyakarta: 1932-1935) を取り上げる。*Bintang-Hindia* を除く3つの雑誌は女性を対象とした雑誌であり、かつ、このなかで編者・読者ともにムスリムを想定しているのは *Soeara Aisjijah* のみである。本報告の最終的な目的はイスラームと健康をめぐる議論を明らかにすることにあるが、多様な地域で出版された背景の異なる同時代の雑誌を比較対象とすることにより、ムスリムによる議論との対比を試みた。また主として読者を女性とする雑誌を対象としたのは、女性に関わる健康や保健に関する議論の方が男性に比して議論の対象となりやすいと考えたためである。

分析を通して、同時代の雑誌でありながら医学・健康の取り上げ方や議論の仕方には相違がみられることが明らかになった。具体的には *Soeara Aisjijah* は、乳幼児の健康、母子の健康、ジャワの伝統薬に関する記事が比較的多くみられるのに対し、他の3誌ではより広範な健康問題が取り上げられていた。さらに *Doenia Istri* や *Bintang-Hindia* ではスポーツやダンスに関する記事も多く、読者層による明確な差異がみられた。同時にこの相違は、それぞれの雑誌が刊行される地域の特性としても捉えられる。

## 第4セッション「1965年9月30日事件——その衝撃と対外関係——」

### 発表1

#### 「9月30日事件と新体制：歴史とその語り」

高地 薫（愛知県立大学研究員）

本発表では、1965年10月1日にインドネシアで発生し、国内のみならず国際的に

も大きな影響を及ぼした9月30日事件を巡って、歴史的言説がどのように形成され、変遷してきたかを、政府公認の歴史および公教育における歴史教育に注目して議論する。

スハルト体制下では、1965年起きた9月30日事件は、インドネシア共産党が組織的に関わり、陸軍左派将校が陸軍トップを拉致・殺害したクーデタ未遂事件とされた。こうした叙述は、実際の運動の目的や主導者等、学術的には未だに確定されていないにも拘わらず、事件直後から陸軍により流布され、その結果として百万人とも言われる共産党員やシンパが殺害され、また更に多くが正当な法的手続きを経ずに投獄された。この歴史叙述は、国軍歴史センター所長ヌグロホ・ノトスサントが中心となってまとめたものであり、1975年『インドネシア国史』の出版において決定的となった。こうしたスハルト新体制の公定歴史叙述は、スハルトがインドネシアを邪悪な共産主義から救ったという叙述がスハルト体制の正統性を保障するものでもあったため、1998年スハルト体制の崩壊と共にその見直しを求める気運が高まった。

公教育において、スハルト体制下の1994年に作成されたカリキュラムは、スハルト体制崩壊後の1999年に部分的に補足された後、2004年に全面改訂されることとなった。このカリキュラムは1998年以降の「歴史の見直し」の気運のもと、(1)9月30日事件をG30Sという表記のみとし、"/PKI"が削除されたこと、(2)9月30日事件の真相に関する諸説を紹介するよう指示があったことにおいて画期的ではあった。しかし、2005年になると、詩人タウフィック・イスマイル、イスラム指導者ユスフ・ハシムらが2004年カリキュラムに反対するロビー活動を開始、最終的に2007年3月、2004年カリキュラムに準拠する歴史教科書が発禁となり、各地方検察庁が当該教科書を回収、焚書するに至った。この発禁処分は後にその法的根拠が公に否定されたにも関わらず、9月30日事件を巡る歴史叙述のあり方に、無視し難い影響を残した。

2005～07年にかけての歴史教育カリキュラムを巡る騒動は、スハルト退陣後に盛り上がった「歴史の見直し」に強力な「否」を突き付け、教育に限らず政府が新体制の公式歴史観を今後も維持することを明らかにした、インドネシアの歴史叙述における「揺り戻し」のメルクマールとなったのである。

## 発表2

### 「資源ナショナリズムからみた9月30日事件と新体制」

山崎 功 (佐賀大学)

1957-1958年のオランダ企業接収、1963-1965年には英米系企業の接収として噴出した資源ナショナリズムは、植民地経済構造下既得権化していた蘭英米諸国の経済主導

権の全面的再構築を迫った。特に9月30日事件前後の混乱と衝撃は、英米系資本の対イ進出を一時的に躊躇させることになる。この衝撃の間隙を突くかたちで、英蘭米系石油企業ではその一方的国有化路線を背景に、1963年、従来の利権（concession）契約から請負（working contract）契約へ、さらに9月30日事件をはさんで1966年10月には生産分与（Production Sharing, PS）契約へと、石油開発の主導権のドラスティックな転換が進む。そしてこの間隙を埋め、新体制を支える自前の石油開発に協力したのが日本の政財界と北スマトラ石油開発会社であった。9月30日事件前後の大きな政治社会混乱のなかでも、北スマトラ石油開発はその操業を維持し続ける。

戦後日本の国際社会復帰と高度経済成長に向けた対東南アジア政策形成過程と、インドネシアの旧体制下政治社会混乱、9月30日事件から新体制成立にかけての過渡期を切り結び、日本の高度成長、インドネシア新体制経済離陸に向け中継ぎしたのは、賠償、石油をキーワードとした両国関係であった。その一側面は、日＝イ両国の戦中から続く「特別な関係」、日本の政治エリートと財界、さらにはインドネシア政治エリートとの間を媒介した一日本人ロビイストの役割に見出すことができる。戦後日本のサンフランシスコ講和から東南アジア賠償実施・日米安保改定にいたる政治過程における政治エリート間の対立・交代は、戦後賠償と結びついた新旧財界エリート間の対立と結びつき、インドネシアにおける共産党対イスラーム勢力、軍部内の対立と複雑に切り結んでいくことで、日本＝東南アジア情勢に大きな影響を与えることになる。戦後インドネシア石油に対する日本政財界の関心は、戦時中の日本占領・戦時駐留経験に由来し、石油業や旧陸海軍関係者等一部に限られたものであったが、南方石油への関心を松永安左衛門、鮎川義介ら財界旧エリートに紹介喚起し、インドネシア政治エリートと結びつけたのが西嶋重忠である。特に報告者は、西島のロビー活動を背後から支持し続けた日本の資源ナショナリストとして、石橋正二郎に注目している。西嶋は、戦前・戦中以来インドネシア民族エリートとの深い親交を足がかりに、1950～60年代の不安定な日本＝インドネシア関係を媒介する。9月30日事件以降、日本による賠償の実現と東南アジア再進出は、インドネシア新体制の発足安定とセットのかたちで制度化されていくことになる。民間人ロビイストは、戦後の対東南アジア賠償・石油交渉に直接間接に関与したと考えられる。だが日本＝東南アジア関係の制度化とともに、戦後過渡期に両国間を「暗躍」したロビイストの役割も終わったということもできる。



### 発表3

## 「9月30日事件のインドネシア国内における波及経緯： 西カリマンタンの事例を中心に」

松村 智雄（東京大学研究員）

インドネシア1965年9月30日事件の影響波及については、ジャワやバリの共産主義者だとみなされた人々の殺害といった例はこれまでも多く紹介されてきた。しかし、ジャワ、バリ以外におけるこの事件の影響はどのようなものであったのかは研究の蓄積が乏しい。本報告では、特に報告者の主な研究地域である西カリマンタン社会の事例に即して述べる。

西カリマンタン地域は18世紀半ばより、広東省からの客家系移民が金鉱開発に携わっていたという背景があり、この地域の華人の州人口に占める割合は他地域よりも高い。さらにこの地域独特の背景として、隣国マレーシアのサラワク州と国境を接するという要素がある。このため、1960年代前半のマレーシアの脱植民地期に、マレーシア連邦成立を掲げてサラワクで活動していた華人主体の共産主義ゲリラの存在が西カリマンタンの華人にも直接的な影響を及ぼすことになるのである。9月30日事件以降、共産党はインドネシアでは非合法となったが、1967年10月には、このサラワク出身の共産主義ゲリラとの関係を疑われた西カリマンタン内陸部の華人がスハルトの命を受けたインドネシア国軍によって居住地から追放され、難民となって西沿岸部のポンティアナック市やシンカワン市に集住させられるという事件が起きた。

この「1967年華人追放事件」はどのように展開したのであろうか。マレーシア、インドネシアの国境付近で暗躍する共産主義ゲリラを討伐することが9月30日事件以降のマレーシア、インドネシア両軍の使命であった。特にインドネシア軍は、先住のダヤク人の華人との経済格差に起因する鬱屈した感情を利用し、ダヤク人を扇動して華人を内陸部から追放することに成功した。しかもこの過程には、ダヤク人の權益を守るという利害を持つ名の知れたダヤク人政治家も積極的にコミットしていた。

この事件の後、内陸部の物品流通を担っていた華人が姿を消したことにより内陸部の経済は衰退することになった。また1970年代になると、華人がいなくなった空隙にジャワ人やマドゥーラ人が入り込むようになり、またもやダヤク人は社会的・経済的に劣位に置かれることになった。これが1990年代末に起きたダヤク・マドゥーラ紛争の遠因ともなっている。これほどに、この「1967年華人追放事件」は西カリマンタンの社会経済構造を塗り替えるような大きな影響を与えたのである。

## 発表4

### 「9月30日事件の衝撃と波紋——インドネシア・中国・台湾」

馬場 公彦（岩波書店編集部）

9・30事件の主因について、インドネシア政府の公式見解は、勃発直後から今日まで一貫して、中国共産党（CCP）の陰謀・教唆にインドネシア共産党（PKI）が加担し、陸軍の容共分子がクーデターを実行したものとしている。この通説を支持するにせよ斥けるにせよ、中国側の同時代史料が公開されていない現段階では、史実を踏まえて事件の真相に迫ることは難しい。また、中国研究者とインドネシア研究者の学術交流が乏しいために、事件の中国要因をめぐる本格的な先行研究は現れていない。

本報告では、勃発前後の中国報道を踏まえた状況証拠から事件の中国要因に重きを置いたプロットを立て、比較的資料の裏付けがしやすい事件後の中国・インドネシア関係に注目する。即ち、事件の衝撃波がインドネシア・中国の国家と社会双方へと伝導することにより、とりわけインドネシア国内の華僑・華人迫害がインドネシア社会にいかなる変化をもたらし、両国関係をどのように変え、それがアジアの動静を左右する中国情勢にどのような影響をもたらしたかを究明する。

事件の背景としては、PKIのソ連路線から中国路線への転換、スカルノ・スバンドリオの中国接近、スカルノのPKIへの接近、林彪「人民戦争論」の影響を受けての第5軍設置構想と中国の物心両面での協力、陸軍対PKIの対立構図の先鋭化、マレーシア粉碎政策、国連脱退、ネコリム批判、第2回AA会議の延期、PKI主導の農地改革に伴う農民運動の過激化などが挙げられる。そのいずれをとっても、その背後に中国の影がちらつく。

事件の衝撃波は、中国との国家間関係を揺さぶった。中国大使館は焼き討ちに遭い、両国関係は凍結状態に、PKIは非合法化されアイディットは殺された。これに対し中国は、「スハルト-ナスチオン・ファシスト軍事政権」反対の国際キャンペーンを展開した。一方、それまでインドネシア政府と距離を取っていたソ連が接近し、中ソ対立を有利に運んだ。

衝撃波は、インドネシア社会をも動揺させた。国民の反共感情が高まり、反中国感情ひいては反華人感情へと転化し、「排華反華」が全土に広がった。事態を座視できなくなった中国政府は反華非難のキャンペーンを展開し、華僑の現地同化原則を枉げて事件から1年後に帰還船を派遣、華南地方を中心とする華僑農場にインドネシアの難僑を大量に「安置」した。事件から2年後、西カリマンタンでは残共勢力が、国境を南下したサラワクのマラヤ共産党系ゲリラ組織とつながり、ゲリラ活動を展開、CCPはファシスト政権に対する武装闘争だとして賞揚した。しかし先住民のダヤク



族による現地華僑への襲撃により、西カリマンタンの華僑は離散し、共産ゲリラは国軍の殲滅作戦により壊滅した。

事件の波紋はそれまでの中国と東南アジアとの関係に構造的変動をもたらした。ソ連が東南アジアに進出し、中華民国台湾政府がインドネシア工作を本格化させアダムマリクがこれに呼応した。日本はスカルノからスハルトに乗り換えて経済進出を図り、インドネシア政府は対マレーシア融和政策に転換し、ASEAN 結成を主導した。中国では文化大革命がおり、アジア最後の革命の徒花となった。中国は米ソを主敵にまわして完全に国際的に孤立したが、国際関係の枠組としての中間地帯・統一戦線論、新興国紐帯の論理としてのバンドン精神は残り、アジア・アフリカ人民連帯のための国際広報活動を展開した。PKI も 1966 年 8 月に再建して北京に活動の拠点を移した。しかしながら、非同盟・中立・非戦を旨とするバンドン体制は 10 年で崩壊した。

## 総合コメント 1

弘末 雅士 (立教大学)

本セミナーの趣旨説明では、植民地時代の国境線から脱却し、周辺地域やグローバルな動きとの関連を重視する必要性が述べられた。地理的なインドネシアと周辺世界との関係の中で、両者がどのように関連して動いているのかを同時に検討することは容易ではない。しかし、今回のセミナーではさまざま有益な報告を聞くことができた。

小林篤史氏、太田氏の報告では、ウェスタンインパクトと東南アジア社会の自律性という問題について、欧米の経済活動あるいは彼らが構築しようとした世界経済秩序と東南アジアの域内交易ネットワークとの関連性が示され、19 世紀に華人商人が重要な役割を果たしていたことが確認された。小林寧子氏の報告では、インドネシア・ムスリムによる日本への関心の高まりと日本によるイスラーム・プロパガンダとの関連した動きが示された。山口氏の報告では、インドネシア・ムスリム社会とアラブ地域、特にエジプトとの関係について、出版物を通してナショナリズムとイスラーム主義についての議論が高まっている点、また仲介者としてのエジプトに存在するインドネシア人ムスリムの役割が提示された。山崎功氏の報告ではインドネシアのオルデ・バル（新体制）と日本のオルデ・バル（高度成長）の形成が対応していると指摘し、馬場氏の報告では 9・30 と文化大革命との関連性が考察された。このような意味で「世界史の中のインドネシア史を考える」というプロジェクトは有意義なものであったと考える。

それと同時に、国民国家のインドネシアを成立させたもの、あるいはさせているものは何であるのかという問題も改めて考察すべき課題であると考え。本セミナーの第2セッションでは1870年代まで、第3セッションでは1930年代が中心となったが、その間に、インドネシア民族主義、オランダ領東インドの原型が確立した。この部分をどのように考えるのかという問題が本セミナーのプログラムからは落ちている。私自身は、現在のインドネシアはオランダ東インド会社の時代からヨーロッパとの交流があり、インドネシアとヨーロッパを仲介する欧亜混血者の役割が重要であると考え。彼らのネットワークの上にインドネシア民族主義運動のネットワークが形成された。また、インドネシアの形成の上でもう一つ重要なのが日本軍政時代とその直後であるが、ここも今回のプログラムから漏れている。日本軍政直後、リアウ王国のスルタンの復興運動を海峡植民地の華人達が展開させていた。このように、今の国民国家のあり方と違うモデルがこの時期にいろいろ考えられていたことがわかる。それが、この後どのような展開の中で、今日のインドネシア、シンガポール、マレーシアという枠組みになっていくのかということもこれから改めて考えていくべき重要な問題であると考え。

## 総合コメント2

青山 亨（東京外国語大学）

南山大学ではこれまでイスラームについてのセミナーを開催してきたが、今回はインドネシア史というテーマで行われた。2日間でこれだけ多くの人を集め、さらに古代史から現代史までカバーするという企画を達成されたのは極めて画期的なことである。またインドネシアだけではなく、「世界史の中」という設定がなされたのはテーマとして優れていると考える。

実際、今回のセミナーでは、古代史から現代史までカバーする中で、古代では刻文、近世・近代では貿易統計などの植民地文書、20世紀に入ると一般の雑誌の記事、現代では公文書・新聞・聞き取りなど、様々な手法を用いた史料の集め方によって歴史にアプローチしていて、そのような意味で多様性のあったセッションであった。また、「世界史の中」という条件については、古代史では島嶼部と大陸部との比較、近世・近代では英語史料とオランダ語史料の統合、20世紀に入るとアラビア語雑誌と現地語雑誌の統合、現代では様々な公文書・中国語史料・聞き取りといった観点が入り、「世界史の中のインドネシア史」を考える上でたいへん興味深い報告が多かった。

今後の課題として、このセミナーで語られなかったことは何であるのかという点を指摘したい。すでに日本軍政期については言及があったが、第1セッションと第2

セッションとの間には8世紀近いギャップがある。この時期はムラカ世界をどのように理解するのが重要であると考え。ムラカの歴史はしばしばマレーシアの歴史という国民史の中に回収されることが多いが、やはりそれは問題である。ポルトガルの占領後、ジョホールとリアウの分裂で、ジョホールがマレーシア、リアウがインドネシアという分断につながった。そのような意味でムラカ世界をもう一度、世界史の中で考えてみるべき必要がある。またムラカ世界の後、「交易の時代」が訪れる。その中には、アチェ、バンテン、ジョホール、ブルネイ、パタニ、テルナテ、ティドーレ、さらにマニラ、アユタヤも入っている。これらの地域は今回の企画で取り残されていた部分である。実際、アチェ、バンテン、ジョホール、パタニ、それにマタラムがその後の近世国家につながり、やがて国民国家につながっていくため、この辺の議論もまた別の機会にできればと感じた。

若手、つまり次の世代の研究者を育てるということもこのセミナーの重要なポイントであると考えが、もう少し学生・院生が参加してほしかった。次回は学生・院生がもっと参加できるような形での企画・広報が必要であると考え。また、このセミナーから大学教養レベルの教材のような形でまとめたものができれば、次の世代の若手研究者の育成につながってくるのではないかと感じた。

(文責：小林 寧子、赤崎 雄一)



山崎 美保氏



川上 桂氏



小林 篤史氏



太田 淳氏

世界史の中のインドネシアを考える



会場の風景（一目目）



小林 寧子氏



山口 元樹氏



服部 美奈氏



高地 薫氏



松村 智雄氏



馬場 公彦氏



弘末 雅士氏





青山 亨氏



会場の風景 (二日目)

## 現地人材育成の進展とアジア子会社の展開可能性：その2 （中国出張報告）

林 尚志

出張先：中国（香港，深圳，東莞，上海）

期間：2013年8月25日～9月7日

### 1. はじめに：今回の調査と「3つの疑問点」

筆者はこれまで、日本企業のアジア子会社に対し、主に彼らが現地人材を育成・登用する際に直面しがちな問題点やこれらの解決に向けた取り組みに関して、計3回（1998年，2002年，および2007年）の聞き取り調査を行ってきたが、さらに昨年の3月から9月にかけて、過去3回の調査とほぼ同様のテーマに関して4回目の調査を行った。すなわち、昨年3月には本誌前号で述べたように、シンガポールおよびマレーシアを訪ね、現地の日本企業計8社に対して新たな聞き取り調査を行った〔第4回調査(1)：本センターによる研究助成〕。その後、昨年6月にやはりシンガポールとマレーシアを訪ね、現地の日本企業計7社に対して〔第4回調査(2)：本学パツへ研究奨励金による研究助成〕、さらに昨年8-9月に中国を訪ね、現地の日本企業など計17社（このうち3社は、日本人が中心となって現地で設立された“現地発企業”）に対して補足の聞き取り調査を行った〔第4回調査(3)：本センターによる研究助成〕。<sup>1</sup>

なお本誌前号では、昨年3月の第4回調査(1)において、事前に予想された「2つの作業仮説」と概ね整合的な回答結果が得られた点について述べたが、その後2回の補足調査を含めた昨年の調査全体〔第4回調査(1)-(3)：以下では、これら全体を“今回調査”として略記〕を改めて概観してみると、これら「2つの作業仮説」と概ね整合的な回答結果が確認される一方で、いくつかの事例では、近年、“アジア子会社に求められる役割”が拡がりつつある中で、本誌前号で述べた“融合型の経験”に関して新たな展開可能性を示唆する観察事実が併せて確認された。

そこで以下では、今回調査〔第4回調査(1)-(3)〕で得られた回答内容に関し、次の「3つの疑問点」に注目しながらその概略を紹介する。

---

<sup>1</sup> 筆者がこれまでに行った3回の聞き取り調査（1998年，2002年，および2007年）の概略については、林（1999，付論1），林（2004，付論1），および林（2008）を参照のこと。また、昨年3月の「第4回調査(1)」の概略については、林（2013）を参照のこと。



[Q1] 前号で紹介した「アジア子会社が直面しがちな“○型 vs. □型”のミスマッチ問題」, およびその解決に向けた“融合型の経験”として理解される「“□型 & ○型”の段階的融合」に関し, 今回調査ではどのような点が確認されたのか。特に「“融合型の経験”を通じて育成される“○型対応能力”」に注目すると, 「この能力が“活かされる局面”」が近年どのように拡がりつつあることが確認されたのか。<sup>2</sup>

[Q2] アジア子会社での“融合型の経験”, およびアジア子会社側の“主体性の向上”に関わる「2つの作業仮説」に関し, 今回調査ではどのような点が確認されたのか。特に, これら作業仮説に関わる“一連の因果関係”に注目すると, 新たに“どのような方向性”が確認されたのか。

[Q3] 上記2点に関する回答内容をふまえると, “融合型の経験”の今後の展開可能性に関し, さらに注目すべき検討課題とは何か。特に, アジア子会社および日本本社双方の視点から“両者が一体となった相互学習・連携能力の向上”にむけて考察すべき諸点とは何か。

## 2. アジア子会社における“ミスマッチ問題”と“融合型の経験”

<従来結果と整合的: 「○型 vs. □型”のミスマッチ」と「“□型 & ○型”の段階的融合」>  
上記の「第1の疑問点」については, 本誌前号で紹介された「“○型 vs. □型”のミスマッチ問題」, および“融合型の経験”として理解される「“□型 & ○型”の段階的融合」に向けた取り組みに関し, 以下の形で2007年までの調査とほぼ同様の観察事実が確認された。<sup>3</sup>

<sup>2</sup> 日本企業が海外子会社において直面しがちな問題点として, 吉原 (1996), 白木 (1999) 等, 従来の諸研究では, 「日本企業の場合, 欧米系企業と比較すると現地人材の経営トップや幹部社員への登用が遅れがちであり, このことが現地人材の不満を生んだり, 優秀な人材を日本企業に惹きつける上での障害となっている」という“現地人材の登用問題”が指摘されてきた。この問題に関しては, その後の議論の展開等を含め, 大木 (2013) が詳細なサーベイ研究を行っている。またこの問題が, 筆者が注目する「“○型 vs. □型”のミスマッチ問題」とも深く関わっていると考えられる点については, 林 (2012) を参照のこと。

<sup>3</sup> 「アジア子会社が直面しがちな“○型 vs. □型”のミスマッチ問題」, およびその解決に向けた「“□型 & ○型”の段階的融合」にむけた取り組みに関しては, 林 (1999, 2004, 2005, 2008 等) を参照のこと。なお, このモデルは, 「職務に対する意識」に関する日本と海外とのミスマッチ問題」に注目した先駆的な研究である石田 (1982, 1995) の「組織の比較モデル: 日本 (J型) vs 外国 (F型)」をふまえたものである。この点に関しては, 林 (2004, p34; 2005, pp.30-34) を参照。

まず、アジア子会社が直面する「“○型 vs. □型” のミスマッチ問題」については、今回調査でも多くの事例で、日本企業で各メンバーに習得が期待される場合が多い“○型対応能力”[“グリーゾーン対応意識・能力” および “知識共有意識・能力”]と、現地人材の間で根強い“□型意識”[“明確責任分担意識” および “知識専有意識”]とのミスマッチ問題に直面しやすいという点が指摘された。

すなわち、日本企業の場合は、企業内の長期定着性を前提とし、各労働者の間に“グリーゾーン”（職務内容や担当があいまいな領域）についても、「周囲の状況を理解しながら柔軟に対応しよう」とする意識が相対的に強いのに対し、労働者の流動可能性が高いアジア各国では、各労働者の間に「事前かつ明示的に割り当てられた職務に対してしっかり責任を果たそう」とする意識が相対的に強いという。このため、生産現場における日常の業務でグリーゾーンに関わるトラブルが発生した場合には、お互いに「これは、私の責任ではないですよ」という姿勢が先に立ち、各メンバーの間に、「知識や情報を共有し、互いにアイデアを出しながら課題解決に向けて協力しよう」とする意識や能力が育ちにくいといった問題点が指摘されてきたのである。

また、この問題の解決に向けたアジア子会社の取り組みについては、今回調査でも大半の事例が、「異なる環境への適応」を図りつつ、“従来の日本企業の強み”を活かす」という意味での“融合型の経験”，すなわち、短期的には「“□型意識”を前提とした体制作り」を進める一方、長期的には「“○型対応能力”（“グリーゾーン対応意識・能力”や“知識共有意識・能力”の育成）に努める“□型&○型”の段階的融合」とも言うべき取り組みを進めてきた点が確認された。つまり、短期的には、現地従業員の“明確責任分担意識”や“知識専有意識”を前提に、マニュアルの充実や社内資格等級制度の整備等の形で“□型基本体制”の確立に注力する一方で、長期的には彼らの“グリーゾーン対応意識・能力”や“知識共有意識・能力”（あるいは、“部署内での連携能力”や“部署を超えた連携能力”）を育てるべく、チーム単位でのQCサークル活動や部門横断型に行う各種プロジェクト等の取り組みの活性化に努めてきた点が確認されたのである。<sup>4</sup>

#### <新たな確認点：“○型対応能力”が活かされる局面の拡がり>

このように、今回調査でも大半の事例において、アジア子会社が“融合型の経験”

<sup>4</sup> 筆者の過去3回の聞き取り調査では、大半の事例で「“□型&○型”の段階的融合」とも言うべき取り組みが確認されたが、その一方で、「各人材に“長期の定着”が望まれる程度」や「育成が図られる“○型対応能力”の内容」に関しては、職位のランクや職務のあり方等に応じ、事例間でかなりの“ばらつき”が存在する点が併せて確認された。たとえば、第1回調査におけるいくつかの事例では、一般ライン工クラスの人材に関して“□型基本体制”の確立が図られる一方、彼らについては「定着による社内技能の育成がそれほど必要とされない」という点が指摘された。これらの点に関しては、林（2000, pp.140-146）の議論を参照のこと。

として理解される「□型 & ○型」の段階的融合」に向けた取り組みを通じて「○型対応能力」の育成に努めてきた点が指摘されたが、その一方で、今回調査で新たに確認された点として、このようにして育成されてきた「○型対応能力」が活かされる局面」が、以下の意味で「より主体的かつ創造的な課題対応を求められる活動領域」へと拡がりつつあったことが注目される。

たとえば、(a)日本本社で開発された「要素技術」をベースとしつつも、アジア子会社が現地消費者のニーズに対応する形で「新たな製品コンセプト」の創出に関わった最終組立メーカーの事例や、(b)「新たな納入先」である欧米系企業やアジア系企業の品質や製品デザインに関する「異次元の要望」に関し、アジア子会社がその対応に関わった部品メーカーの事例などでは、アジア子会社の果たすべき役割が、従来の「日本本社から“与えられた仕事”(使命)を着実に遂行すること」から「自らの力で“新たな仕事”(活躍の場)を見つけ、これを実現すること」へと拡がる中で、「(現地の日本人経営陣を含めた)アジア子会社全体として習得してきた“○型対応能力」が“活かされる局面」が、以下のように拡がりつつあると推察されたのである。

すなわち従来は、アジア子会社が習得してきた“○型対応能力”を「“○型 vs. □型”のミスマッチ問題への対応」という文脈において活かすこと、すなわち、「日本本社で生まれた製品や技能、職務のあり方等をベースに、それらに関して現地で生じがちな“すき間部分”を埋め、これらを(状況に応じて柔軟な対応が可能な)“重なり部分”へと変えていく局面」、もしくは「“日本本社というお手本”をアジア子会社で再現したり、これに対してさらに改善を重ねていく局面」で活かすことが主として求められてきたと考えられる。

これに対し、近年では上記の局面に加え、「“○型 & □型”の融合を通じた新たな価値の創出」という文脈の中で、「“日本企業としての持ち味”と“現地事情に精通する強み”の双方を活かし、現地のニーズや現地系企業の特徴等に応じて“新たな付加価値”ないしは“新たな連携”を生み出す局面」、もしくは、「“日本本社というお手本”と“現地の諸事情”との融合から、従来とは異なる“新たな何か”を生み出す局面」へと拡がりつつあると推察されたのである。<sup>5</sup>

<sup>5</sup> 今回調査で確認されたこれらの取り組みとも関連する形で、延岡(2011)は、近年、電機関連産業を中心に「ものづくり」と「価値づくり」との乖離が拡がる中、日本企業にとって、「顧客との共創」による価値作り」、すなわち、「顧客がもつ潜在的な暗黙知と製造業企業との共創によって(“機能的価値”のみならず)“意味的価値”を生み出すこと」の重要性が高まっている点を論じている。また同様の文脈において、ゴビンダラジャン他(2012)は、近年、世界各国の企業にとって、「白紙の状態」から新興国市場の顧客を念頭にイノベーションを行う「リバース・イノベーション」の意義が高まってきた点を指摘するとともに、その実現にむけた有効な方策の一つとして、「起業家的なチーム」としての“ローカル・グロース・チーム”に権限を与え、「現地のニーズに精通した人材」と“新たな技術・知識をもった人材”の両者が緊密に連携を取れる体制を作ること」の重要性を指摘している。

### 3. “融合型の経験”と“アジア子会社側の主体性向上”に関する「2つの作業仮説」

＜「2つの仮説」と整合的：アジア子会社の“活動領域の拡大”と“主体性の向上”＞

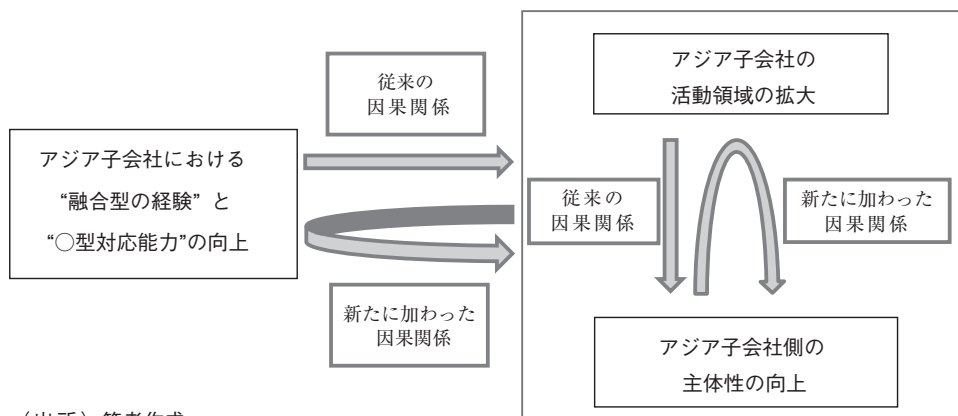
次に、「第2の疑問点」については、本誌前号で紹介された「2つの作業仮説」（『仮説1：アジア子会社における“○型対応能力”の育成 → アジア子会社の活動領域の拡大』、および『仮説2：アジア子会社における“○型対応能力”の育成 → “本社－子会社間”の連携強化 & アジア子会社側の主体性の向上』）のいずれについても、以下のようにこれら仮説と概ね整合的な観察事実が確認された。

すなわち、今回調査の大半の事例では、現地人材の“○型対応能力”の育成が進む中で、アジア子会社が担当する活動内容が“より高度な課題対応能力を求められる領域”にまで拡がりつつある点が確認された。また、これら“より高度な領域”での経験を重ねつつ、現地人材の“○型対応能力”がさらに高まる中で、たとえば日本本社と生産や開発で協業を進める際の“役割分担のあり方”や日本本社に技術支援を求める際の“要望・提案等の内容”等に関し、アジア子会社側の主体性が高まりつつある点が確認されたのである。

＜新たな確認点：“一方向的”から“双方向的・循環的”な関係へ＞

ただし、これら「2つの作業仮説」に関わる一連の“因果関係の方向性”について検討を加えてみると、とりわけ上述の2つの事例 [(a), (b)] のように、アジア子会社の果たすべき役割が、従来の「日本本社から“与えられた仕事”（使命）を着実に遂行すること」から「自らの力で“新たな仕事”（活躍の場）を見つけ、これを実現すること」へと拡がりつつある場合には、以下の図1に示されるように、『“○型対応能

図1 「2つの作業仮説」に関わる因果関係の方向性：  
“一方向的”から“双方向的・循環的”な関係へ



(出所) 筆者作成

力の育成”，“アジア子会社の活動領域の拡大”，“子会社側の主体性向上”の三者の関係」が，従来の「一方向的な因果関係」から，近年は「双方向的かつ循環的な因果関係」へと変化しつつある点が推察された。

すなわち，筆者による2007年までの調査で，欧米市場向けの輸出生産拠点としての役割を果たしてきたいくつかの事例で指摘されたように，従来は、『各アジア子会社の“○型対応能力”のレベルに応じた形で，「日本本社が，各アジア子会社が担当する事業領域や活動内容を割り当てる」』という傾向が強く，図1に示される因果関係の方向性に関しては，「アジア子会社での“○型対応能力”の育成 → アジア子会社の活動領域の拡大 → アジア子会社側の主体性の向上」という“一方向的な因果関係”が中心であったと考えられる。

これに対し，今回調査では，特に上述のようにアジア子会社が「自らの力で“新たな仕事”（活躍の場）を見つけ，これを実現する」という役割を果たしつつある事例においては，図1に示される因果関係の方向性に関しても，前述の“一方向的な因果関係”のみならず，これとは逆方向の「アジア子会社側の主体性の向上 → アジア子会社の活動領域の拡大」，ないしは「アジア子会社側の主体性の向上 → アジア子会社における“○型対応能力”の育成」という“新たな因果関係”が生じつつあり，かつその重要性が高まりつつあるという点が確認されたのである。

#### 4. 今後の検討課題：本社－子会社間の相互学習・連携能力の向上にむけて

最後に「第3の疑問点」に関し，本誌前号で述べた論点，および上記2つの疑問点に関して確認された諸点をふまえ，特に“日本本社－アジア子会社間の相互学習・連携能力の向上”にむけた可能性と課題という論点を中心に，「アジア子会社における“融合型の経験”の展開可能性」に関する今後の検討課題について考察を行う。

##### <問題意識：“相互学習・連携能力”の向上にむけた可能性&課題>

前号でも述べたように，日本企業にとって，アジアをはじめとする海外市場への進出や台頭著しいアジア新興国企業との関わり方が重要性を増しつつある今日，「異なる環境への適応」を図りつつ“従来の強み”を活かす取り組み」として理解される「アジア子会社における“融合型の経験”」を，“日本本社－アジア子会社間の相互学習・連携能力の向上”にむけて有効に活かすことは，今後日本企業が「より双方向的で機動性の高い海外展開」を実現する上で，きわめて有用な方策となる可能性が高いと考えられる。

また上述のように，今回調査のいくつかの事例では，アジア子会社において，従来おもに「“○型 vs. □型”のミスマッチ問題への対応」という局面で活かされてきた



「現地人材の“○型対応能力（“グレーゾーン対応意識・能力”や“知識共有意識・能力”）」が、近年では「“○型&□型”の融合を通じた新たな価値の創出」という“新たな局面”でも活かされつつあり、またその過程で、アジア子会社側の“融合型の経験”や“主体性の向上”に関わる一連の因果関係に関しても、「アジア子会社側の主体性の向上 → アジア子会社の活動領域の拡大 → さらなる“○型対応能力”の育成」という“新たな方向性”が生まれつつある点が確認された。

これらの諸点をふまえると、今回調査の回答内容についてさらに考察を重ね、とりわけ以下の2点に注目しながら、“日本本社－アジア子会社間の相互学習・連携能力の向上”にむけた可能性と課題を探ることは、今後日本企業がアジアを中心とする海外展開を進める上での含意を導くにあたり重要な検討課題になると考えられる。

#### <アジア子会社側：「“新たな局面”での“○型対応能力”の活かし方」を探る>

第1は、まずアジア子会社自身による取り組みに注目し、従来おもに「ミスマッチ問題への対応」という局面の中で活かされてきた“○型対応能力”を、今後、「“日本企業としての持ち味”と“現地事情に精通する強み”の双方を融合し、現地のニーズや現地系企業の特徴に適応して“新たな価値”や“連携のあり方”を生み出す」という“より主体的・創造的な局面”の中で有効に活かすにあたって考慮すべき諸点をさぐるという点である。

この点に関し、筆者も各事例の匿名性の確保に十分な配慮を重ねつつ、たとえば“アジア子会社が果たすべき役割の変化”や“日本本社に対する主体性の向上”に関する各事例間の“共通性”および“差異性”について比較検討を行うとともに、これらの背景にある「各事例が置かれていた諸条件」と関連づけながら、(ア)アジア子会社は、これまでの“融合型の経験”，およびその中で育ててきた“○型対応能力”を“新たな局面”においてどのように活かそうとしているのか、(イ)その実現にあたり、アジア子会社はどのような課題に直面し、その解決に向けてどのような取り組みを重ねているのか、といった諸点について考察を深めて行きたい。

#### <日本本社側：「“本社&子会社が一体”となった学習・連携能力向上」のあり方を探る>

第2は、近年の日本本社における取り組みに注目し、日本本社側から見た「アジア子会社との“相互学習・連携能力”の向上」や「本社と子会社が一体となった“より機動的・積極的なアジア展開”」の実現に向けた可能性および課題をさぐるという点である。

この点に関し今回調査では、多くの回答者によって、“相互学習・連携能力”の向上に向けた日本本社側の取り組みの重要性が指摘されるとともに、近年、日本本社側で、その進展を促すための“体制作り”が徐々に進められている点が指摘された。



すなわち、近年、日本本社の側では、従来の「〇型意識」を前提とした職務のあり方に内在する問題点（ムダな“重なり部分”が大きい、責任・権限体制が不明確となりやすい etc.）が認識されるとともに、これらの問題を軽減するにあたり、「□型意識」と補完的な職務のあり方（職務内容の“見える化・しくみ化”を進める、責任・権限関係の明確化を図る etc.）を導入する「（日本本社版の）“〇型 & □型”の段階的融合の取り組み」が進められ、その結果、「日本本社－アジア子会社間の“しくみの共通化”」が進んできた点が指摘された。また、いくつかの事例では、（現地人を含む）幹部人材間の人事交流や、本社がコーディネーター役となった技能交流会等を通じて築かれた“顔の見える関係”をベースに、本社と子会社、ないし複数の子会社間で、“互いの得意分野”を活かした“自発的な連携”の動きが増えつつある点が指摘された。

ただしその一方で、(ア)日本本社の経営陣および各従業員が、急速に変化する現地の動向や諸事情を、臨場感や切迫感をもって迅速・的確に理解することは容易ではない、(イ)職務を進めるにあたっての各種ルールや手続き等の面で、「日本（or 日本本社）を基準としたあり方」が問題となる場合がある等、「日本本社－アジア子会社間の“相互学習・連携能力”をさらに高める上で改善すべき課題」が未だ残されている点も、いくつかの事例で指摘された。

今後は、これら日本本社側の取り組みについても、各事例間での共通性や差異性、およびこれらの背景にある諸要因等について考察を加えながら、アジア子会社、日本本社の両者が一体となって相互学習・連携能力を高めるにあたって有用な含意をさぐっていきたいと考えている。

## 参考文献

- Govindarajan V., and C. Trimble, 2012, *Reverse Innovation: Create Far from Home, Win Everywhere*, Harvard Business School Press. [ビジャイ・ゴビンダラジャン, クリス・トリンブル (2012) 『リバース・イノベーション：新興国の名もない企業が世界市場を支配するとき』（渡部典子訳）ダイヤモンド社].
- 林尚志 1999. 「日本型人材育成システムの有効性と課題：日系メーカーシンガポール・マレーシア子会社における事例研究」『南山経済研究』14 (1・2) : 345-375.
- 林尚志 2000. 「日本型人材育成システムの適応可能性：日系メーカーシンガポール・マレーシア子会社における事例研究」『南山経済研究』15 (2) : 135-165.
- 林尚志 2004. 「日系メーカーアジア子会社における人材育成：“〇型&□型”の融合に向けた取り組みをめぐって」『南山経済研究』19 (1) : 1-34.
- 林尚志 2005. 「“〇型 vs. □型” モデルの再考：日系メーカーアジア子会社における取り組みから」『国際ビジネス研究学会年報 2005 年』11 : 29-44.

現地人材育成の進展とアジア子会社の展開可能性：その2（林 尚志）

- 林尚志 2008. 「アジア子会社における現地人材の取り組みをさぐる：日系企業等への現地聞き取り調査から」『南山大学アジア・太平洋研究センター報』3：1-13.
- 林尚志 2012. 「“早すぎる登用”と“実力に応じた登用”：日系企業中国子会社における事例研究」『南山経済研究』27(1)：57-89.
- 林尚志 2013. 「現地人材育成の進展とアジア子会社の展開可能性：シンガポール・マレーシア出張報告」『南山大学アジア・太平洋研究センター報』8：83-88.
- 石田英夫 1982. 「日本型ヒューマン・リソース・マネジメント：過程と構造」『日本労働協会雑誌』24(12)：13-22.
- 石田英夫 1995. 「フレキシビリティの再検討」『慶応経営論集』12(3)：35-54.
- 延岡健太郎 2011. 『価値づくり経営の論理 日本製造業の生きる道』日本経済新聞社.
- 大木清弘 2013. 「国際的資源管理論における日本企業批判 日本人海外派遣者問題の再検討」組織学会（編）『組織論レビューⅠ 組織とスタッフのダイナミズム』白桃書房：1-42.
- 白木三秀 2011. 「人材グローバル化の諸課題 日本在外企業協会調査からの考察」『月刊グローバル経営』2011年5月号：4-9.
- 吉原英樹 1996. 『未熟な国際経営』白桃書房.

## アメリカ出張報告

小尾 美千代

出張先：アメリカ合衆国

出張期間：2013年8月27日～9月6日

今回のアメリカ合衆国への出張は、シカゴで開催されたAPSA (American Political Science Association: アメリカ政治学会) 年次大会への参加出席と、メリーランド大学での資料収集を目的とした。

今年のAPSA年次大会は「パワーと説得」をテーマとして8月29日から9月1日まで開催されたが、今回は主に「国際政治経済 (International Political Economy)」、 「科学、技術、環境政治 (Science, Technology, and Environmental Politics)」分野のそれぞれのセッションを中心に参加し、環境問題やFTA (自由貿易協定) や地域統合に関連するアメリカ政治および国際政治に関する研究報告を聴講する機会を得た。APSA年次大会では各分野で10程度のセッションが開催され、一つのセッションでは3～5程度の研究報告が行われる。今回は、「気候変動をめぐる政治経済 (Political Economy of Climate Change)」、 「エネルギー、環境、政治 (Energy, the Environment, and Politics)」、 「気候変動をめぐる比較政治 (Comparative politics of climate change)」などのセッションに参加した。

多くの研究報告の中では、特にアメリカの州レベルでの気候変動問題への取り組みに関する研究が非常に興味深いものであった。アメリカは長らく世界の温室効果ガス排出大国であった。現在では世界一が中国、第二位がアメリカとなっており、2010年においてはこれら2か国で世界の40%以上を占めているが、人口一人あたりの排出量ではアメリカが世界の17.4tとなっており、第二位のロシアの11.4tと比較してもその多さが見てとれる。総排出量でも一人あたりレベルでも排出大国と言えるアメリカは、ジョージ・W・ブッシュ政権期の2001年に、先進国に温室効果ガスの排出削減を義務付けた京都議定書からの離脱を表明したことから、アメリカ政府は気候変動対策に消極的であるとの印象を国際社会に強く与えることとなった。もっとも、アメリカではそれ以前の1997年に上院議会において、アメリカ経済に悪影響を及ぼさないことと途上国の参加を京都議定書への署名要件とする「パード・ヘーゲル決議」が95対0という全会一致で可決されていたため、この決議を覆す内容の決議が新たに可決されない限り、アメリカが京都議定書を批准することはほぼ不可能であった。こうしたことからわかるように、アメリカでは党派や政権の違いにかかわらず、気候変動問題に対する消極的な姿勢は京都議定書が協議された1997年当時から

ら強く示されていたのである。

他方で、京都議定書からの離脱表明がなされた以降、州レベルでは積極的な温室効果ガス削減策が導入されるケースが見られるようになった。アメリカでは国レベルでの排出量が非常に多いため、州レベルでの排出量も日本の地方自治体とは比べものにならないほど多く、例えばアメリカでもっとも排出量が多いテキサス州の2003年の排出量（7億1900万t）はイギリス（5億5300万t）をはるかに凌いでいる。アメリカでは州レベルでの排出量削減であっても世界全体の排出量削減に大きく貢献しうることから、気候変動対策に関しては非常に重要なアクターとなっていると言える。

州レベルの排出量削減の枠組みとして、北東部10州からなる発電所を対象とした排出量取引制度であるRGGI（地域温室効果ガス・イニシアティブ）、中西部6州とカナダの1州からなるMGG A（中西部温室効果ガス排出削減協定）、さらに、西部7州とカナダ4州からなるWCI（西部気候イニシアティブ）がいずれも2000年代後期に形成され、例えばWCIでは2020年までに温室効果ガス排出量を2005年比で15%削減することが目標として設定されているなど、連邦政府とは対照的とも言える積極的な排出削減策が追求されていた。今回のAPSAでの研究報告によると、これらのうち、特にMGG Aは報告者曰く「完全に崩壊した」状態であり、WCIについても部分的に崩壊しているという。RGGIについても持続性が問題になっていることが指摘されたが、これらの要因として、各州での選挙結果としての政治家の変動や世論の変化、制度そのものの内在的要因などが指摘された。

また、メリーランド大学ではMcKeldin Library（マッケルディン図書館）において資料収集を行った。マッケルディン図書館は同大の中心的な図書館であり、アメリカ連邦政府刊行物寄託図書館制度（Federal Depository Library Program: FDL P）のもと、米国政府印刷局（Government Printing Office: GPO）によって刊行された様々な資料が配架されている。今回は、特にアメリカ上院、下院それぞれの議会における気候変動問題を中心とする環境問題やエネルギー問題に関する公聴会の記録について閲覧、収集を行った他、学術雑誌についてもテーマと関連する文献の検索および収集を行うことができ、今後の研究にとって非常に有意義な出張となった。

## インドネシア出張報告

小林 寧子

出張先：インドネシア

期間：2014年2月22日～3月10日

2月22日からアジア言語実習Bの引率でインドネシアのジョクジャカルタ市に出張したが、3月7日に担当任務期間が終了したあと、アジア・太平洋研究センターの支援を受けて、9日までジャカルタに滞在する機会を得た。

8日午前、国立図書館（Perpustakaan Nasional）の雑誌閲覧室で1920年代から30年代の定期刊行物を2種類閲覧し、その後国立科学院（LIPI）の研究者ヒシヤム（M. Hisyam）博士とインドネシア・イスラーム研究の動向について意見交換を行った。短い滞在であったので、活動はきわめて限られた。しかし、ジャカルタのゲーテ・インスティテュートで上演された史劇を鑑賞する機会を得たので、それについて報告したい。この劇は、国家女性人権委員会やインドネシア弁護士協会などの後援を受け、国際女性の日（3月10日）に合わせて、7日から9日まで3回上演された。筆者が観劇したのは初日である。

上演された「Nyani Sunyi Kembang-kembang Genjer（ゲンジェルの花寂唱）」は、「9・30事件」に連座したとして政治犯になった旧共産党系組織の女性活動家の証言に基づいて、脚本が書かれた。政治的緊張の高まったインドネシアの首都ジャカルタで、1965年9月30日（実際は10月1日未明）、陸軍指導者7名が拉致・虐殺された。すぐ反撃に出た国軍は、この事件の黒幕はインドネシア共産党であるとして、全国で反共産党キャンペーンを展開した。その結果、数十万人規模の共産党員やそのシンパが虐殺され、政権は初代大統領スカルノから国軍出身のスハルトへと交代した。インドネシアの内政外交の転換点となった大きな「事件」である。ドラマは、成人した孫娘に旧共産党系の女性組織（ゲルワニ）の活動家だった祖母が自らの体験を語り、そこに彼女の友人4名が訪れて旧交を温めると言う形で進行する。ゲルワニの幹部であった祖母はスラカルタ（中部ジャワ）に住んでいたが、事件後突然逮捕された。夫は行方知れずのままであり、刑務所で女兒を出産した。刑務所の外で育てられるようにと手放した娘とはその後一度も会うことはなかった。しかし、刑務所生まれということがわかって夫に捨てられた娘は、生まれたばかりの孫娘を残してこの世を去る。旧友と再会した祖母は、40年も隠していた秘密を吐露する。収監中に監督官の軍人に繰り返し強姦され、男児を出産していたのである。成人した孫娘は祖母たちが語る

体験と向き合う、この国では一体何が起きたのか。(ゲンジエルは、熱帯に咲くキバナオモダカのこと)

9・30 後、ゲルワニは拉致された将軍たちに性的拷問を与えたふしだらな女性というレッテルを貼られ、かつての活動家は誹謗中傷の中で生きてきた。80 年代末からインドネシアでは女性の NGO 活動家も活躍するようになったが、時として彼女たちに浴びせられたのは「お前はゲルワニだ！」という罵声であった。惨劇からすでに半世紀近くが経ち、すべては共産党の仕業で共産党関係者が犠牲になるのは当然というような公定史観がまだまかり通るのか、インドネシアの民主化の実質が問われる問題である。「事件」や惨劇自体が忘れ去られつつあるというのが、果たしてそうなのだろうか。この脚本は、65 年政治の犠牲となった女性たちを忘れるのを拒み、彼女たちに声を与えるためにつくられたという。海外団体の HIVOS (オランダの開発 NGO) や Elementair Production (在ロスアンジェルス) の財政支援を受けて製作・上演にいたった。

会場は女性活動家風情の観客 300 人あまりで埋まったが、ジルバブ (ムスリム女性が着用するスカーフ) 姿の女性は数えるほどだった。ジャワでは、共産党系の活動家を虐殺したり、その家族の女性を強姦した実働隊はイスラーム団体ナフダトゥル・ウラマーの青年部だったと伝えられている。しかし、劇の中では国軍は批判されても宗教団体への言及はなかった。避けられていたのだろうか。もしそうであれば、それこそが社会に和解できない亀裂がある証拠のように思えるのだが。ただ、上演に際して少なくとも妨害活動は見受けられなかった。